

森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市



みんなの笑顔 元気を合わせ

誇りときずなで未来を創る



NANTAN

南丹市総合振興計画

平成20年3月

はじめに

～「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」をめざして～



南丹市長

佐々木 稔納

様々な課題を乗り越え住民の英知と情熱を結集し新しい時代を切りひらくべく、平成18年1月1日南丹市が誕生しました。

本市は京都市に次ぐ広大な面積を有し、四季の彩りに満ちた美しい清流とその水源をかん養する森、農林産物の恵みをもたらす里のきらめき、人情味にあふれ来訪者の心を癒すふるさとの原風景、都市圏近郊の好条件を活かし利便性を一層高めている中心市街地、高い理想と個性あふれる多くの大学等の立地など、異なる様々な顔を持っています。

これらの多面的で多彩な特長を一層際立たせて市のオリジナリティを高めるとともに、市民の感性あふれる視点が活き、高齢者や障がいのある人の願いが尊重され、そして子どもたちの夢が豊かに育まれるまちづくりが重要です。

そこで、本総合振興計画では、これらの想いを大切に、かけがえのない“ひと”と“もの”を南丹市の宝としていっそう磨いていくため、「みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る」をまちづくりのテーマとし、市の将来イメージを「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」と掲げました。

少子高齢化の著しい進行と人口の減少、地域経済や地域産業の低迷、都市と地方の格差の広がりなど、行財政を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、きらめくふるさと南丹市を市民の誇りとして内外へ情報を発信し、市の価値を高め、人々が住んでよかったと実感できるまちづくりを、市民と行政のパートナーシップにより実現してまいりたいと存じます。

本計画を策定するにあたり、大変熱心なご審議をいただきました審議会委員、市議会議員の皆様、そして数々の貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様方に、心からの感謝を申し上げます。

平成20年3月

目次

第1部 基本構想

1 「南丹市総合振興計画」とは	6
2 まちのすがた、これまでの歩み	8
3 まちづくりへの市民の想い	10
4 まちを取り巻く動向	14
5 活かしたい特性と取り組みたい課題	17
6 私たちがめざすのは、こんなまち	21
7 人口フレーム	30
8 将来のまちのすがた	31
9 基本構想の実現に向けて	34

南丹市総合振興計画基本構想・基本計画全体図	35
-----------------------	----

第2部 基本計画

基本計画の各節の構成について	38
----------------	----

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	39
1 安心して子育てできるまちをめざす	40
2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる	45
3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる	49
4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する	52
5 ふるさとで働ける場をふやす	59
■ともにめざす目標指標	62

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	63
1 豊かな緑と清流を守る	64
2 資源が循環するまちをつくる	70
3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる	75
4ひとを温かく迎える	80
5 伝統文化を継承する	85
6 暮らしの安全と安心を守る	87
■ともにめざす目標指標	92

第3章 人・物・情報を高度につなげる	93
1 高速移動の網を広げる	94
2 鉄道をさらに便利にする	96
3 安全で快適な主要道路でつなぐ	98
4 誰もが安心な地域交通システムをつくる	102
5 双方向の情報通信基盤をつくる	104
6 にぎわいの市街地をつくる	107
■ともにめざす目標指標	112

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	113
1 共に生きるまちづくりを進める	114
2 住民自治の地域づくりを進める	117
3 多様な担い手のパートナーシップを育てる	119
4 大学等と連携し、ともにまちをつくる	122
5 未来を担う人づくりを進める	125
6 行財政改革を推進する	128
■ともにめざす目標指標	131

資料	132
アンケート結果	
南丹市総合振興計画審議会条例	
南丹市総合振興計画審議会委員名簿	
基本計画策定 部会構成	
南丹市総合振興計画 策定の経過	
南丹市総合振興計画諮問書	
答申書=基本構想	
答申書=基本計画	
用語解説	

基本構想

Grand Vision

- 1 「南丹市総合振興計画」とは
- 2 まちのすがた、これまでの歩み
- 3 まちづくりへの市民の想い
- 4 まちを取り巻く動向
- 5 活かしたい特性と取り組みたい課題
- 6 私たちがめざすのは、こんなまち
- 7 人口フレーム
- 8 将来のまちのすがた
- 9 基本構想の実現に向けて

南丹市総合振興計画基本構想・基本計画全体図

1 「南丹市総合振興計画」とは

(1) 計画の目的

京都府船井郡の園部町、八木町、日吉町および北桑田郡美山町は、それぞれ固有の地域特性と誇りを持ち、それらを活かした個性あるまちづくりを進めてきました。また一方では、異なった地域課題を持っていました。各町の住民は、それぞれのまちづくりへの想いを合併協議の中でひとつにし、平成18年1月1日、「南丹市」が誕生しました。

「南丹市総合振興計画」は、「ふるさとに誇りと希望をもち、安心して暮らせる“ぬくもりのあるまち”～農村にもう一度ひとが住み、若者が定住できる環境づくり～」を将来都市像とする「新市建設計画」を踏まえながら、南丹市を今後「このようなまちにしよう」という将来像を掲げ、市が行うこと、市民が行うこと、市民と行政が力をあわせて進めていくことなどの方向性を示すまちづくり計画です。

時代は地方行政や経済などの各分野において大きな転換期を迎え、国民全体の意識や地方の在り方も変化しています。こうした変化の時代に対応し、市民、地域、企業および行政が一体となって、魅力と活力にあふれたまちづくりに取り組む指針として、ここに「南丹市総合振興計画」を策定します。



(2) 計画の構成と期間

総合振興計画は、基本構想、基本計画および実施計画により構成します。

①基本構想

基本構想は、10年後（平成29年度）の南丹市を展望し、まちの将来像とこれを達成するための基本方針を示すもので、南丹市のまちづくりの指針となります。

②基本計画

基本計画は、将来像を達成するための施策方針です。計画期間は総合振興計画の期間の前期に相当する平成20年度から平成24年度の5年間として、施策方針およびこれらに関する数値目標（ベンチマーク）を示します。

また、平成25年度から平成29年度の後期については、社会経済情勢の変化や計画の評価などを踏まえ、中間見直しを行い改めて策定するものとします。

③実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策方針を財政的な裏づけを持って実施していくために具体的な事業として示すものです。3年間の計画をローリング方式により毎年度策定し、事務事業の達成目標を明確に定めることなどにより、実効性の高い計画とします。

計画期間

	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
基本構想	10カ年									
基本計画	前期5カ年					後期5カ年				
実施計画	3カ年			 毎年度ローリング						

(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、基本計画に示す数値目標（ベンチマーク）を、市民とともに5年ごとにチェックし、達成度を評価します。

2 まちのすがた、これまでの歩み

(1) 丹波と南丹

「南丹」は、京都府と兵庫県にまたがる「丹波」の南部地域です。

丹波の名称は、古代は「旦波」と表記され、出雲を中心とした「北ツ海文化」と大和を中心とした「上方文化」の会った地域であり、「旦」の字が示すように、日本の文化の“あけぼの”、黎明を示す地域とも言われています。

南丹は丹波の入り口にあたる「口丹波」のことで、現在の南丹市、亀岡市、京丹波町、篠山市を含む地域です。古くは丹波国の国府や国分寺がおかれ、丹波国の政治・文化の中心地として丹波国を支え、各時代の権力者からも重視されるなど、わが国の歴史において重要な役割を果たしてきました。

(2) 森林と川に育まれた独自の生活文化

南丹地域の多くは森林で、丹波高原と丹波山地の中に、いくつもの盆地や谷がつくられています。これらの中に城下町や村落がつくられ、山に囲まれたそれぞれの地域が独自の生活・文化・経済圏を形成してきました。地域の中で、各集落は生活の糧を里山から得て、山林と深く関わってきました。

また、南丹地域には、丹波高原を平地分水界として、太平洋に注ぐ桂川と日本海に注ぐ由良川の二つの異なる水系があり、それぞれに異なる生活文化圏として歩んできました。

(3) 交通の要衝としての発展

南丹地域は、山陰街道、山陰古道、篠山街道など各方面を結ぶ街道が行き交う地域でもあり、交通の要衝として発展し、街道には多くの人や物資が行き交いました。

篠山街道が「京街道」と呼ばれるように、特に京都に都がおかれてからの丹波は、京都と深く関わります。都に隣接しているため、長い歴史の中で戦によってたびたび大きな被害を受ける一方で、都に近い地の利を活かし、発展してきました。

このように南丹地域は、さまざまな人的・物的資源によって、都や日本の歴史を支え、時に歴史を動かしてきた地域です。

(4) 園部町、八木町、日吉町、美山町の合併による南丹市の誕生

本市は、平成18年1月1日に京都府船井郡の園部町、八木町、日吉町、および北桑田郡美山町の合併により誕生しました。

それぞれの町は、近年個性的なまちづくりを進めてきており、園部町は「国際学園都市」をめざし、大学・専門学校の誘致や国際交流を進めるとともに、高度情報基盤整備や子育て支援を重点的に進め、住宅地開発も行ってきました。また、るり溪温泉の整備などによって、観光振興を進めてきました。

八木町は、京都市から特に至近な立地からも、企業誘致を進め、優良な企業が数多く立地しており、また、公立南丹病院によって南丹地域の高度医療の拠点としての役割を担ってきました。平野部を中心に農業も盛んで、資源のリサイクルなども積極的に進めてきました。

日吉町は、明治鍼灸大学および同附属病院が立地しており、近年は日吉ダム周辺における温泉施設などリゾートゾーンの整備や下水道整備、高齢者を中心にした保健・福祉などの充実を進めてきました。

美山町は、広大な自然を背景にグリーン・ツーリズムの展開とともに、特産品開発・販売を意欲的に進め、「日本一の田舎づくり」をめざして地域そのもののブランド化を図ってきました。昔ながらのかやぶき民家が建ち並ぶ地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、多くの人々が季節を問わず訪れています。

(5) 現在の南丹市の姿

南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接する面積616.31平方キロメートル（京都府の13.4パーセント）の、府下では京都市に次ぐ広大なまちです。

道路は、京都縦貫自動車道のほか、南部に国道9号、国道372号、国道477号、北部に国道162号などが走っています。

鉄道は、南東の京都市から北西にかけてＪＲ山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあります。平成21年4月にはＪＲ山陰本線京都・園部間の完全複線化も開業予定です。



3 まちづくりへの市民の想い

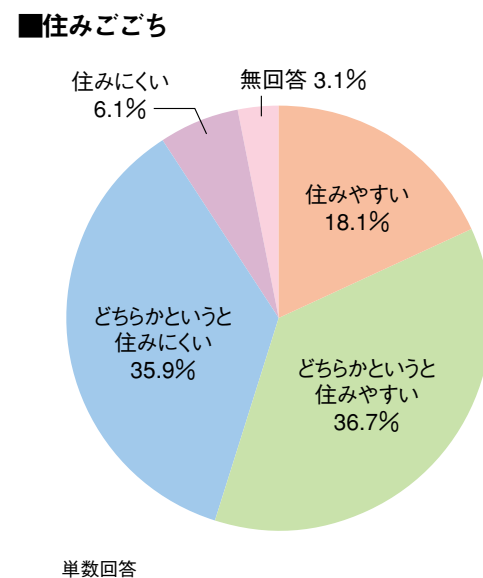
本計画の策定にあたって、平成18年にまちづくりアンケートを実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

まちづくりアンケートの概要			
・調査基準日	平成18年10月1日	・調査期間	平成18年11月2日～11月19日
・調査対象	16歳以上の市民	・調査数	3,000人
・調査実施方法	郵送による配布・回収	・有効回収数	1,351人（有効回収率45.0％）

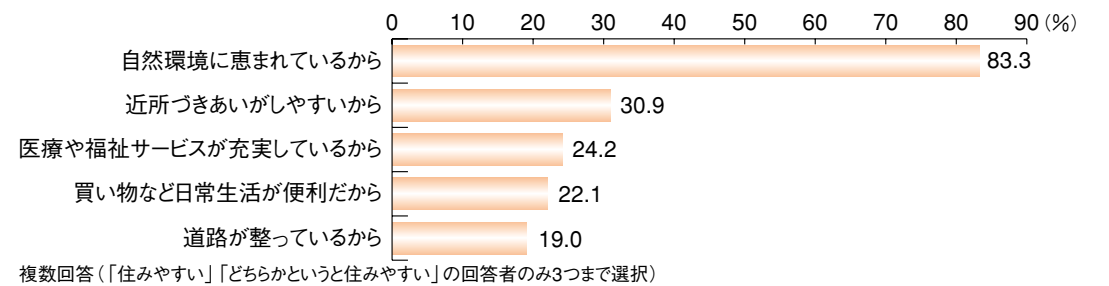
(1) 住みやすさや行政サービス等への評価

本市が住みやすいと感じている市民が54.8%、住みにくと感じている市民が42.0%で、住みやすいと感じている市民は旧園部町で特に高くなっています。

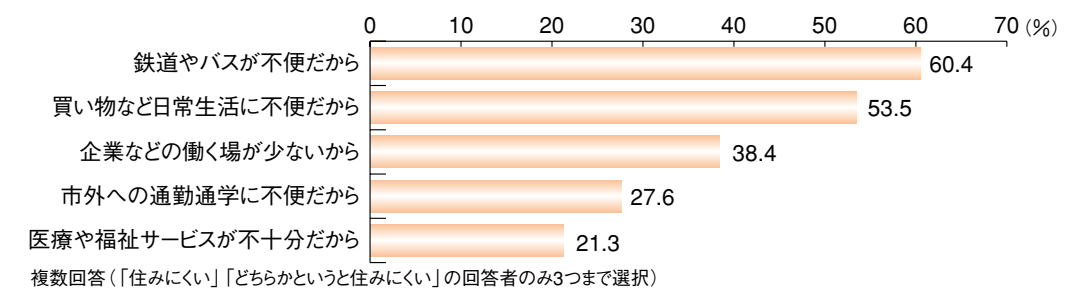
住みやすい理由としては自然環境に恵まれていることや近所づきあいがしやすいことが上位ですが、旧園部町では道路環境や子育て環境、買い物などの利便性が、旧八木町では医療や福祉サービスの充実が、旧日吉町と旧美山町では農業・林業に適した環境や近所づきあいのしやすさが上位です。住みにくい理由としては鉄道やバスが不便なことや日常生活の不便さが上位となっていますが、旧美山町では医療や福祉サービスが不十分であることが他地域に比べ目立って高くなっています。



■住みやすい理由（上位5位）



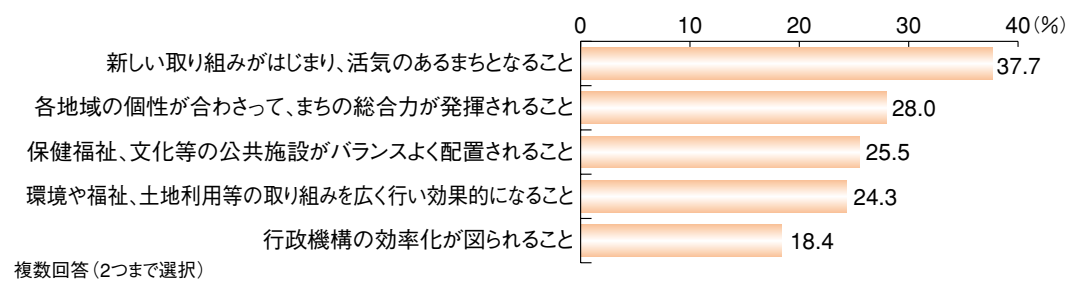
■住みにくい理由（上位5位）



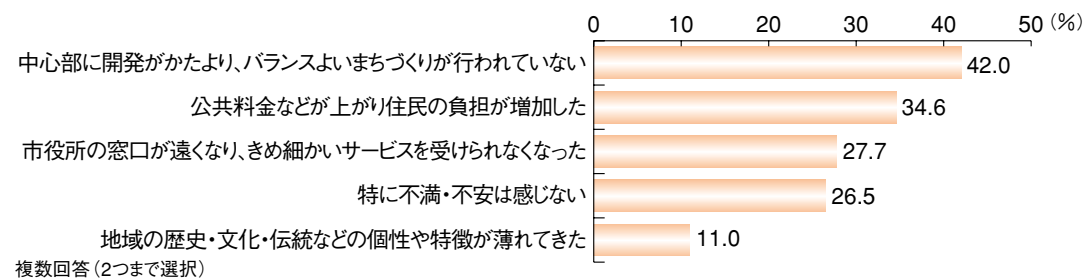
(2) 合併による期待と不満・不安

合併によって今後期待することとしては、新しい取り組みによる活気のあるまちづくりや各地域の個性があわさった、まちの総合力が特に多くなっています。合併への不満や不安としては、合併前からの現状といえる中心部と山間地の開発の差を選ぶ回答が最も高く、次いで公共料金などが上がり住民の負担が増加したことが高くなっています。

■合併によって今後期待すること（上位5位）



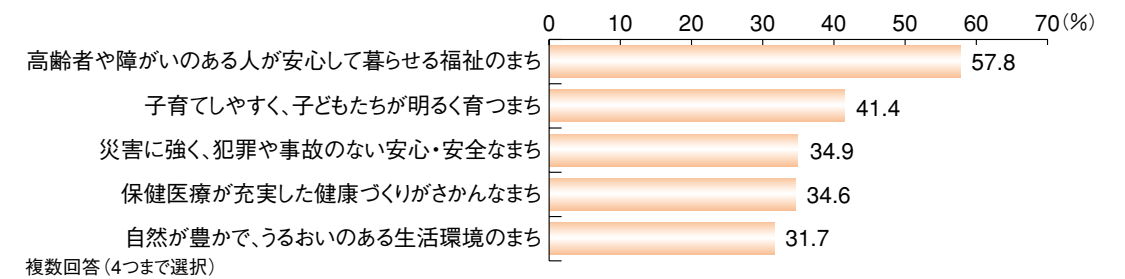
■合併してから不満や不安に思うこと（上位5位）



(3) 南丹市をどのようなまちにしたいか

自分ならば南丹市をどのようなまちにしたいか、については全体で高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる福祉のまち、子育てしやすい子どもたちが明るく育つまちなどが上位で、健康や福祉、子育てや安全管理への意識が高い傾向がはっきり表れています。ただし居住地別で違いも見られ、旧園部町では災害に強く、犯罪や事故のない安心・安全なまちが特に高く、旧美山町では保健医療が充実した健康づくりがさかんなまちが特に高くなっています。また、南丹市を住みよいまちにするために市民ができることとしては、市民が協力して地域の安全を守ることや、市民が協力して地域を美しくすること、市の施策づくりに市民も参画して意見を出すことなどが多く、自分自身が地域のまちづくりに参加するとすれば、どのようなことができるかについては、地域緑化運動や清掃・美化活動、リサイクル活動や省資源活動などが多くなっています。

■将来の南丹市をどのようなまちにしたいか（上位5位）



4 まちを取り巻く動向

(1) 南丹市や地方自治を取り巻く時代の変遷

これまでの10年、地方自治を取り巻く動向はめまぐるしく変化し、行政のあり方も大きな転換を求められています。また、今後も南丹市や地方自治を取り巻く社会情勢は、人口減少社会に突入したことで、自己決定・自己責任の原則にたった地方分権を軸として変化を続けると見込まれます。

南丹市や地方自治を取り巻く動き	
平成10年度(1998)	政府「地方分権推進計画」策定 全国の市町村数3,232(H11.3.31)
平成11年度(1999)	改正合併特例法施行により合併特例債創設
平成12年度(2000)	地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)施行 改正地方分権推進法施行により合併特例債有効期間が1年延長 中央省庁再編。1府12省庁発足
平成13年度(2001)	時限立法の地方分権推進法失効
平成14年度(2002)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定により国庫補助金の見直し や三位一体改革の検討が進む
平成16年度(2004)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」閣議決定により道州制特区の推進、市場化テストの導入の検討が進む 市町村の合併の特例等に関する法律、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、地方自治法の一部を改正する法律(合併関連3法)成立により全国で合併協議が進む 「今後の行政改革の方針」閣議決定により、市町村合併、地方行革の方針が具体化 時限立法の合併特例法失効 新合併特例法(市町村の合併の特例等に関する法律)施行により合併特例債廃止
平成17年度(2005)	全国の市町村数2,395(H17.4.1) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(「新地方行革指針」・総務省)により地方公共団体がおおむね平成21年度までの行政改革の目標数値を掲げた「集中改革プラン」策定・公表 平成18年1月1日 南丹市誕生 全国の市町村数1,821(H18.3.31)
平成18年度(2006)	政府・与党により「歳出・歳入一体改革」案公表。国では平成23年度にプライマリーバランスをプラスにするために今後5年間、11.4兆～14.3兆円の歳出減と2～5兆円の歳入増が目標となる 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」閣議決定および「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務省)により総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革が打ち出される
(今後の予測)	
平成19年度(2007)	地方税制度の見直し、道州制導入検討が進む 「歳出・歳入一体改革」に沿って歳出面で地方交付税交付金など地方税制度の見直し、歳入面で消費税の税率引き上げ等の検討が進む
平成20年度(2008)	南丹市総合振興計画スタート 南丹市全市域でケーブルネットワークサービス開始 JR山陰本線複線化完了予定
平成22年度(2010)	全国自治体数1,000へ向けて平成の大合併第2弾が進む 時限立法の新合併特例法失効 「新地方行革指針」目標年次。地方公共団体の総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革が進む
平成23年度(2011)	「歳出・歳入一体改革」目標年次。国において社会保障費、人件費、公共投資などの削減と歳入増が進み、平成18年時点のプライマリーバランスをプラスにするため計16.5兆円の不足が補われる
平成24年度(2012)	南丹市総合振興計画前期基本計画目標年次
平成25年度(2013)	南丹市総合振興計画後期基本計画スタート
平成29年度(2017)	南丹市総合振興計画目標年次

(2) 社会情勢の動向

●生命と人権の尊重

現代社会においては、治安の悪化、少年犯罪やいじめ、家庭内虐待や自殺など、心の喪失を感じさせずにいられない事象が後を絶ちません。また、性別や年齢、国籍による差別や部落差別など、さまざまな人権侵害に関する問題も存在しています。今後は人とひとがお互いを認め合い、助けあうことができる社会をめざし、生命と人権の尊重をあらゆる施策の基本に据えたまちづくりが求められています。

●安全・安心への取り組み

阪神淡路大震災は地域社会に大きな衝撃を与え、その後各地で多数発生している自然災害や近い将来に起こるとされる大地震への危惧によって、国民の大規模災害への不安が増大しています。さらに、暮らしの基本である食生活と住環境においても、食肉の病原性汚染や建物の耐震構造の問題など、かつては予想しなかった深刻な問題が起きています。

加えて、国際的なテロ、増加・凶悪化するさまざまな犯罪や公共交通機関の大規模な事故など、私たちの生命と財産を脅かす犯罪や事故などによって社会不安はますます大きくなっており、これらに対する安全・安心対策が求められています。

●環境問題を軸とした社会経済の転換

人類社会の成長を支えてきた化石資源を利用したエネルギー消費によって温暖化が進むなど、地球規模での環境破壊が指摘され、環境保全、自然生態系に対する危機感が世界に共有されるようになりました。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動に伴って、環境負荷の増大が深刻な社会問題となっています。今後、持続可能な発展のための社会経済の枠組みが真剣に模索され、適正生産・適正消費・最小廃棄の循環型経済の構築へ向けて、変革が実行されていくものと思われます。

●情報化とグローバル化の進展

情報化の進展により、人々の価値観やライフスタイルをはじめ、産業構造や教育などさまざまな分野において、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、個人情報の保護や情報通信ネットワークを活用した新たなシステムの導入など、行政サービスのあり方にも新たな対応が求められています。

また、国際的な経済の進展やインターネット等の普及によって、企業の国際競争の激化、人材の国際的交流が進んでいる中で、民間や地方自治においても国際感覚を持った人材や組織の育成など、国際化社会への対応が求められています。

●人口減少と少子高齢化を軸とした社会経済の転換

1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、昭和46年の2.16から低下を続け、人口を維持できる水準とされる2.07を下回り、平成17年には1.26（京都府は1.18）となりました。そして、わが国の人口は予測よりも早く、平成16年をピークに人口減少に転じ、これまで経験したことのない人口減少社会を迎えました。また、団塊の世代が高齢期を迎えることなどに伴って、高齢化がいつそう進むものと予測されています。

このような人口減少と少子高齢化の進行は、産業、就労、教育、社会保障、社会基盤、地域コミュニティなど社会経済のさまざまな面に大きな影響を与えています。

●地域における誇りときずなの維持・再生

中央集権型の政治や都市部への資本投入の偏りによって、地域経済の脆弱化と地域から都市部への人口の流出が進み、全国各地の地域コミュニティが本来持っていた共助の機能や地域独自の価値観、そして地域文化の存続が危惧されています。中には65歳以上の住民が半数を超え、共同体としての存続が危ぶまれる「限界集落」も多く出現しています。

これからは、長い時間をかけて地域が培ってきた誇りときずなを重視し、地域コミュニティを維持・再生しながら、その活力を活かす地域づくりが必要です。

●地方分権とパートナーシップの構築

地方分権一括法が施行され、分権時代の地域経営が具体的に進んできました。市民自らが地域のことを考え、自ら治めていくとともに、市町村が自主性を持ち、自らの判断と責任において地域の実情にあった行政を行うことが求められています。

市民も公共を担うパートナーという認識が広まり、まちづくりへの参加意識も高まる中、まちづくりの担い手は市民であることを改めて認識し、市民の自主的、主体的な活動を進めることが必要となっています。

●行財政改革の推進

国・地方ともに厳しい財政状況の中、国では行財政の構造改革が進められており、地方行財政についても国庫補助金や地方交付税制度の改革が進められています。

最も基本的な行財政改革の視点は、大切な税金を効果的に使い、良質の公共財産と公共サービスを形成することによって、将来の世代が夢をもてる社会経済を築くことです。公共投資については、どのような費用対効果を想定したかという事前評価や、どのように進捗しているかという現状評価、実際どのような効果があったかという事後評価を行い、市民に対する説明責任に応えていく必要があります。

そして、よりスリムな体制で、しかも効果的で効率的な行政運営をめざして、職員の政策形成能力の向上、行政システムの改善、執行体制の改革に取り組む必要があります。

5 活かしたい特性と 取り組みたい課題

本市の概況、社会情勢や市民意向等から、南丹市のまちづくりに活かしたい特性と取り組みたい課題を、次のとおりに整理します。

●広大で交通立地がよいまちです

本市は、京都府のほぼ中央部に位置し、福井県、滋賀県、兵庫県、大阪府に隣接する面積約616平方キロメートルの、府下では京都市に次ぐ広大なまちです。

本市へのアクセスとしては、京都縦貫自動車道や国道といった広域道路と、平成21年4月には京都・園部間の複線化が完成予定のＪＲ山陰本線があり、京阪神都市部との時間距離において至近な立地です。

そのため、これまでも都市圏に至近な居住環境を提供しており、併せて多くの企業が進出してきました。

今後はこのような交通立地を活かし、交通ネットワークの充実や有効な土地利用等により、定住促進や企業進出、観光振興をめざしたまちづくりが求められています。

●このままでは人口減少と少子高齢化が全市的に進んでいきます

住民基本台帳と外国人登録人口の合計は平成13年で37,725人でしたが、平成18年で36,302人と、5年間で1,423人の減少となっており、この傾向は本市のいずれの地域にも当てはまります。特に八木・日吉・美山地域においては、減少率も高い上に少子高齢化が急速に進んでいます。さらに、山間地の集落においては高齢化のあまり存続が危ぶまれる「限界集落」が複数出現しており、本市にとって人口減少と少子高齢化は、これらの地域共同体の消滅に結びつきかねない問題ともなっています。

今後は定住化を図る上で、活力を育むまちづくりに加え、少子高齢化への対応や山間地域におけるコミュニティと住民生活維持のための施策が必要です。

●豊かな自然と田園を誇っています

本市は、四季を通じて豊かな自然に恵まれています。大半を丹波山地が占め、るり溪、芦生原生林をはじめ水源かん養機能などの重要な役割を果たす山林があります。また、北部を由良川が、中・南部を桂川が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、田園を形成しています。このような自然を背景に農林業が盛んで、クリ、マツタケ、黒大豆や京の伝統野菜など自然の恵みを活かした良質の特産品があり、畜産も営まれています。

また、水産業も毎年多くの溪流釣客を招いており、これらは本市の観光振興に大きな役割を果たしています。

さらに、本市は府下でも数少ない景観行政団体であり、景観法に基づき、豊かな景観の保全・形成を進めるためのまちづくりを自ら行なうことができる自治体となっています。

現代人が癒される美しい自然やふるさとの原風景が多く残る本市においては、これらの自然や産業を未来に継承しながら、自然と共生した暮らしの実践や自然資源をテーマとした交流産業の振興が求められています。

●多様な地域資源がお互いを高め合っています

合併前の旧4町のまちづくりは、子育て支援や企業誘致、観光振興など、それぞれに特色があります。また地域資源も豊富で、日吉ダム周辺施設、日本の原風景の残る美山のかやぶき民家群、るり溪高原と温泉施設、大堰川河畔などの観光資源や、数多くの神社仏閣などの貴重な歴史文化遺産を有しています。

このように本市では、個性的なまちづくりの取り組みや多様な地域資源がお互いを高め合っています。今後は本市に引き継がれた優れた取り組みを全市に広げ、素晴らしい地域資源を結び、活用したまちづくりが求められています。

●市民相互の一体感の醸成と交流が求められています

合併前の旧4町は、広域行政においてさまざまな連携を行ってきましたが、一方では独自のまちづくり、地域づくりも進められ、それぞれに異なる独自の文化や地域性、住民意識が育まれてきました。

また、広大な面積の本市には数多くの集落が点在しており、市街地、新興住宅地、農村集落等その特性が大きく異なっています。

そのため、地域住民がお互いのこれまで培ってきた文化や地域性を認め合いながら、必要に応じて活かしあい、心をひとつにしてまちづくりを進めるための交流機会、そのための仕組みづくり、組織づくりが重要です。

併せて交通・情報のネットワークも交流と暮らしを支える基盤として重要で、市内を結ぶ幹線道路および生活道路の整備や公共交通手段の充実が求められています。特

に高齢化が進む山間地域の諸集落はそれぞれ遠隔にあり、暮らしの安心と利便性を確保する上で、行政窓口サービスの充実と移動手段の確保および情報インフラの整備が求められています。

●地域経済の成長や働く場が求められています

産業別就業者数の割合は、第1次産業と第2次産業就業者が減少し第3次産業へ移行しつつあります。第1次産業の割合は美山地域で高く、園部地域では低いことなど、就業構造は地域によって異なります。

農業については全国的にも低迷が進む中、本市にとっては重要な産業であり、農業産出額は減少することなく推移しています。また、専業農家数は増加していますが、集落の人口減少・従事者の高齢化や産地間競争が進む中、経済面のみならず農地保全、環境や景観保全の面からも法人化の推進や集落営農組織への支援など、いっそうの振興策が必要です。

林業は美山・日吉地域において地場産業となっていますが、長引く木材価格の低迷や林業就業者の減少と高齢化によって林業経営は厳しい状況です。

工業は従業者数、製造品出荷額等とも増加傾向となっており、本市の経済を牽引しています。特に八木地域において製造品出荷額等の増加が著しくなっています。

一方商業は市外への消費の流出などにより、事業所数、年間商品販売額とも著しい減少となっています。

今後もなおいっそう、地域ブランドの育成・強化を視野に入れた農林水産業の振興を進めるとともに、企業誘致の積極的な展開および商業振興を進め、働く場がある活気あるまちづくりが求められています。



●活気ある市街地が求められています

園部・八木地域の中心市街地においては、消費の市外流出等により、地元商業が衰退しており、また市内の他地域同様に少子高齢化も進んでいます。しかし、これらの地域は本市の振興を担う中心核でもあり、市街地周辺住民のみならず本市全体に暮らしの利便性を提供する拠点であることから、定住人口の増加や産業振興において中心市街地活性化の計画的な取り組みが求められています。

●生涯を通じて安心できるまちづくりが求められています

本市では、児童の医療費無料化を高校生まで拡大するとともに、保育をはじめとした子育て支援を全市的に強く推進しています。また、公立南丹病院や明治鍼灸大学附属病院など、高度な機能を備えた病院もあり、高齢者介護施設も各地域にあります。今後もこれらを活かし、少子高齢化が進む中、生涯を通じて安心して子どもを産み、育て、人生をまっとうできる安心の保健医療福祉体制を築いていく必要があります。

●多く立地する教育機関を活かすまちづくりが求められています

本市には、明治鍼灸大学、京都医療科学大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、公立南丹看護専門学校、佛教大学園部キャンパスといった多くの高等教育機関が立地しており、約3,700人の学生が行き交う教育のまちとしての特徴があります。

市内に居住している学生も多く、地域の活性化の一翼を担っています。また、市ではこれらの教育機関とさまざまな連携、交流を行っており、今後は京都新光悦村をはじめ、市内に立地する企業も交えた産学官の連携が求められています。

また、より多くの学生が市内に居住できるよう、生活環境の利便性の向上等を図り、ひいては卒業後も本市において就業・定住できる受け皿づくりを進めていくことが求められています。

●行財政改革のいっそうの推進が求められています

本市の財政は、地方交付税の見通しも不透明な中、歳出の増加も予想され、非常に厳しい状況にあります。

地方分権の進展によって行政そのもののあり方も大きな転換を求められ、厳しい地方税財政制度改革が予想される中、市民との協働を軸とした地域経営の視点に立ち、人件費、公共サービス、資産・債務管理等の改革をよりいっそう進めるとともに、行政機構や事務事業等の効率化をさらに進めていく必要があります。

6 私たちがめざすのは、こんなまち

(1) まちづくりのテーマとめざす将来の南丹市のイメージ

＜まちづくりのテーマ＞

みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る

＜将来の南丹市のイメージ＞

森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市

本市は、豊かな自然と日本のふるさとともいえる風景に抱かれながら、都市近郊という立地を活かして、産業や教育、福祉・保健・医療の充実を図ってきました。

そして今日、地方にとっては自分たちの望むまちづくりを、自分たちの知恵と力をもって、自分たち自身で進める時代がはじまっています。

私たちはこれから、家庭や地域、企業や学校、そして行政といったそれぞれの立場で、一人ひとりがまちづくりの担い手であるという自覚をもって、お互いに支援し協力しあう仕組みをつくっていきます。

そのため、「みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る」を“まちづくりのテーマ”として、住んでいる地域や世代を超え、まぶしい笑顔、そしてやる気いっぱい元気な元気を合わせて、誇りときずなを大切に、いつまでも生きがいをもって安心して定住できる、未来の南丹市をみんなで創造していきます。

この基本構想では、私たちが描く10年後の南丹市の姿を「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」とし、私たちの誇りであり、長い時間の中でつくられてきた暮らしの舞台である、ここにしかない「森」「里」「街」に磨きをかけ、これから大きく変わろうとする時代にきらめく、いつまでも住み続けたいふるさとをめざします。

(2) まちづくりの基本目標

生きがい定住都市構想

～生涯充実して暮らせる都市を創る～

誰もが、人としての尊厳と生きがいを求めています。本市は、人を大切にしながら、生涯のライフサイクルに応じた福祉・保健・医療・教育・就労などの基盤を整備してきました。

今後、これらの基盤を市内のすみずみまで広げ、横のつながりをもたせるため、出産・保育・教育・就労・老後に至るライフサイクルに対して、自立と生きがいを支援する体制を整え、関係機関との連携を深めます。

これによって、進学期や就労期、退職期などを迎えた人の定住促進を図ります。

● 安心して子育てできるまちをめざす

安心して子どもを産める環境整備と、乳幼児から中高生に至るまでの、さまざまな子育て支援策を充実させます。

● 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

明日のまちを担う子どもたちの学力向上や、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」と豊かな心、また、国際理解の意識を育めるよう、教育環境を充実させます。

● 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

生涯にわたって自ら学び、学んだことを地域で活かせる機会を充実させるとともに、家庭や地域の教育力を高める社会教育、だれもが親しめる生涯スポーツを推進します。また、心や人間性を豊かにする文化芸術の振興を図ります。

● 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する

誰もが安心して暮らせるよう、地域医療の充実、健康づくりと介護予防への支援、食の安全確保、住宅の供給等を進めるとともに、高齢者や障がいのある人がいつまでも住み慣れた地域で過ごせるよう、介護サービスや自立支援サービスを充実させ、住民相互の見守りや助け合い活動を推進します。

● ふるさとで働ける場をふやす

産学官の連携を深め、産業振興や企業誘致、起業支援等によって、市内で働ける多様な就労の場の拡大を図ります。



やすらぎの郷構想

～自然・文化・人を活かした郷を創る～

面積の9割近くを森林が占める本市は、京都府を代表する2つの河川の源流にあって、心やすらぐ自然とおいしい産物に恵まれ、温かい人情と落ち着いた住まいが残り、多彩で豊富な観光資源があるまちです。

このような環境を活かすことによって、笑顔につつまれた暮らしを守るとともに、やすらぎを求める来訪者にも「ふるさと」を提供していきます。

●豊かな緑と清流を守る

豊かな生態系が育まれ、私たちに恵みをもたらす森林や河川を、下流の人々と共に守ります。そのため、府や他市町とも連携しながら、必要な森林の手入れや木材の利用促進、下水道や農業環境の整備、市民・企業への啓発等を進めます。

●資源が循環するまちをつくる

地球にやさしいエネルギー対策や環境学習を進めるとともに、ごみの減量化、再利用・再資源化する環境3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：くり返し使う、リサイクル：再び資源として利用する）を推進します。

●南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

都市近郊の立地と農林水産業を基盤として、安全・安心でおいしい食材の生産・加工・販売など「ほんまもん＝本物」を追求した南丹ブランドの確立と、特産品の開発・流通・販売を促進します。

●ひとを温かく迎える

温かい人情と落ち着いた住まい、多彩で豊富な観光資源を活かして、滞在や交流、居住を希望する人を温かく迎えます。

●伝統文化を継承する

まちの宝である歴史・伝統文化を、市民とともに保存・継承していきます。

●温泉を活かす

自然の中でゆったりとくつろげる温泉を、市民や来訪者の健康づくりや交流に活かしていきます。

●暮らしの安全と安心を守る

市民の生命と財産を守るため、森林や河川の整備、危険箇所への対応や地域防災体制を強化し、地震などの災害に強いまちをつくります。また、交通安全や防犯体制の強化を図ります。



きずなと交流のネットワーク構想

～人・物・情報を高度につなげる～

本市は、都市近郊にあって高速道路や鉄道などの広域交通網が充実している一方、南北・東西ともに広く、移動に時間がかかります。

今後は、さらに高速道路や鉄道の利便性を高めるとともに、市内をつなぐ主要道路や地域交通ネットワークを整備していきます。また、地域と世界をつなぐ情報通信基盤を整備・活用しながら、人がつどい、行き交うまちをつくっていきます。

● 高速移動の網を広げる

京都縦貫自動車道、京都第二外環状道路をはじめ、本市の広域交流と発展に関わる幹線道路の整備を働きかけ、京阪神や若狭方面などへの高速移動の網を広げていきます。

● 鉄道をさらに便利にする

平成21年4月に完成予定のJR山陰本線（京都～園部間）複線化によって、鉄道の利便性が高まります。今後は、園部以北の複線化やダイヤ改正を促すとともに、誰もが利用しやすい駅の整備を進めます。

● 安全で快適な主要道路でつなぐ

本市の一体性を高め、市民の活気のある暮らしを支えるため、市内をつなぐ安全で快適な主要道路の整備を進めます。

● 誰もが安心な地域交通システムをつくる

高齢化が進む中で、誰もが安心して暮らせるよう、より利用しやすい路線バスの充実に加えて、市民との協働による移動支援サービスも含めた地域交通システムの整備を進めます。

● 双方向の情報通信基盤をつくる

テレビやパソコンで、地域や世界との双方向のやりとりができる情報環境をつくるため、情報通信基盤の整備とその活用の充実を進めます。

● にぎわいの市街地をつくる

にぎわいの場をつくるため、核となる市街地の形成や上下水道等の整備、駅周辺の開発や再開発および商業の振興を図ります。



きらめきパートナーシップ構想

～共に担うまちづくりの仕組みを築く～

地方分権の時代において、自己責任・自己決定に基づく主体的なまちづくりが求められています。

行政とともに市民も公共を担うパートナーという認識のもと、共に考え共に取り組む市民と行政とのパートナーシップによって「森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市」づくりを進めます。このため、地域のことは地域で取り組むコミュニティづくりや、まちづくりの多様な担い手の育成、情報公開や参加機会の充実、住民や地域ができないことを担いつつ、より効率化を図る行財政運営を進めます。

●共に生きるまちづくりを進める

みんなが生命と人権を尊重し、男女共同参画による社会づくりをめざし、性別や年齢、国籍や障がいなどによる差別を許さない、共に生きるまちづくりを進めます。

●住民自治の地域づくりを進める

地域コミュニティの維持・再生・活性化のため、むらづくり活動や自治組織を支援し、「地域でできることは地域で解決する」住民自治の地域づくりを進めます。

●多様な担い手のパートナーシップを育てる

NPO、ボランティアなどまちづくりの多様な担い手を育成し、一人でも多くの市民が参加し、年齢や地域を越えて共に手を携え、力を発揮できる仕組みを構築します。また、市民・学校・企業・行政などが共に担うまちづくりを進めるため、公共に関する情報公開や市民参画の機会充実を推進します。

●大学等と連携し、ともにまちをつくる

生涯学習をはじめ、地域活動や地場産業への支援、計画づくりや政策決定プロセスなどにおいて、多彩な大学等との連携を深めます。

●未来を担う人づくりを進める

子どもから大人まで、伝統を守り、新しい時代をともにひらく一員として、住みよい地域づくり、発展するまちづくりや国際交流に活躍する人材の育成を、地域や行政が一体となって進めます。

●行財政改革を推進する

市は市民の暮らしに最も身近な公共団体として、市民にとってより満足度の高い、迅速できめ細かな住民サービスと情報の共有化に努めるとともに、地域の課題を発見し、地域と協力して解決できる市役所づくりを推進します。また、行財政改革を重点的に進め、効率的・効果的な行政運営によって、市民の税金を大切に活かすための基盤強化と財政改革を進めます。



7 人口フレーム

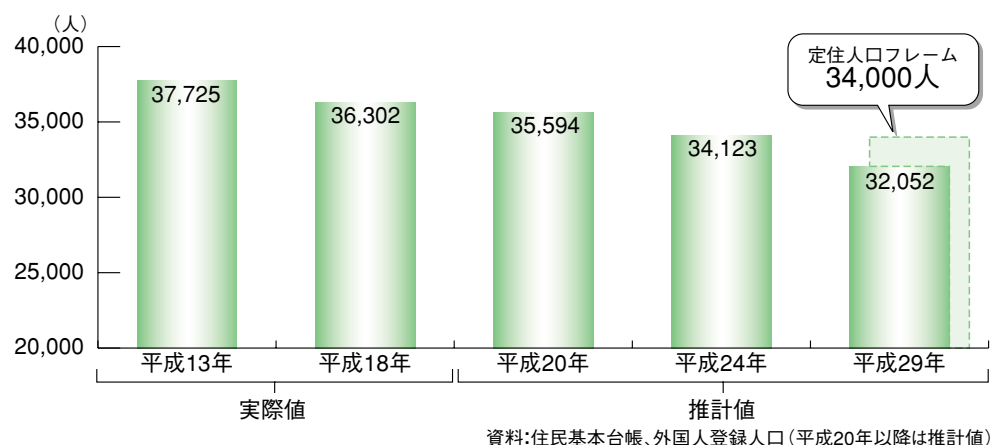
住民基本台帳と外国人登録人口の合計は、平成13年は37,725人でしたが、平成18年には36,302人と、5年間で1,423人の減少となっています。

また、平成13年から18年の住民基本台帳と外国人登録人口をもとにした人口推計では、平成29年には32,052人にまで減少すると見込まれます。

一方、観光入込客数の合計は、平成2年は年間約52万人でしたが、その後、大型誘客施設の開設等の影響もあって大幅に増加し、平成16年では約153万人と、この間に約3倍となっています。

今後は、本基本構想および基本計画に掲げる施策によって生活の利便性の向上や産業の振興を図り、人口の転入を促すとともに生涯を通じた定住傾向を高め、また、観光振興を図ることによって、本構想の目標年次における定住人口を34,000人、交流人口を250万人とします。

■定住人口の自然体の推計値と人口フレーム



平成29年度の人口フレーム

<定住人口>

34,000人

<交流人口>

250万人

8 将来のまちのすがた

恵まれた交通立地のもとに、各地域の産業、自然、歴史、文化資源やこれまでのまちづくりの蓄積を十分に活かした地域整備、市街地整備を図ります。

そのために自然環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図る「ゾーン」、地域活動の基盤となる「拠点」、さらにまちの骨格となる「交流軸」を位置づけます。

(1) ゾーン形成

■ふれあいの森ゾーン

農村景観や芦生原生林等の豊かな自然環境が豊富に存在し、また日本の原風景ともいえる重要伝統的建造物のかやぶき民家群が存在しています。

今後は、これら地域資源を保全し活かしながら都市農村交流を中心とした地域おこしを推進し、グリーン・ツーリズムや都市からの移住促進を図るほか、住民が主体となった農産物加工販売などを進め、自然とのふれあい豊かな地域整備を進めます。

■やすらぎの田園ゾーン

丹波高原の東部の丘陵地帯にあり、なだらかな山々に囲まれた緑豊かな地域で、明治鍼灸大学や同附属病院、交流施設としての多くの人が訪れる日吉ダム周辺レクリエーション施設があります。また、平野部に広がる田園地帯には、農村環境公園やバイオエコロジセンターなどの施設があり、今後はこのような地域特性を活かした農・畜産ブランド化の推進などの産業振興、スポーツ・健康づくりイベントの推進、学習セミナー活動や文化芸術活動の場づくり、余暇施設の充実などの地域整備を進めます。

■にぎわいの市街地ゾーン

この地域は古くから広域交通の要衝として、また地域の政治・経済・文化の中心地として発展してきました。近年はJR山陰本線電化や京都縦貫自動車道の整備により、都市圏との時間的距離がよりいっそう短縮され、企業・事業所の進出や高等教育機関の進出がみられ、地域医療の拠点施設として公立南丹病院があります。

今後は、企業誘致の推進、地元商業の活性化とともにJR駅前開発および再開発事業の推進、住宅地整備、上下水道整備などの市街地整備を進めます。

■ふれあいの森ゾーン

農村景観や芦生原生林等の豊かな自然環境が豊富に存在し、また日本の原風景ともいえる重要伝統的建造物のかやぶき民家群が存在しています。

今後は、これら地域資源を保全し活かしながら都市農村交流を中心とした地域おこしを推進し、グリーン・ツーリズムや都市からの移住促進を図るほか、住民が主体となった農産物加工販売などを進め、自然とのふれあい豊かな地域整備を進めます。

(2) 拠点形成

広域交流軸沿線にあって、商業や医療、行政サービス施設が集積する園部の市街地を中心とする地域を都市拠点と位置づけ、南丹市の中心としての市街地整備による、多様なサービスの集積を図ります。

また、八木、日吉、美山地域の暮らしの中心となる地域を、都市拠点と連携しながら行政サービスと住民活動を支援する機能の集積を図る地域拠点として位置づけます。

(3) 交流軸形成

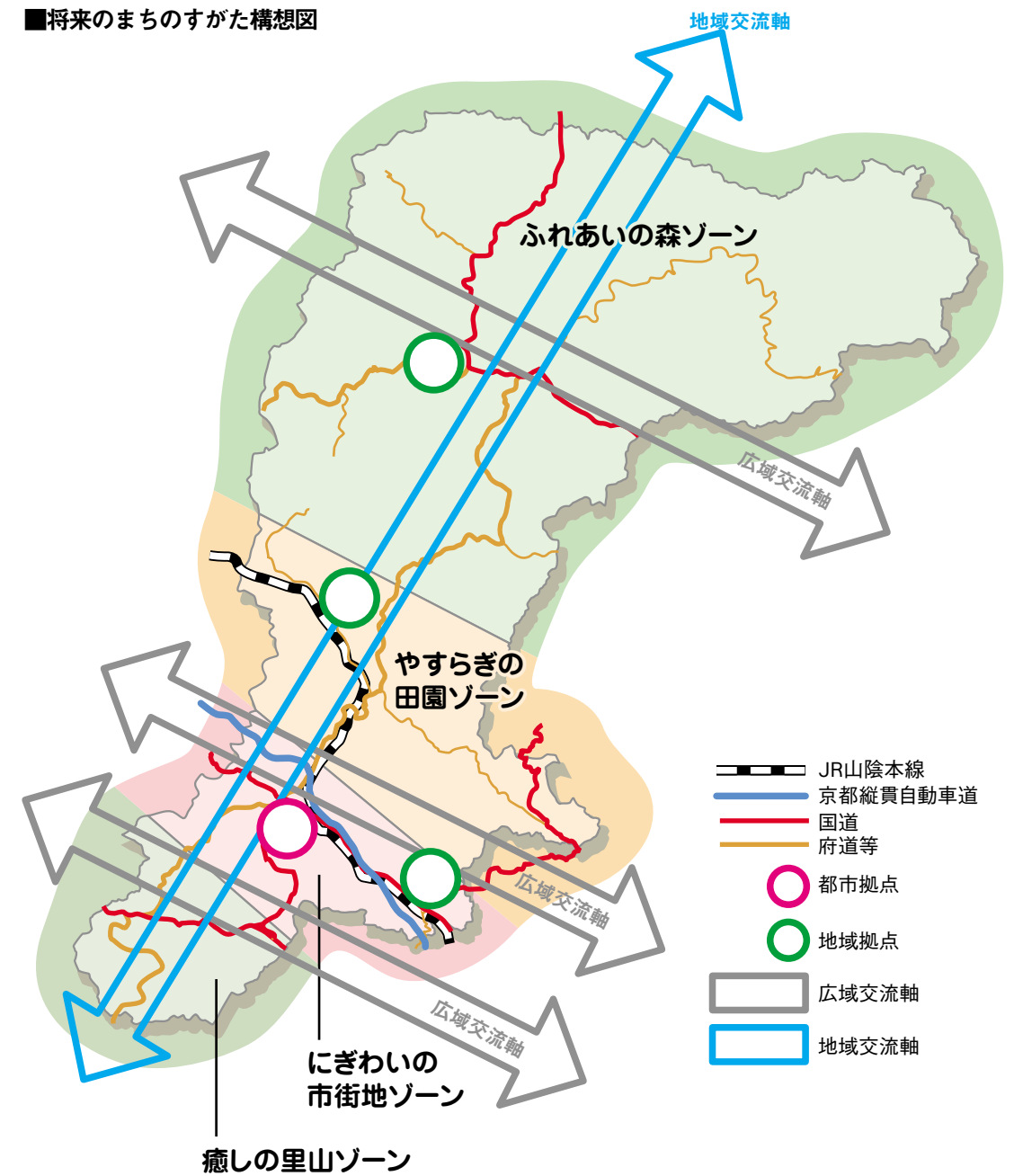
■広域交流軸

京都縦貫自動車道、国道9号、162号、372号、477号の広域幹線とJR山陰本線を「広域交流軸」と位置づけ、活発な交流と物流を促すための整備を促進します。

■地域交流軸

地域間を連絡し、主軸幹線と鉄道・高速道路などとを連絡する市内の主要な府道、市道および広域農道を「地域交流軸」と位置づけ、安全で安心できる道づくりを進め、地域住民の交流を促進します。

■将来のまちのすがた構想図



9 基本構想の実現に向けて

基本構想を実現するために、行政の役割を明確にし、自分たちですべきことは自分たちで、地域ですべきことは地域で、そして、住民や地域でできないことや行政ですべきことは行政で実施するという考えのもとに、協働によるまちづくりを進めます。

(1) 市民と共に築く、地域経営の確立

積極的な情報提供によって行政の透明性を向上させ、まちづくりへの市民参画を促し、市民と行政とが手を携えて築く、自助・共助・公助のバランスを重視した地域経営体制の確立を図ります。

(2) 新たな時代にふさわしい行財政システムの構築

地方分権の大きな流れの中で、時代にふさわしい新たな自治の仕組みを築き、さまざまな環境変化に適切に対応しながら、安定的で質の高い行政サービスと持続可能な行政運営を確保していくため、行政の姿や役割を整理し、スリムで効率的・効果的な行財政システムをめざした改革を推進します。

(3) 広域連携

市民の生活圏が拡大し地方分権が進む中、広域的な行政課題を府や周辺地域、関係機関との積極的な連携交流によって進めます。

■南丹市総合振興計画基本構想・基本計画全体図



基本計画

Master Plan

基本計画

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

第3章 人・物・情報を高度につなげる

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

基本計画の各節の構成について

■現状と課題

社会背景を踏まえつつ、南丹市の現状と課題を記載しています。

■施策の方針

今後5年間の行政の取り組みを記載しています。

■私たち市民の取り組み

一人ひとりの市民、地域や学校、事業所が取り組むことを記載しています。

■みんなで出し合ったアイディア

計画策定の経過で、審議会、団体ヒアリング、パブリックコメントで出されたまちづくりに関する提案を記載しています（計画期間内に着手・実施できるものだけでなく、基本構想がめざす将来像に向けて長期的な視点で検討すべきものも含まれています）。

■ともにめざす目標指標について

施策と市民の取り組みを進めることで達成をめざす数値目標を各章末尾に記載しています。

※現況年度における「H19」については、計画策定時点の状況です。

第1章 生涯充実して 暮らせる都市を創る

- 1 安心して子育てできるまちをめざす
- 2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる
- 3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる
- 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
- 5 ふるさとで働ける場をふやす

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

1 安心して子育てできるまちをめざす

現状と課題

- 本市では急速な少子化が進んでおり、一方では核家族化や女性の社会進出などによって結婚や出産、子育てに対する考え方や環境が、全国の傾向と同様に大きく変わってきています。こうした中、次世代を担う子どもを安心して産み育てられるよう、すべての市民が子育てを取り巻く環境を理解し、地域全体で子育てを支援するまちづくりが求められています。このことによって、定住人口の増加や少子化に歯止めをかけることができ、将来の市の活力が生み出されていくといえます。
- 本市は、このような課題認識に立って、これまで各種の子育て支援策に取り組んできました。とりわけ若い世帯への経済的な支援や、共働き世帯への子育て支援を重要課題と位置づけ、医療費の助成など国・府の制度に加えて市独自の取り組みを進めています。
- しかしながら、子育てをめぐる分野と課題は多岐にわたっており、居住環境や保育といった条件整備をはじめ、妊娠・出産における保健及び医療の充実、男女共同参画の視点に立った家庭づくりへの支援や父親の育児参加の促進、子育てに配慮した就労環境整備、子どもの心身の健やかな成長のための家庭の教育力の向上や学校教育との連携などが欠かせません。
- このため、0歳児から高校生に至るまで、とぎれることなく、健やかな成長を支援する本市の子育て支援策を活かし、今後も「子育てしやすいまち南丹」をめざして、市民と行政が協働してさらなる充実を図る必要があります。
- このような多岐にわたる課題のうち、子育て家庭の相談・交流にかかる取り組みとして、園部幼稚園に隣接する子育てすこやかセンターでは、0歳児から就学前までの子育て相談・情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成などを行っています。今後は、他の八木、日吉、美山の各地域に同様の機能を持つ子育て支

援センターを設置しながら、地域の経験豊富な人材の参加と協力のもとに、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進していく必要があります。また、親子が気軽に集える「子育て広場」の事業も、巡回方式によって市内各所で実施していますが、この取り組みをさらに拡充し、より身近な事業とすることが求められています。

- 近年は児童虐待が社会問題となっており、虐待の発見及び迅速な保護などの対応もさることながら、虐待の背景にある親の孤立やストレスについてもきめ細かな相談などを進め、未然防止を図る必要があります。
- また、保育については、市内11カ所の保育所において、保護者が仕事などのために家庭で保育できない児童の保育を行っており、通常保育以外に、延長保育・一時保育を実施しています。あわせて、保護者の病気などにより一時的に保育が困難な保護者への子育てサポーター派遣事業を行っています。しかし、多様化する保育ニーズに対応するため、今後は、休日や夜間、短時間の預かりや発病時に対応した事業などの検討も加え、いっそうの保育サービスの充実を図る必要があります。
- 2歳児の親子通園事業として園部幼稚園で実施しているすこやか学園については、対象地域が広がったことや、早い時期から集団に参加させたいという希望などから入園希望者が増加しており、「子育て、親育ち」の場として対応できるよう体制を充実していく必要があります。
- 幼稚園の預かり保育については、必要なときにいつでも利用できるため、保護者のニーズは高く、今後もその充実を図る必要があります。
- 市内2カ所の幼稚園については、保育室不足など環境面での課題や、年齢・発達に応じた定数の見直しの課題があり、体制の充実を図る必要があります。
- 市内6カ所の放課後児童クラブについては、核家族化の進行や共働き家庭の増加の中で、子どもたちが健やかに育つためにますます重要となっており、国が提唱している「放課後子どもプラン」の動向を踏まえながら、充実を図る必要があります。

■ 保育所の状況 (11カ所)

単位:人

区 分	保育所職員数	園児数				
		総 数	3歳未満	3 歳	4 歳	5 歳
合 計	61(正職員) 37(嘱託職員) 40(臨時職員)	582	153	136	148	145

子育て支援課(平成19年4月1日現在)

■ 幼稚園の状況 (2カ所)

区 分	幼稚園職員数 (人)	学級数 (級)	園児数 (人)
合 計	21(正職員) 2(嘱託職員) 3(臨時職員)	10	280

学校教育課(平成19年5月1日現在)

■ 放課後児童クラブの状況 (6カ所)

単位:人

区 分	登録児童数				
	総 数	1年生	2年生	3年生	4年生以上
合 計	151	57	45	46	3

子育て支援課(平成19年4月1日現在)

施策の方針

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり

- ◎ 市内各要所に子育て支援センターを設置するとともに、関係機関との連携を強化します。これによって子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成などを進め、地域全体の子育て力の向上を図ります。
- ◎ 子育て中の親と子が気軽に集い、子育てについての悩みや相談も専門職員に気軽にできる「子育て広場」の事業を市内各要所に拡充します。
- ◎ 地域の経験豊富な人材やつながりを活用して、地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進するため、育児支援を受けたい市民と支援ができる市民を結ぶ登録制度を構築し、拠点となるファミリーサポートセンターを開設します。
- ◎ 親の孤立を防ぎ、過度なストレスや悩みを受け止められる仕組みを築きます。

(2) 子育て世帯への経済的支援の推進

- ◎ 若い子育て世帯への経済的な支援として、国の制度に加えて、各種祝金や手当など市独自の施策を進めます。
- ◎ 安心して子どもを育てられる環境を整えるため、市独自の医療費助成を行います。

(3) 多様な保育の推進

- ◎ 共働き家庭が増加する中、子育て世帯を支援する保育サービスの充実を図ります。
- ◎ 子どもたちの社会性や自主性を育む環境づくりに努めます。
- ◎ 通常保育において、延長保育の充実を図ります。
- ◎ 夜間保育や休日保育の実施を検討します。
- ◎ 一時的な保育や緊急時における保育などのニーズに対応し、一時保育や特定保育の充実を図ります。また、病後児保育の実施を検討します。

(4) 就学前教育の充実

- ◎ 幼稚園・すこやか学園が、さまざまな人とのつながりを通じて、子が育ち親が育っていく場となるよう体制の充実を図り、家庭や地域との連携を深めながら、家庭や地域の教育力を高めていく取り組みを進めます。
- ◎ 親に対してどんな支援が必要なのかを見極めながら、預かり保育の充実を図ります。

(5) 放課後の子どもの育成の場づくり

- ◎ 「放課後子どもプラン」の動向を踏まえながら、「放課後児童クラブ」の推進により、保護者の就労などで放課後の家庭保育が困難な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援します。

(6) 多様な支援の一体的な推進

- ◎ 「南丹市次世代育成支援行動計画」に基づき、経済的支援や相談支援、保育に加え、ゆとりある家庭づくりをめざし、親への助言・啓発、妊娠・出産における保健・医療体制の充実、就学前及び学校教育と家庭教育の連携強化、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる安全対策などの施策を進めます。また、これらの推進にあたっては、次世代育成支援という視点に立って、行政、地域、企業との連携を図ります。

私たち市民の取り組み

- 子育てをみんなで応援する地域を築こう。
- 家事や育児において、男女がともに協力しよう。
- 経験を活かして、積極的に子育てボランティアやファミリーサポートセンターに登録しよう。また、子育て期の保護者は、こうした市民の助け合い活動を活用しよう。
- 子育て中の就労者に配慮した職場環境をつくっていこう。また男女に関わらず、育児休業がとりやすい職場をめざそう。

みんなで出した

アイデア



- ◎市の特徴である、就学前から始まり、とぎれることのない一貫した子育て支援を活かす。
- ◎子どもの発病時に対応した保育について病院などを活用して実施する。

2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

現状と課題

- 本市には、幼稚園2園、小学校17校、中学校4校があります。児童生徒数は減少傾向で、小学校では50人未満の学校もあり、複式学級実施校が増加する中で学校規模の適正化と適正配置が大きな課題となっています。
- 自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを培う「確かな学力」の育成は今後とも重要な課題です。基礎・基本の定着と、自ら学び考え行動できる「生きる力」を育成するため（京都式）少人数教育を今後も継続していく必要があります。
- 本市の特徴ある教育として、小学校英語活動や学校読書活動などがあります。小学校英語活動については、市内すべての小学校にALT（外国語指導助手）を派遣しており、中学校の英語教育と関連させながら進めています。学校読書活動については、市内全小・中学校に学校図書館指導員を配置し、子どもたちの読書の広がりや深まりをめざしています。今後も子どもたちの表現力・国語力・創造力を豊かなものにするため充実を図る必要があります。
- 小・中学校の建物については、築40年以上と老朽化しているものや、旧耐震基準によるものもあり、良好な教育環境を確保するとともに非常災害に備え耐震強化を図るため、必要に応じて順次、改築・改修をする必要があります。
- 小・中学校における情報通信基盤については、良好な情報教育を進める上で不十分な環境も残されており、今後、超高速インターネット環境や校内LAN（ローカルエリアネットワーク）などの整備が必要です。
- 学校教育法の改正に伴い、小・中学校において、発達障がいのある児童も含めて、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じた特別支援教育の充実が必要であり、そのための研修や人員の配置・養成など体制づくりの強化が必要です。

基本計画

- 遠距離の通学を必要とする児童生徒に対して通学に要する費用の一部を補助していますが、今後もこれを継続するとともに、利用しやすいスクールバスの運行を図る必要があります。
- 美山地域では、山村留学事業を実施しており、豊かな自然環境の中で留学児童が生き生きとした生活を送り、地域の児童にとっても生活文化の交流が図られ教育の活性化が促されています。今後も、小規模校の教育の充実と地域の活性化につながるよう推進が必要です。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、保幼小連携推進事業を行っています。就学時における課題が増加する状況にあり、就学前教育の充実を図る必要があります。また、保・幼・小・中の一貫教育として成果を挙げるため、今後とも事業継続と支援が必要です。

■ 小学校の状況

学校数 (校)	教員数 (人)	学級数 (級)	児童数 (人)						
			計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
17	216	110	1,857	277	282	340	302	347	309

学校教育課(平成19年5月1日現在)

■ 中学校の状況

学校数 (校)	教員数 (人)	学級数 (級)	生徒数 (人)			
			計	1年生	2年生	3年生
4	92	37	995	330	307	358

学校教育課(平成19年5月1日現在)

施策の方針

(1) 学校規模の適正化

- ◎ 子どもたちの発達にとってよりよい教育環境での学びを基本に、児童・生徒数の状況に合わせ、学校規模の適正化と適正配置についての検討を進めます。

(2) 学校教育の充実

- ◎ 少人数教育などを進め、知識や理解力を育むことはもとより、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの「確かな学力」を育成します。そのため、個に応じたきめ細かい指導を進め授業改善や指導方法の工夫改善を図ります。
- ◎ 国際理解教育を進め、小学校英語活動を全市で取り組み、中学校英語教育につなげます。
- ◎ 「いつでも児童・生徒が利用できる学校図書館」をめざし、市内全小・中学校に学校図書館指導員を配置するとともに、各年齢に応じて本に親しむ環境づくりを進め、読書活動を推進します。
- ◎ 発達障がいを含めて、障がいのある幼児・児童・生徒に対応できる教育体制を整えるため、特別支援教育コーディネーターの配置など特別支援教育体制の充実を図ります。
- ◎ 山村留学を通じて、異なる環境で育った児童がともに学校生活を送ることにより、お互いの感覚や考え方を学びあう教育を推進します。
- ◎ 人権教育や道徳教育及び体験活動などを充実させ、自他の生命を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな心を持ち、たくましく生きる力を育成する「心の教育」を推進します。

(3) 学習施設と設備の整備

- ◎ 老朽化した学校施設の改築・改修を計画的に進めます。また、耐震診断結果及び学識経験者との協議に基づく耐震補強を順次進めます。
- ◎ 学校教育における情報通信基盤として、すべての学校に超高速インターネット環境を整備します。また、必要なパソコンの設置や校内LANの整備を順次進め、十分に活用できるよう、教職員の操作技能の向上を図ります。

（４）通学支援

- ◎ 遠距離通学の児童・生徒への通学補助などの支援を行うとともに、安全確保の目的も含めたスクールバスの運行に努めます。
- ◎ 地域住民とともに、通学時に事故、犯罪、野生動物などから児童・生徒を守る安全対策に努めます。

（５）保育所・幼稚園・小中学校の連携強化

- ◎ 子どもの発達や学びの連続性を大切にするため、保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図り、さらに小学校を接点として、中学校との連携強化も進めます。
- ◎ 認定こども園の設置に関する検討を進めます。

私たち市民の取り組み

- 家庭や地域でも、学校や教育について話し合おう。
- 知識と経験を活かして、小学校の総合学習などに協力しよう。
- 地域の子どもの名前と顔を覚え、登下校時などに見守る地域をつくろう。

みんなで出した



- ◎ 団塊の世代など地域の人材を活用して、学校と地域社会が連携する。
- ◎ 地元の良さを知る学習をして、若者たちの定住を図る。
- ◎ 「幼保一元化」について今後検討していく。

3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

現状と課題

- 市民一人ひとりが心豊かに充実した生活を送っていくためには、生涯にわたって、自ら学び、自己を高め、さらに学んだ成果を社会で活かす生涯学習社会が求められています。
- 本市では、公民館、図書館（1館3室）などの生涯学習施設を中心として、市民の自発的な学習の促進に努めています。また、生涯学習推進組織の育成や学習機会の提供として、各種社会教育団体の育成・支援や、家庭教育支援事業、青少年活動事業、高齢者対象事業などを行っています。
- 今後、生涯学習社会の実現に向けて、地域の実態や伝統を大切にしながら、多様な学習機会や情報の提供、学習環境の総合的な整備・充実などに努め、生涯にわたって学び、活かす生涯学習を支援する体制づくりが必要です。
- 一方、生涯スポーツについては、体育協会・体育指導委員会を中心に競技団体や地域体育振興会、スポーツ少年団などによる活動があり、地域や各競技での生涯スポーツの取り組みも広がりつつあります。地域における生涯スポーツ活動としては、日吉地域と八木地域に総合型地域スポーツクラブが設立され、誰もが気軽に参加できる活動が進められています。
- 今後は、さらに市民が利用しやすい施設の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成や各種スポーツ活動の振興、指導者の育成など、「誰もが」「いつでも」「身近に」「生涯にわたって」スポーツを楽しめるまちづくりをめざす必要があります。
- 豊かな心と人間性を育み、より充実した生活を楽しめるよう、文化芸術の振興を図る必要があります。

施策の方針

（１）生涯学習拠点施設の充実

- ◎ 公民館、図書館などの充実を図るとともに、多様な学習講座の開催など学習機会の提供を進め、市民の自発的な学習活動への参加を促進します。

（２）生涯学習推進組織の育成強化

- ◎ 地域社会の形成や学習機会の拡充の上で重要な役割を担っている社会教育関係団体の自主的な学習活動を育成・支援するため、相談への適切な対応や情報提供などを進めます。

（３）スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ◎ より活発なスポーツ・レクリエーション活動に対応できるよう、各スポーツ施設・設備の整備・充実とその有効利用を進めます。
- ◎ 利用者にとって、より使いやすい施設となるよう駐車場やトイレなどのきめ細かな改善を進めます。

（４）スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ◎ 健康で生き生きとした暮らしにつながるよう、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動の振興と普及に努めます。
- ◎ ジュニアスポーツの振興や優れた選手の育成と強化を目的とした競技スポーツの振興を図ります。
- ◎ 競技団体・学校・地域の連携を図り、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成を進めます。
- ◎ これらスポーツ活動の発展のために、指導者の育成に努めます。

（５）文化芸術の振興

- ◎ 文化芸術にふれる機会や自ら創造する楽しみを通じて、豊かな心や人間性を育み、日々の暮らしにうるおいが生まれるよう、文化芸術の振興を図ります。

私たち市民の取り組み

- 自分を高めるため、生涯にわたって学びの姿勢をもとう。
- 学んだことを地域のまちづくりに活かそう。
- 技能や経験を活かし、スポーツ活動の指導者として地域に貢献しよう。

みんなで出した

アイデア



◎スポーツ・レクリエーション施設は、利用者に配慮し、駐車場、トイレなどの改善も進める。

4 医・食・住の充実と 高齢者や障がいの ある人の自立を支援する

現状と課題

健康づくりへの支援

- およそ80年という長い生涯において健康を保つためには、病気になる前に健康を維持・増進し、発病を予防することや、生活の質を高めながら、心身とも充足した状態を維持することが重要です。このため、本市では、個人や地域の健康増進や介護予防の取り組みを支援しています。
- 市内4カ所の保健センターを中心に、乳幼児や成人を対象として、健康診査、各種検診、訪問指導、健康相談、健康教育などを実施しています。また、子育て支援や介護予防のためのリハビリテーションなど年齢層に応じた多様な取り組みを進めています。
- 平成20年4月の医療制度改正により、生活習慣病の予防の徹底を図るため、40～74歳までの被保険者及び被扶養者に対し特定健診・特定保健指導を実施することが医療保険者に義務づけられます。このため、特定健診・特定保健指導にかかる体制づくりと、医療費の適正化を図る施策が必要となります。

医・食・住の充実

- 管内の医療機関については、公立南丹病院、明治鍼灸大学附属病院のほか、直営診療所（1カ所）、公設民営診療所（4カ所）、民間の医療機関があり、市民の安心と健康を支えています。
- 医療機関へのアクセスに不安がある地域や、医師確保に困窮している地域もあることから、管内医療機関との連携を密にして、地域医療を充実させるための対策を講じる必要があります。

- BSE（牛海綿状脳症）、鳥インフルエンザや食品の残留農薬問題などに伴い、食の安全についての関心が高まっている中、豊かな農産物を生産する地域の特性を活かし、市民の安全・安心な食の確保に向けた取り組みが必要です。また、食習慣は、豊かな人間形成の上でも重要であり、関係団体や市の連携のもとに、食育を推進する必要があります。

- 定住の基盤となる住宅の供給は重要課題です。公営住宅については、老朽化した住宅が多く、今後計画的に建て替えを進める中で、バリアフリー化や若者定住につながる活用方法も検討する必要があります。また、駅前土地区画整理事業の推進や、若者の住宅取得への各種支援策の充実を図る必要があります。

高齢者や障がいのある人の自立支援

- 本市は、高齢化が進行している地域が多く、高齢者がいつまでも健康で、安心して暮らせるための保健・医療・福祉の連携が求められます。しかし、地域によって社会資源の格差があるため、サービス提供量などの不足にもつながっており、今後、このような格差解消を図っていく必要があります。
- 介護保険については、平成18年度より介護予防を重視したシステムへ転換され、介護予防や重度化防止のための事業が介護保険制度の中に位置づけられました。さらに、身近な地域に密着したサービスが展開しやすい新たなサービス体系が制度に組み込まれたことから、今後は地域の特性に応じ、より適切かつ効果的なサービスの確保と提供を図る必要があります。
- 障がいのある人の自立支援については、平成18年度より自立支援給付が始まりました。この制度は、従来の支援の仕組みから大きく変わり、身体障がい・知的障がい・精神障がいの支援を共通とした上で、働きたいと願う障がいのある人の就労支援の強化、入所・入院中の障がいのある人の地域生活移行の推進をめざしています。また、同制度では原則的にサービス利用者の自己負担があり、このことなどから本人や家族の不安が生じています。さらにこれまでどおり施設での生活を希望するサービス利用者、地域生活への移行や就労の希望が果たせない障がいのある人などへの具体的な対応が必要となっています。今後は、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、ニーズに対応しながら各地域のサービス基盤の整備や、福祉施設への支援、一般企業への働きかけなどの支援体制を強化する必要があります。

- 高齢者や障がいのある人が積極的に社会参加できるまちづくりは、地域の活性化にもつながるものであり、社会参加しやすい環境整備や受け皿づくりに取り組む必要があります。

- あらゆる人が地域で安心して生活できるためには、社会福祉の諸制度だけでなく、そこに暮らす地域住民の力が不可欠です。このため、すべての人が、自分らしくお互いに安心して暮らせるよう、市民・事業者・行政の連携のもとに地域福祉を推進する必要があります。

■医療施設の状況

保健所	医療施設数					医療従事者(人)		
	病院	病床数	診療所	病床数	歯科診療所	医師	歯科医師	薬剤師
1	3	638	38	36	13	119	19	50

※資料:「平成17年医療施設調査(静態調査・動態調査)病院年報」「平成16年保健福祉統計年報」
医療施設数は平成17年10月1日現在。医療従事者数は平成16年12月31日現在。

■被保険者数及び要介護認定者数の状況

第1号被保険者		単位:人	
65～74歳		4,588	
75歳以上		5,332	
要介護認定者		人 数	構成比
要介護認定者 計		1,592 (35)	100.0%
要支援1		221 (1)	13.9%
要支援2		169 (6)	10.6%
要介護1		237 (3)	14.9%
要介護2		306 (5)	19.2%
要介護3		254 (9)	15.9%
要介護4		240 (8)	15.1%
要介護5		165 (3)	10.4%

資料:「介護保険事業状況報告」(高齢福祉課・平成19年4月30日現在)
要介護認定者数の()内は、第2号被保険者(40～64歳)の数。

■障害者手帳所持者の状況

計	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
3,191	2,762	293	136

単位:人
社会福祉課(平成19年3月31日現在)

■公営住宅の状況

種 別	団地数	戸 数
公営住宅	17	275
特定公共賃貸住宅	4	27
改良住宅	1	26
特定目的住宅	—	14
府営住宅	1	24
計	23	366

※府営住宅＝京都府から管理代行により管理している団地住宅課(平成19年3月31日現在)

施策の方針

(1) 市民の健康づくりへの支援

- ◎市民が生涯を通じて自主的に健康づくりに取り組み、健康づくり活動や介護予防の取り組みが集落単位で活発に行われるよう、健康づくりに関する計画を策定するとともに、住民リーダーの育成や活動への支援を行います。
- ◎軽運動やスポーツ、リハビリテーション、料理教室などができる施設の有効活用を図ります。
- ◎妊娠時期・乳幼児期から誰もが健やかに成長発達できるよう、乳幼児健診や相談事業、子育て教室などの充実を図ります。
- ◎新たな健診・保健指導の制度において、生活習慣病予防を図るため、健康診査と保健指導の強化を図ります。また、健康教室、健康相談の充実を図るとともに、市民の健康意識を高め、健康診査の受診率向上に努めます。
- ◎転倒予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。
- ◎各がん検診の受診率の向上に努めます。

（２）地域医療の充実

- ◎ 市内各医療機関との連携や市の医療施設の体制充実、地域特性に配慮した交通アクセスの確保などによって、安心して適切な医療が受けられる地域医療体制の確保を図ります。
- ◎ 疾病の予防から早期発見、早期治療、リハビリテーションに至るまで、市民の健康の保持・増進を支援する総合的な保健・医療体制をめざします。
- ◎ 情報基盤などの活用も視野に入れ、身近な地域で安心できる在宅医療の充実を図ります。

（３）食育及び食の安全確保

- ◎ 保育所・幼稚園・小学校と家庭との連携のもとに、児童・生徒の健全な成長を育む食育を推進します。
- ◎ 保健及び社会教育事業や市民活動によって、食育を進め、市民や生産者に、食文化の伝統や食を通じた健康づくり、食の安全性、環境と調和のとれた農林漁業について、それぞれの立場で考え、連携して行動することを促します。
- ◎ 環境に配慮した循環型農業の推進、地域の農産物を地域で消費する地産地消の推進などによって、食の安全確保を図ります。

（４）若者定住へ向けた住環境の整備

- ◎ 市内外の若者のニーズを踏まえ、住宅取得に対する各種支援策の充実を図るとともに、土地区画整理事業の推進、公営住宅の建て替えなど、住宅の供給を進めます。
- ◎ 公営住宅の改修や住宅改修サービスなどの周知により住環境のバリアフリー化を進めます。
- ◎ 定住を促進するための情報発信を積極的に行うとともに、定住に関する相談ができる窓口の設置を図ります。

（５）高齢者が安心して暮らせる自立支援

- ◎ 高齢者がいつまでも健康で暮らせるよう、介護予防に関する啓発や認知症予防・閉じこもり予防をはじめとする地域支援事業を進めます。
- ◎ 要支援者と認定された高齢者の生活機能向上を図る介護予防給付の実施を進めます。

- ◎ 各地域のサービス基盤の格差解消を図りながら、保健・医療・福祉の連携により、生活支援を必要とする高齢者や介護者に対するサービスの整備を図ります。
- ◎ 介護を必要とするようになって、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるよう、新たなサービス体系のもとに介護保険の円滑な運営を進めます。

（６）障がいのある人が安心して暮らせる自立支援

- ◎ 障がいの早期発見と早期の適切な療育を今後いっそう充実させます。また、療育施設の拡充を図ります。
- ◎ 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立支援のための介護や就労支援、日中活動の場や居住の場について、ニーズに対応しながら各地域のサービス基盤の整備を進めます。また、各地域のサービスを補完できるよう、移動手段の確保に努めます。
- ◎ 障がいのある人が安心して生活できるよう、医療費助成の充実を図ります。
- ◎ 個々の障がいの状態やライフステージに応じて、障がいのある人の自立をサポートできる人材確保と体制づくりをめざします。

（７）高齢者・障がいのある人の社会参加の促進

- ◎ 団塊の世代をはじめ、高齢者の豊富な知識・経験・技能を活かせるよう、就労や地域づくりなどにおける社会参加を促進します。
- ◎ 高齢者が生きがいを感じながら、収入を得ることができるよう、農林業などの産業支援や就労支援対策を進めます。
- ◎ 障がいのある人が、障がいの特性や度合いに応じた社会参加が果たせるよう支援を進め、特に就労について、府の支援事業、福祉施設や企業と連携した取り組みを進めます。
- ◎ 障がいのある人の地域での活動を促進します。
- ◎ これら社会参加を支援するための移動手段の確保について、市民と行政の協働で取り組みます。

(8) 安心と支え合いの仕組みづくり

- ◎ 市民の身近な生活の場である地域において、お互いに安心して暮らせるよう、市民や事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、助けあう地域福祉を推進します。また、そのために、ノーマライゼーションの考えを掲げ、福祉や支援が必要な人々への理解が地域社会全体で深まるよう啓発を進めます。
- ◎ 困りごとを抱えたまま孤立する人がないよう、市民や事業者、行政関係者が連携して、地域における相談・支援体制を築いていきます。
- ◎ 要介護者の状態や障がいの状況などに応じて、専門的に対応できる相談窓口の充実を図るとともに、サービス事業者や市民団体と連携した地域ケア体制を確立します。
- ◎ 自己判断が難しい高齢者や障がいのある人のさまざまな権利を守るため、成年後見制度や権利擁護事業の周知を図り、これらの活用を促します。
- ◎ 公共施設のバリアフリー化を順次進めます。また駅舎、駅周辺やバス車両の整備・確保において交通バリアフリーを関係機関とともに進めます。さらに、民間施設においても、一定規模の商業施設や金融機関など公益性の高い施設についてバリアフリー化を促します。

私たち市民の取り組み

- 定期的に健診を受診し、健康づくりに努めよう。
- 隣近所での声かけをし、高齢者などが閉じこもらないようにしよう。
- 障がいや認知症に関する正しい理解を深めよう。
- 介護保険制度や各種福祉サービスについて日頃から知っておこう。
- 一人ひとりができる方法で、地域の支え合いやボランティア活動に参加しよう。

みんなで出合った



- ◎双方向の情報通信基盤を医療の分野に活用する。
- ◎発達に応じた療育環境の充実が必要。
- ◎発達障がいなどに対する相談支援体制を充実させる。
- ◎小・中学校、高校、大学・専門学校などの若者の福祉ボランティアを開拓し、活用する。
- ◎障がいのある人の自立、就労は本当に深刻な問題であるため、共同作業所や企業の取り組みをしっかりと位置づける。

5 ふるさとで働ける場をふやす

現状と課題

- 本市には、30社近い誘致企業が立地し、正社員・パート合わせて2,500人を超える雇用があります。しかし、多くの従業者が市外からの通勤者となっており、就業者の実態やニーズを企業との連携によって把握した上で、定住の条件整備を図る必要があります。また、地域雇用を促進するとともに、新たな企業誘致や起業支援に努めていく必要があります。
- 新たな生活文化の創造と産業の活性化をめざす新産業拠点として「京都新光悦村」の造成工事が完成し、企業の立地が進んでいますが、引き続き積極的な企業誘致を推進する必要があります。
- これに加えて適地における工業用地の整備を進め、雇用の場の確保や定住促進に加えて、市の財政を支える産業の基盤を整備していく必要があります。
- 市内に立地する学校を交えて、産学官の連携を深めながら、新たな時代に対応してビジネスチャンスをひらこうとする起業を支援する必要があります。
- 一方、農林業や地元商工業についても、安定性や収益性の高い仕事となるよう支援を進めるとともに、Uターン者や新たな転入者などの就業を促進する取り組みが必要です。

工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額の状況

事業所数(件)	従業者数(人)	製造品出荷額等(百万円)
120	2,859	73,857

資料:平成17年工業統計調査

施策の方針

（１）京都新光悦村の波及効果の拡大

- ◎ 京都新光悦村において、若い職人の育成や伝統的な素材・技術または意匠の新分野への活用、先端技術との融合による新市場の開拓などをめざす企業などの誘致を推進します。
- ◎ 京都新光悦村への企業進出による産業の振興、定住人口の増加、雇用の創出、新たな文化の創出、市の知名度の向上などの波及効果がより拡大するよう、市の活性化を担う取り組みとして庁内の連携及び商工団体などとの連携を強化し、一体となった取り組みを進めます。
- ◎ 市内観光資源との連携によって、京都新光悦村を体験型の観光施設としての利用を検討します。

（２）工業用地の整備と企業誘致の推進

- ◎ 雇用の場の確保や定住促進に加えて、市の財政を支える産業の基盤を整備するため、市の特性を活かした工業用地の整備に努めます。
- ◎ 地元新規雇用にかかる企業への支援に努めます。

（３）起業支援の推進

- ◎ 産学官の連携を深め、市内の大学等を卒業した人が工芸などの起業をしやすいよう、その支援に努めます。
- ◎ 地域のニーズに対応して福祉や環境保全など各分野で可能性のあるコミュニティビジネスなどの起業支援に努めます。
- ◎ 地域の人材や活力を活かした経済発展を促すため、商工会などが行う起業支援や商工業者への活性化の取り組みを支援します。

（４）就労と定住のための支援

- ◎ 市内で働きたいというニーズに対応し、市内の企業、職業安定所などとの連携によって、あっせんが図れる仕組みづくりを進めます。
- ◎ 農林業や地元商工業が本市の「働く場」としていっそう拡大するよう支援するとともに、各種団体と連携してこれらへの就労あっせんの仕組みを構築します。

- ◎ 市内の就労者が本市に定住できるよう、実態やニーズを把握した上で、企業や地域とともに長期就労や定住を促すための対策を検討します。
- ◎ 子育て家庭の就労を支援する保育などのサービスを充実させます。
- ◎ シルバー人材センターによる高齢者の就労機会の拡充を促し、生涯元気で働けるまちづくりを進めます。

私たち市民の取り組み

- 地域に貢献する進出企業や起業家を応援しよう。
- 地元雇用を進め、働く場と定住環境の両面が整った活気あるまちをつくろう。

みんなで出合った



- ◎ 市内の大学等を卒業した人が定住するためにも、工芸などの仕事ができる環境が必要。
- ◎ 京都新光悦村への企業誘致は、現在ほぼ順調に進んでいる。この事業によって、南丹市に広がる可能性や方向性などを計画に示す。

とともにめざす目標指標

区分	指 標 名	現 況	年度	目 標	年度	備 考
1 安心して子育てできるまちをめざす	地域子育て支援センターの設置	1カ所	H19	⇒ 4カ所	H24	
2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる	改修済の幼稚園、小・中学校施設数の増加	0園 10校	H19	⇒ 2園 15校	H24	全2園、21校
3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる	文化サークル数	154団体	H18	⇒ 160団体	H24	
	総合型地域スポーツクラブ数	2クラブ	H18	⇒ 4クラブ	H24	
4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する	地域福祉ボランティア活動に参加する人の増加	1,427人	H18	⇒ 1,600人	H24	
5 ふるさとで働ける場をふやす	市内で働く従業者数の増加	11,504人	H17	⇒ 12,000人	H22	(国勢調査) 目標年次は国勢調査実施年

第2章

自然・文化・人を活かした郷を創る

- 豊かな緑と清流を守る
- 資源が循環するまちをつくる
- 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる
- ひとを温かく迎える
- 伝統文化を継承する
- 暮らしの安全と安心を守る

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

1 豊かな緑と清流を守る

現状と課題

環境の保全

- 私たちが誇りとする本市の森林、河川、田園、生物などの豊かな自然環境を守り育てるまちづくりは、アンケート結果からわかるとおり、多くの市民の願いとなっています。
- 本市の森林面積は約54,300haと総面積の88%を占めています。人工林はその約4割で、特に日吉、美山地域においては林業が基幹産業として位置づけられ、暮らしの営みの中で森林が守られてきました。しかし、近年は林業生産が減少し、林業労働者の減少と高齢化などにより労働力が低下し、人工林が適切に管理されない状況となっています。加えて野生鳥獣や病虫害などによる被害も重なり、森林の荒廃が見られます。生態系の保存、水源のかん養、二酸化炭素の吸収といった森林の持つさまざまな機能への関心も高まる中、今後は森林の計画的な管理保全対策や、森林を守り育てるという意識を市民のみならず来訪者、都市住民へと広げていく必要があります。
- 本市には桂川と由良川の二つの水系があり、その清流とホテルなどの貴重な生態は本市の誇りとなっています。しかし、近年は鳥類や外来魚による在来魚の食害が増加し、個体数が目立って減少するなど生態系の変化が確認されており、河川環境の改善に漁業協同組合とともに取り組んでいます。また一方では、これらの河川や支流の集落において水害が多く発生しており、最近ではできる限り自然のままを守る工法を取り入れた治水事業を進めています。河川の水質については、下水道の整備などにより良くなっていますが、定期的な水質調査の継続、さらに下水道の計画的な整備と生活排水などに関する市民啓発が必要です。
- 農業を基幹産業としてきた本市にあっては、至るところに美しい田園風景が広がっています。しかし近年は農業後継者の不足、集落の過疎化や高齢化などから耕作放棄地の増加も懸念され、農地の多面的・公益的な機能を改めて認識し、守る取り組みが求められています。

● 山林などへの不法投棄については日頃から監視・指導を図っていますが、後を絶たない現状となっています。また道路や河川へのポイ捨てによる散乱ごみについて、市民や来訪者、通過者への啓発を進めていますが、市民と行政がともに環境の美化に取り組む体制整備が必要です。

● 市民が主体的に環境保全に取り組むための方策としては、身近な環境の保全や健康増進を目的とし、地区ごとに南丹市環境美化推進委員を委嘱しており、環境美化やごみの分別及び再資源化に関する指導や啓発が、住民を主体に進められています。また年1回、市民の協力のもとに環境美化活動を行っています。さらに、学校においては教育活動全体を通じて体験学習も含めた環境教育を行っており、今後はこれらのいっそうの拡大が重要です。

● 本市では、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、美しいまちづくりの推進を目的とした「南丹市美しいまちづくり条例」が制定されており、今後は同条例のいっそうの周知と、市民、事業所、行政が一体となった総合的、計画的な環境保全の取り組みが求められています。

景観の保全

● 本市には、「森・里・街」それぞれに異なる美しい景観があります。これらは市民にとっての誇りとなっており、来訪者の心を癒す貴重な資源です。自然の景観としては、るり溪、芦生原生林、由良川や桂川などの森林・河川景観があげられます。また、本市の重要な産業である農業は今も美しい田園景観に至るところに形成しています。さらに、本地域の人々の生活文化や都会にはないあたたかみを感じさせる旧市街地の景観や集落景観があり、特に日本の原風景の残る美山地域のかやぶき民家群は全国的にも屈指の美観を保ち、本市を象徴する景観といえます。

● 本市は旧美山町から引き継ぎ、景観法に基づき良好な景観形成のための施策を自ら行うことができる景観行政団体となっています。現在は「南丹市美しいまちづくり条例」を制定し、開発の一部規制などを定めており、今後は条例にのっとり、景観行政を進める上での基本指針となる「景観計画」を策定する必要があります。

施策の方針

(1) 森林と河川

- ◎ 市民や来訪者、府民とともに森林を守っていくために、府や関係機関とも連携し、林業体験学校の開催、森林ボランティアの活動支援などによって人材の育成を図り、その活動振興を促します。
- ◎ 森林を守るための財源となる環境税の創設を他の市町とともに国に要望します。
- ◎ 森林のさまざまな機能が発揮されるよう、森林を人工林や自然林などの機能別に分類し、林業振興のための支援、適正な管理及び無秩序な開発の規制などを分類ごとに行うことによって、豊かな森林の保全を図ります。
- ◎ 森林の育成、保全ならびに活用のために、各森林組合や山林所有者が行う環境整備、保全活動などに必要な支援を進めます。また、森林認証や間伐材の有効利用など市内産出木材のPRや利活用を図ります。
- ◎ 森林の管理・保全を容易にするために、確認が困難な土地所有境界の明確化を図ります。
- ◎ 水質や生物の調査を進めるとともに、ダム湖周辺の環境保全、漁業協同組合との連携による河川の浄化などの環境整備を進めます。
- ◎ 公共下水道への接続と合併処理浄化槽の整備を図るとともに、宅内の汚水桝などの適正な維持管理を啓発し、生活排水の河川への流入を防ぎます。
- ◎ 護岸工事などの河川改修について近自然工法などを導入し、河川環境の保全に努めるとともに、国・府へ要望を行います。
- ◎ 府、河川流域の市町、河川を愛護する人々との広域的な交流を進め、水系を保全するネットワークの形成を図ります。
- ◎ 希少生物の保護や生息環境を守るため、官学連携、市民との協働によって調査研究や利活用などの取り組みを検討します。また、自然環境、生態系、景観の保全PRに努めます。

(2) 農地

- ◎ 農業振興地域などの適切な指定、運用と管理に努めます。
- ◎ 地域ぐるみでの共同活動や集落営農組織の法人化の促進によって効率のよい農業を進めるとともに、新規就農者への支援、観光農業の振興及び適切かつ計画的な農業基盤の整備を進め、耕作放棄地対策を含む総合的な農地の保全を進めます。
- ◎ 農村景観や環境の維持・増進を図るため、地域ぐるみでの共同活動を支援します。
- ◎ 環境への負荷をできるだけ抑えた持続可能な農業を進めます。

(3) 身近な緑や環境美化

- ◎ 市民の協力を得て、不法投棄の監視の充実や定期的な見回りを行います。
- ◎ 河川や農地、幹線道路のポイ捨て対策として、沿道看板での呼びかけを行うとともに、市民・各種団体・企業などの美化活動に対して積極的に支援し、美化できる仕組みを確立します。
- ◎ 身近な公園の整備を計画的に進めるとともに、地域住民による適切な管理を促します。
- ◎ 街路樹の設置など道路の緑化を進めるとともに、住民による緑化活動を促します。

(4) 環境保全の行動支援

- ◎ 「南丹市美しいまちづくり条例」を発展させながら、環境保全などのルールづくりを進めるとともに、市民、事業所、行政の行動指針となる「環境基本計画」を策定します。
- ◎ 学校教育において、家庭や地域とも連携し、環境学習や資源回収・美化活動などを進めます。
- ◎ 森林や河川、農地のさまざまな機能や自然環境及び地球環境の大切さを、市民や来訪者などに情報発信するとともに、学習の場として市内の自然を活用してもらい、環境保全意識の高まりや一人ひとりの具体的な行動を促します。
- ◎ 「南丹市の環境を守り育てる会」を支援するなど、人材や組織の育成を図り、市民やNPO、事業所、行政が連携・協力した環境保全に努めます。

（５）景観保全のルールづくり

- ◎「南丹市美しいまちづくり条例」を発展させながら、自然、田園風景、歴史ある町並みなどを守り活かし、良好な景観をつくるための新たなルールづくりを進めます。
- ◎本市の景観形成の指針となる「景観計画」を、市民との合意形成のもとに策定します。

（６）森・里・街の景観保全

- ◎森林・河川などの保全によって、自然景観の保全を図るとともに、るり溪や日吉ダム周辺など自然体験型観光資源周辺の景観形成を図ります。
- ◎農林業振興のための支援や農林業従事者の育成・支援によって、田園や里山、農山村集落の景観保全を図ります。
- ◎都市計画や中心市街地活性化施策、適切な景観誘導によって、品格ある市街地の景観を形成します。また、旧来からの集落や新興住宅地など異なる景観を持つ地域ごとに、今後も美しい景観を保存・形成できるよう地域への支援や啓発を進めます。
- ◎歴史文化資源周辺の景観に配慮したルールづくりや支援を進め、かやぶき民家群の保全に対する支援をいっそう進めます。

私たち市民の取り組み

- 森林のさまざまな役割を理解し、森林保全のための管理などに協力しよう。
- 里山の保全に努め、里山の恵みを暮らしに活かそう。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の適切な管理を心がけよう。また生活排水に気を配り、きれいな川を守ろう。
- 共同活動への参加や環境に配慮した農業などによって農業と農地を守り、未来へ継承しよう。
- 自然や環境について学ぶ学習会や森づくり、環境保全・美化の活動に積極的に参加しよう。
- 身近な公園をみんなできれいに管理しよう。また地区の緑化や美化を進めよう。

みんなで出した



- ◎市民が参加する環境保全のためのシステムを創設する。
- ◎山林所有者の森林環境保全に対する意識改革を進める。
- ◎里山の荒廃が進む今日、里山整備を重視し、ボランティアやNPOを立ち上げて森林整備を行う。
- ◎自然を保護し活用する時代が到来している。これを利用した観光事業を進める。

2 資源が循環するまちをつくる

現状と課題

省資源・リサイクルと衛生管理

- 本市は、ごみを資源活用するため、市民啓発と資源化ごみの細かな分別による回収やごみ回収の有料化を行っています。このため市民のごみへの意識は高く、民間企業の調査結果によると、平成16年度には一人あたりの一日のごみの発生量が490グラムと、全国都市の中で最も少ない市となりました。しかし、生活様式の多様化により、ごみの量は年々増加傾向となっています。本市では民間企業や大学等も多く立地していることから、今後も市民、事業者、学校、行政の協働によって省資源・リサイクルを積極的に推進する必要があります。
- し尿については、船井郡衛生管理組合が民間委託による収集と直営による処理を行っています。
- 可燃ごみについては、船井郡衛生管理組合が焼却処理を民間委託していますが、将来にわたって安全で安定した処理ができるよう検討する必要があります。
- 資源ごみなどについては、船井郡衛生管理組合と市が回収・処理を行うほか、個人や団体による回収も積極的に行われています。
- 家庭の資源ごみの集団回収を行う団体への報奨金や家庭への生ごみ堆肥化容器等購入補助金の交付によって、ごみ減量化と市民意識の高揚を図っています。

エネルギーの有効活用

- 平成17年の京都議定書の発効により、地球温暖化に対してわが国は温室効果ガスの削減に向けた行動責任を果たさなければなりません。本市においては、資源循環やエネルギーの有効利用の取り組みが従来から進められてきており、現在は市民を対象に住宅向けの太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの設置費を補助していま

す。また、市内には畜産環境の改善も兼ねて有機廃棄物を堆肥や発電に利用するとともに新たな活用技術を研究するバイオエコロジーセンターがあり、積極的に支援しています。今後はこれらの取り組みの周知といっそうの市民、事業所の参画を進めることによって環境に負荷の少ないクリーンエネルギーや新エネルギー利活用のいっそうの普及に努める必要があります。

水資源の循環

- 本市の水道は、2つの上水道、16の簡易水道及び3つの飲料水供給施設で構成されています。水源は伏流水と井戸水ですが、夏季には渇水になる場合もあり、河川環境の保全も併せ、水源確保が必要です。また、限りある水の有効利用を促進するため、節水や漏水防止の取り組みが必要です。
- 今後も、水を安定的に供給するため、水道施設の更新などを計画的に進めるとともに、渇水時や、災害時における給水体制のよりいっそうの充実を図っていくことが必要です。
- 環境を守る視点からも、家庭からの排水の適切な処理は重要施策です。本市の家庭排水の処理は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設ならびに合併処理浄化槽の設置に分かれています。
- 公共下水道事業については、園部、八木地域の約5,700世帯が対象で、一部未整備地区への整備を計画的に進めています。
- 園部、八木、日吉地域の約2,200世帯を対象に5つの処理区がある特定環境保全公共下水道事業と、全地域の約2,400世帯を対象に19の処理区がある農業集落排水事業については、人口規模に対応した整備がほぼ完了しつつあります。
- これらの下水処理区以外の地区については、約1,400世帯を対象に合併処理浄化槽の設置によって対応しています。今後は、未設置の約300世帯に対し設置を促していく必要があります。

年間のごみ処理の状況

単位：t

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
5,530	108	35	1,339

環境課(平成18年度)

■ 上水道の状況

	上水道	簡易水道	飲料水供給施設
給水人口（人）	20,030	15,966	150
普及率（％）	100	99.86	100
年間給水量（千m ³ ）	2,394	1,857	23
1日1人平均給水量（m ³ ）	0.3	0.3	0.4

上水道課（平成18年3月31日現在）

■ 下水道の状況

処理区域 内面積 （ha）	処理区域 内戸数 （戸）	処理区域 内人口 （人） ^①	処理区域 内人口 （人） ^② 供用開始時	普及率 （％） ②／①	水洗化 戸数 （戸）	水洗化 人口 （人） ^③	水洗化率 （％） ③／②
---------------------	--------------------	---------------------------------	--	-------------------	------------------	-------------------------------	--------------------

・公共下水道事業（桂川中流域関連公共下水道…南丹処理区）

651.8	5,717	17,336	15,736	90.8	4,052	11,082	70.4
-------	-------	--------	--------	------	-------	--------	------

・特定環境保全公共下水道事業

318.8	2,155	7,394	7,394	100.0	1,773	5,469	74.0
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

・農業集落排水事業

371.1	2,352	6,917	6,638	96.0	1,832	5,029	75.8
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------

・合併処理浄化槽事業

—	1,384	4,102	4,102	100.0	1,002	3,314	80.8
---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

下水道課（平成19年3月31日現在） ※住民基本台帳の人口・世帯数に基づく

施策の方針

（１）省資源・リサイクルと衛生管理

- ◎ ごみの減量化や再利用について市民や事業所、学校などにいっそうの理解と協力を求めます。
- ◎ ごみ、し尿の収集及び処理体制の充実を図り、船井郡衛生管理組合と市が連携して廃棄物処理方法の効率化や改善を図ります。また、処理能力の向上やダイオキシン類対策の徹底を含めた検討を行い、施設・設備の更新に取り組みます。

（２）環境にやさしい暮らし

- ◎ リデュース、リユース、リサイクル（3R）の考えに基づき、環境への負担の少ない職場環境や暮らしの実践を、広報などを通じて呼びかけるとともに、市の施設においては徹底を図り、成果の評価や改善を図ります。

- ◎ 環境にやさしい暮らしのあり方を、学校教育や社会教育の場を通じて学び合うとともに、環境について考え、実践、指導する市民グループの育成を図ります。

（３）エネルギーの有効活用

- ◎ 市民、事業所、行政の協働により、バイオマスをはじめとした自然エネルギー活用や省エネルギーの普及に努めます。また、市の施設においては省エネルギーの徹底を図り、成果の評価や改善を図ります。
- ◎ 家庭における太陽光利用システムの普及を図り、支援を進めます。
- ◎ 農家や一般家庭に対してバイオエコロジーセンターの産出する堆肥や研究成果のいっそうの利活用を促すとともに、支援を進めます。

（４）上水道

- ◎ 安全でおいしい水を安定的に確保するため、水源の確保と河川の環境保全に努めます。
- ◎ 水道施設は老朽化が進むことから、配水管など水道施設について耐震化も兼ねた計画的更新を図ります。また監視システムの維持に努めます。
- ◎ 緊急時及び災害時の対応及び復旧体制の確立を図ります。

（５）下水道

- ◎ 市民の衛生的で快適な暮らしを確保するため、また環境を保全するため、公共下水道施設の早期整備をめざします。
- ◎ より高度な処理方法、リサイクル方式の導入について検討を進めます。
- ◎ 処理区域では、各家庭が下水道の本管へ接続することで水洗化となることから、今後も接続されていない世帯に対して水洗化を働きかけ、そのための支援を図ります。
- ◎ 合併処理浄化槽については、未設置の世帯に対し設置を働きかけ、そのための支援を図ります。
- ◎ 合併処理浄化槽の適切な維持・管理を啓発・指導します。

私たち市民の取り組み

- ごみについて学習し、ごみを減らす、再利用する、再資源化する3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組もう。
- 自分たちのまちを自分たちできれいにしよう。
- 地球温暖化防止について学び、できることを考え、実践しよう。
- 家庭や事業所、学校でできる省エネルギーなど環境にやさしい暮らしと事業活動を実践しよう。
- 資源を利用した堆肥を使い、資源循環型の農業やガーデニングを心がけよう。
- 住宅地や市街地において緑化推進や景観形成へ向けた市民相互の連携と協力に努めよう。
- 景観のためのルールや計画を知り、みんなで美しい景観づくりに参加しよう。
- 日頃から節水に努め、水を大切にしよう。
- 河川を汚さないように下水道や合併処理浄化槽の利用、設置に努めよう。

みんなで出した



- ◎CO₂の問題は、小さな事から徹底できるシステムづくりをみんなで進める。
- ◎できるだけ農業に頼らず、各農業者が研究や工夫をした上で、消費者にとって安心して環境にやさしい農業を進める。また市としても意欲的な取り組みを支援する。

3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

現状と課題

南丹ブランドの確立

- ライフスタイルの多様化、健康意識やグルメ志向の高まりなどを背景に、食品や地域の物産に対する消費傾向が多様化し、消費者はより安全・安心な食品や嗜好性の高い製品を求めています。こうした中、地域ブランドの確立を図り、消費者にアピールする地域物産が次々と登場し、成功事例も多く現れてきました。また、大手企業や百貨店、マスメディアやインターネットを利用した流通と販売促進が進み、全国的に地域間競争が激化しています。
- 市内の各地域はこだわりの農産物を生産し、京のブランド製品の産地として高い評価を得てきました。また、山河の素材を加工した特産品が開発され、長期にわたり着実に顧客を確保してきました。これらは、いわば「ほんまもん」といえる特産品です。
- 市内には京都伝統工芸大学校があり、その卒業生が地域の協力を得ながら市内に工房を開設しています。また京都新光悦村では、さまざまな技術を駆使した工業製品の生産が始まっており、本市の新たな特産品となりうる可能性を秘めています。
- 今後は、南丹市の誕生を機に「南丹ブランド」としてこれらのブランドイメージを確立し、安全・安心で、美味しい「ほんまもん」の特産品を提供していく仕組みを整えていく必要があります。

農林業の振興

- 本市では、米、畜産、京のブランド製品の野菜類の生産が盛んで、特色ある農業として、バイオエコロジーセンターなどによる畜産糞尿の堆肥化や、それと連携した土づくりなどによる安全・安心な農産物などの生産を進めてきました。

- 農業産出額の年次推移では近年ほぼ横ばいで、平成17年で約51.6億円となっています。販売農家数は、近年減少傾向を示しており、農業者も高齢者の比率が高くなっています。農業者の高齢化や集落の過疎化の傾向は今後も続くことが予想され、今後はより効率的で都市近郊という立地を活かした農業をいっそう振興するため、集落営農や法人化への支援や京のブランド製品の拡大への支援などが必要となっています。また、専業農家や認定農業者に対する支援・育成が求められています。
- ほ場整備については、園部、日吉、美山地域については完了しましたが、八木地域で整備が必要な所が残っています。また、農道・水路・ため池などの老朽化への対応が必要となっています。
- 本市は広大な森林を有しており、スギ・ヒノキを中心とした人工林はそのうち約4割の21,604haとなっています。美山地域、日吉地域では林業が地場産業の中心となっていますが、長引く木材価格の低迷で林業経営は厳しく、さらに林業就業者の減少と高齢化によって労働力が低下し、間伐・枝打ちなどの森林整備が停滞しています。また病虫害、野生鳥獣による森林被害なども発生し、森林は危機的な状況です。さらに、特産の丹波マツタケも松林の害虫被害などにより生産量が激減しています。
- 地場産業振興のみならず森林の公益的機能の回復のためにも、林業支援は喫緊の課題となっています。今後は、林業事業体、林業従事者、行政が一体となって、林業労働者を確保・養成することが重要です。
- 地球温暖化や狩猟者の減少、外来種の増加などにより、ニホンジカ、アライグマなどの野生鳥獣の個体数が増加し、農林水産業に甚大な被害を与えています。本市では防除や捕獲のための支援を行っており、一定の効果は見られるものの、毎年の甚大な被害は後を絶ちません。今後は、環境面の改善も含む総合防除の視点に立った、対応の強化が求められています。

■ 販売農家数の状況

単位：戸

第2種兼業	第1種兼業	専業	合計
1,845	239	438	2,522

資料：農林業センサス（平成17年）

施策の方針

（１）南丹ブランド生産者等への支援

- ◎ 畜産、京のブランド製品、安全・安心で消費者ニーズに沿った売れる米・野菜等などの生産を引き続き支援します。
- ◎ 伝統工芸など本市から発信される工芸品や工業製品の振興を支援し、本市の新たな特産品となるよう育成に努めます。

（２）南丹ブランドの販路拡大

- ◎ 本市の特産品を南丹ブランドとして確立するため、市民及び全国の消費者や事業者への広報、PRに努めます。
- ◎ 生産者と商工業者、市民団体などの連携・協力による一体的な南丹ブランドの開発、加工、販路開拓の取り組みを支援します。
- ◎ 南丹ブランドの市内での販売拠点を確保します。

（３）農業

- ◎ 集落営農組織の経営強化と法人化に向けた支援を進めます。
- ◎ 認定農業者を支援するとともに、UターンやIターンを含めた新規就農者の育成・支援を推進します。
- ◎ 府や関係機関との連携で営農指導や相談体制の整備を図るとともに、CATVやインターネットなどを活用した情報提供を進めます。
- ◎ 無農薬や低農薬栽培を推奨し、畜産農家と連携した堆肥の有効利用による土づくりなどにより、安全・安心かつ環境保全を重視した先進的な農産物生産を支援します。
- ◎ 畜産農家の経営安定のための支援に加えて、環境改善や安全・安心な畜産物の生産を図ります。
- ◎ 地域の特産物や安全・安心な農産物についての市民の理解をいっそう深め、地産地消を進めます。

（４）林業

- ◎ 人工林を適切に管理・生育させるためには樹齢によって必要な施業が異なるため、樹齢ごとの計画的な施業を促進・支援し、森林を未来に継承します。
- ◎ 新たな林業従事者の確保と育成、労働条件の改善に向けた支援を進めます。また、適切な森林整備を推進していくために、技術指導、普及啓発に努める森林アドバイザーなどの養成を図るとともに、林業関係の各種団体の強化へ向けた支援を進めます。
- ◎ 林道・作業道などの路網整備を進めます。また、作業の機械化を支援します。
- ◎ 地元産材を使った家屋の販路開拓、ブランド化、PRを支援します。
- ◎ 間伐材の利活用や、シイタケ、クリ、マツタケなどの林産物の振興を図ります。

（５）野生鳥獣被害等への対策

- ◎ 広域連携のもとに、捕獲班員の確保・育成を図り、野生鳥獣の生息個体数を制限するため、計画的な捕獲を進めます。
- ◎ 有効な防除施設の設置を支援するとともに、防除や捕獲のための相談・指導を進めます。
- ◎ 関係機関及び住民が一体となって、森林と集落の間への緩衝帯整備や里山の環境整備などによって人と野生鳥獣の棲み分けを進め、総合的に防除する環境づくりに取り組みます。
- ◎ 森林において、病虫害の防除・駆除を進めます。

私たち市民の取り組み

- 安全・安心で環境と調和した農林漁業をめざそう。
- 本市の特産品を知り、多くの人に広めよう。
- 集落営農組織や法人化への取り組みに協力し、耕作放棄地をなくそう。
- 知恵と力を出し合って南丹ブランドらしい、付加価値の高い農林産物をつくろう。
- 体験学習に参加するなど森林について学習しよう。
- 野生動物を集落に近づけないために、できるだけ工夫を心がけよう。

みんなで出した



- ◎新たな特産物を開発する。
- ◎市内のいろいろなグループの加工品などを集めて、他へ売りに行くなど、南丹市を売り出す。
- ◎例えば団塊の世代で田舎暮らしを希望される方への貸与や市民農園の開園など、農地の多様な活用を進める。
- ◎農業振興のため、地産地消の推進や都市住民の消費志向を研究する組織を市民とともに立ち上げる。
- ◎農林業は補助金ありきの施策ではなく、自分たちで努力や工夫をするという基本姿勢で進める。
- ◎公共事業に頼りすぎず、集約化・提案型森林施業を推進する。

4ひとを温かく迎える

現状と課題

観光資源と交流イベント

- 本市には、広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する芦生原生林、日本の原風景として注目を浴びる美山のかやぶきの里、「京阪神の水がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを見せる景勝り溪、桜並木で有名な大堰川河畔など多くの観光資源があります。また農産物や加工食品などの特産品、市全域に広がる豊かな自然環境や文化財が多くの人々に親しまれてきました。現在は年間約150万人の人々が訪れています。また、観光消費額は年間約20億円となっています。

- 各種交流イベントについては、多くが関係団体などで構成される実行委員会が主体となり、市が開催を支援しています。観光に関連する主なイベントは、さくら祭りや花火大会など数多く、さらにマラソンなどのスポーツイベントや伝統行事にもたくさんの来訪者があります。今後は、類似するイベントの調整や市民の一体感を醸成する新たなイベントの検討など、四季を通じて市全体や各地域の特長を引き出せるよう、計画的な開催を市民とともに図る必要があります。

- 観光情報は、市と各地域の観光協会のホームページやパンフレットなどによって提供しています。

- 観光は本市の知名度にも影響する上、雇用やそれに伴う定住を促進し、地域への経済波及効果の高い産業です。全国的に団塊の世代が退職時期を迎え、国民全体の余暇時間が増加する今後においては、豊かな地域資源を活かした質の高い観光サービス、南丹ブランドの開発や販路開拓などにより集客や滞在時間の延長を図り、いっそうの観光振興を図ることが必要です。

温泉の活用

- 市内には園部地域の「るり溪温泉」、日吉地域の「スプリングスひよし」などの温泉施設が整備されており、数多くの人々が訪れています。また八木地域には温泉の湯を持ち帰ることができる温泉スタンドがあります。

- 今後はこれらの温泉施設を有効に活用した観光ネットワークや温泉施設の機能強化を図る必要があります。

観光漁業

- 本市の水産業は、主には溪流釣客のための観光漁業で、水系に沿って組織される3つの漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図っています。とりわけアユは全国から釣り人が訪れるほどとなっており、大きな経済波及効果をもたらしてきました。しかし、近年はレクリエーションの多様化などから若年層の釣り離れが進み、入漁者が減少しています。

- 近年は、鳥類及び外来魚による魚の食害やアユの冷水病の発症などの問題が生じており、捕獲などのための人材や財源確保が困難なことや、原因が解明されていない部分もあることから対応に苦慮している状況です。また、観光客による河川へのごみの放置や家庭排水の流入による水質の悪化など、河川環境保全の対策も求められています。

交流事業

- 本市は、国内外の都市や人々との交流事業も多彩に推進しており、ニュージーランド・クルーズ連合市との友好都市提携などを行っています。また美山地域では小学生を対象とした山村留学が行われています。今後も本市を愛する多くの人々との交流を大切にしていくことが求められています。

観光の状況

観光入込客数(千人)	観光消費額(千円)	一人あたり観光消費額(円)
1,546	1,933,501	1,250

平成18年度京都府観光入込客調査報告書

施策の方針

（１）観光ネットワーク

- ◎ 各観光協会、商工会、農林漁業関係団体及び地域、行政のいっそうの連携を図り、一丸となった観光ネットワーク体制を確立し、観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上、新たな観光資源の開発・整備などを図ります。また、そのために必要な各観光施設への支援を検討します。
- ◎ 参加・体験型観光やアウトドアへの志向、高級志向や日帰り団体観光などさまざまな観光ニーズに対応し、多彩な地域資源を活用した新しい観光スタイルを提案するとともに受け入れ体制を整備します。
- ◎ 観光消費額向上のため、魅力的で付加価値の高い南丹ブランドの特産品開発・販路開拓、滞在時間延長のためのしかけづくり、観光施設職員やイベントスタッフの営業力やホスピタリティの向上を図ります。
- ◎ 駅、観光資源、宿泊施設をつないだ多様な観光モデルコースの設定・提案を行うとともに、古道や遊歩道の環境整備を図ります。また、市内各所の道路において観光案内板、道標などの充実を図ります。
- ◎ 観光案内ボランティアの養成を図ります。

（２）観光施設及び周辺整備

- ◎ 観光施設周辺の景観保全、環境美化を図ります。
- ◎ 観光施設のトイレ・駐車場などのバリアフリー化、老朽化施設の改修やイメージアップのための整備を進めます。
- ◎ 各観光施設において、集客力向上のため費用対効果を見据えながら、必要な設備投資を行います。また、体験農園や農家民宿・市民農園など新たな観光施設の整備を図ります。

（３）イベント運営

- ◎ 各種イベントの開催を支援し、運営において旧町の枠を超えたいっそうの市民参加を促します。
- ◎ 従来から各地域で開催されてきた種々のイベントについては、運営の効率化や集客上のメリットのために、それぞれの日程調整や類似イベントの統合などを、各主催者とともに検討・試行しながら進めます。

- ◎ 市民の交流と一体化及び南丹市のPRのため、市全体としての新たなイベントの企画・開催を図ります。

（４）情報発信とPR

- ◎ 観光パンフレットやホームページによる観光情報を充実させます。
- ◎ 市内各観光施設はもとより、駅、公共施設、商店などでの観光パンフレットの設置を図ります。
- ◎ 京阪神都市部の公共・公益施設での観光パンフレットの設置を図ります。
- ◎ 旅行代理店やマスコミ、出版社との連携を強化し、南丹市のPRに努めます。
- ◎ 市内での映画やテレビ番組のロケーションを積極的に働きかけ、受け入れます。

（５）温泉の活用

- ◎ 温泉施設と他の観光資源を結びつけ、いっそうの誘客を図ります。
- ◎ 健康志向に対応し、市民や来訪者の健康増進を図った温泉活用を進めます。

（６）観光漁業

- ◎ アユ、アマゴ、ウナギなどの淡水魚の優良な稚魚の適期放流と増殖を図ります。
- ◎ 各漁業協同組合を支援し、害魚の駆除、河川環境の保全、ごみの投棄防止などを図ります。
- ◎ 観光客に配慮した入川道の整備を図ります。

（７）交流事業

- ◎ 京阪神都市部に近い立地と農村環境、自然環境を活かし、観光農園や森林での体験学習など、グリーンツーリズムを推進します。
- ◎ 山村留学を継続し、多くの子どもたちが、本市を第二のふるさととして大切にもらえるまちづくりを進めます。
- ◎ 国際交流を進め、本市の自然や文化、暮らしを愛する世界の人々と国境を超えてふれあう、多彩な交流のあるまちづくりを進めます。また市民の国際理解を深めるため、国際交流に関するフォーラムや語学教室を開催します。
- ◎ 市民による国際交流組織の支援を図ります。

私たち市民の取り組み

- 市の観光資源を知り、多くの人にPRしよう。
- 観光施設周辺や散策路の美化活動に協力しよう。
- 観光ボランティアに参加し、活躍しよう。

みんなで出した



- ◎京都市や亀岡市の観光客に少し足を伸ばして、本市まで来てもらえる方策を進める。
- ◎旧4町の交流を図る意味において、市全体で取り組む大きなイベントを開催する。
- ◎それぞれの観光資源を連携させて、観光のまちづくりを進める。

5 伝統文化を継承する

現状と課題

- 本市には、長い歴史の中で培われてきた多様な文化があり、それらは建物や絵画、彫刻、そして地域の伝統的な祭礼などとして今日に伝えられています。こうした歴史文化遺産を市民共通の財産とするため、さまざまな調査を経て文化財として指定するなどの措置が講じられてきています。
- 市域には多くの指定文化財があり、それらの保護に必要な支援を行ってきました。中でも美山地域の伝統的建造物群保存地区のかやぶき民家群は、本市を代表するともいえるもので、多くの観光客が訪れています。文化財については、このように保存と活用を併せて進める視点も、歴史文化の周知や観光振興の上で大切といえます。
- 近年、国は文化財を単に保護するだけでなく、事業資産や観光資源として活かしながら、ゆるやかに守ることを支援する登録文化財制度を進めており、本市でもこの制度を活用した取り組みが進められてきています。
- 歴史を学ぶための取り組みとしては、文化博物館、郷土資料館などで文化財関係資料の展示・公開を行うとともに、児童生徒、市民や来訪者へ歴史文化を学ぶ機会も提供しています。
- 市内各地域には多くの伝統行事や伝統文化があり、長い歴史の中で現代に引き継がれてきました。しかし、集落の少子高齢化、過疎化が進む現在、それらの保存・継承に取り組む必要があります。

施策の方針

(1) 歴史文化遺産の調査と保全

- ◎ 地域の歴史文化資料、伝統行事などの調査と収集を進めるとともに、国登録文化財制度の積極的な活用を図るなど、文化財の保護並びに活用を進めます。また、歴史文化遺産の保存・修理・修復などを図り、そのために必要な支援を進めます。
- ◎ 文化博物館・郷土資料館などでの展示や催事内容の充実を図ります。

(2) 歴史文化遺産の周知と活用

- ◎ 郷土の歴史文化遺産に対する市民の理解を深め、それらが共通の財産として愛護され、次代に引き継がれるよう、学校や文化博物館、郷土資料館などにおいて教育や啓発に努めます。また、そのために地域の歴史文化に詳しい市民の協力を得ます。
- ◎ 各地域固有の伝統行事や習慣などの民俗文化が引き継がれていくよう、支援します。
- ◎ 歴史文化遺産を観光振興に積極的に活用します。そのため、パンフレットの作成、ホームページの充実、歴史文化遺産周辺の環境整備や案内機能の強化を図ります。

私たち市民の取り組み

- 市や身近な地域の歴史文化にふれ、知識を深めよう。
- 市外の人たちをまちの歴史文化遺産に案内し、まちの歴史を知ってもらおう。

みんなで出合った



- ◎次世代への文化の継承がうまくいっていない。人材の高齢化が進む中、リーダーの確保や育成を進める。
- ◎地域の歴史に造詣が深い人材を積極的に活用し、伝承を図る。
- ◎茅葺き民家にとどまらず、さまざまな景観を守る取り組みを進める。

6 暮らしの安全と安心を守る

現状と課題

- 本市は、市民生活の安全・安心を確保するための理念を定め、市、市民、事業者などの責務を明らかにする「南丹市安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づきながら、市民意識の高揚や各種安全対策を進めています。
- 山間の道路や集落においては地質的に弱いところや危険箇所があり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が懸念されます。このため、今後も治山事業や急傾斜地崩壊防止対策を進める必要があります。また、市内の河川は大雨時に市街地や山村集落に水害をもたらしてきており、現在桂川、由良川、園部川をはじめとした早期の改修が求められています。
- 近年、各地で大規模な地震や台風・大雨による大災害が発生し、防災を足元から見直していこうとする機運が高まっています。本市においても行政の防災体制はもとより、日頃から市民の防災意識を高め、身近な地域における防災への取り組みを促すことが必要です。常備消防は、京都中部広域消防組合で対応しており、市内に園部消防署及び3出張所があります。また、大規模な災害発生時における応急措置については、今後関係機関の協力のもとに広域的な応援体制を強化する取り組みが求められています。
- 消防団については4支団19分団（うち女性分団1）で構成されており、団員定数は1,700名です。団員数は減少しており、団員の確保及び組織の見直しなど、消防体制の充実が課題となっています。
- 地域の自主防災組織は、現在26組織が活動していますが、組織がない地域について設立を進めていく必要があります。
- 消防設備は、防火水槽や消防ポンプなどの整備を計画的に進めています。また、防災行政無線の未設置もしくは設備老朽化の地域について整備が求められています。

●災害時における応急活動体制については、「南丹市地域防災計画」に基づいた体制づくりを進めており、同計画内容の広報・周知や、計画に基づく防災訓練の実施とともに、避難場所の検証・確保を進める必要があります。また、高齢者、障がいのある人など、自力での避難が難しい災害時要援護者対策に地域住民とともに取り組む必要があります。

●救急医療については、救急車5台で対応しており、市内での搬送先は主に南丹病院となっています。災害時における医療及び助産は市が応急対応として実施しますが、迅速な対応、救命率の向上のため、救急用資機材の充実や市民を対象とした応急救護についての知識・技能の普及を図っていく必要があります。

●全国的に犯罪発生件数が増加する中、本市においても防犯対策は重要な課題で、南丹警察署、南丹船井防犯推進委員協議会各支部や地域と連携して、防犯に対する啓発などを推進しています。

●生活様式の多様化に伴い、市民の消費生活の安全確保が求められています。特に高齢者世帯や認知症の人、障がいのある人を狙った悪質な商法や違法行為も全国的に後を絶たず、社会問題となっています。このため、消費生活相談体制や意識啓発の充実を図ることが必要です。

●市内には交通事故の発生しやすい危険箇所も多くあり、今後交通安全施設の整備、充実を図るとともに、関係機関、関係団体などの協力を得て市民や市内を運転するドライバーに交通安全の啓発を進めていく必要があります。

■消防団の状況

団員数 (人)	1,602	団長 園部支団 448 日吉支団 352	職員班 八木支団 430 美山支団 335
消防車両 (台)	106	園部支団 34 日吉支団 17	八木支団 29 美山支団 26
防火水槽 (基)	603	園部支団 99 日吉支団 130	八木支団 121 美山支団 253

総務課(平成19年5月1日現在)

■市内交通事故発生状況

単位：人

件数	死者	負傷者		
		計	重傷者	軽傷者
203件	5 (5件)	269 (198件)	37 (31件)	232 (167件)

資料:京都府の交通事故(京都府警察本部・平成18年中)

施策の方針

(1) 治山・治水

- ◎ かけ崩れ、地すべり、土石流などの災害防止のため、国や府へ治山・砂防事業の推進を要望します。
- ◎ 浸水被害を防ぐため、府に対して桂川、由良川、園部川などの早期改修を要望します。

(2) 防災体制

- ◎ 「南丹市地域防災計画」に基づき、防災関係機関の連携強化と防災施設などの充実に努め、災害に強いまちづくりを進めます。
- ◎ 高齢者、障がいのある人などの災害時要援護者を行政、消防団や各地域がともに日頃から把握し、災害発生時に救護ができる体制づくりに取り組みます。また、災害時要援護者や女性の視点に立った防災シミュレーションを行い、備蓄品、避難場所の環境整備に反映します。
- ◎ 災害が発生した場合に、地域での防災活動が円滑に行える体制を整えるため、消防団員の確保や組織の見直しなど消防・防災体制の充実を図ります。
- ◎ 災害の種類、規模別に現在の避難場所を見直し、避難場所の再編や確保を図ります。
- ◎ 各地域の自主防災組織を育成します。また、市民が参加する定期的な防災訓練の実施などにより防災意識を高め、地域ぐるみの防災体制の充実を図ります。さらに、災害時要援護者対策を地域や福祉施設とともに進めます。
- ◎ 災害に対する日頃からの備えや避難方法、避難場所について各家庭や企業への周知徹底を図り、広報・啓発を進めます。

（３）防災情報システムと防災設備

- ◎ 今後も進歩が見込まれる情報通信技術を活用したより高度な情報提供システムの構築を図るとともに、国の緊急地震速報システムともつながった防災行政無線の整備を図ります。
- ◎ 災害の危険度や避難経路を地図に示したハザードマップを作成し、周知を図ります。
- ◎ 近年の被災地における課題を分析した上で、防災拠点となる施設、備蓄資機材の点検・整備を進めるとともに、防火水槽や消火栓の整備を図ります。また、老朽化などに対応し、消防資機材の更新を進めます。

（４）救急医療

- ◎ 救急医療に対応できるよう、船井医師会や周辺自治体と連携し、広域的な救急医療体制の強化を促進します。
- ◎ 救急用資機材の充実を図ります。
- ◎ 市民を対象とし、救急・救命などの講習会を開催します。

（５）防犯対策

- ◎ 警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携による防犯活動を実施し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ◎ 子どもから高齢者まであらゆる市民の防犯意識の啓発に努め、地域における自主的な防犯活動を育成します。

（６）消費者保護

- ◎ 悪質な商法、詐欺などに関する被害や予防策の情報提供を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などを対象に、指導・啓発を進めます。また自己の判断で消費行動が適切に行えない方に対しては、地域の協力を得ながら、身近な見守りを進めます。
- ◎ 消費生活に関する苦情や被害について相談を受け付け、警察や専門機関との連携による対応を進めます。

（７）交通安全

- ◎ 「南丹市交通安全計画」に基づき、歩行者もドライバーも安心して安全に利用できる道路環境をめざし、危険箇所の解消や交通安全施設整備を進めます。
- ◎ 保育所、幼稚園や学校、高齢者の集う場、各種イベントなどにおいて交通安全意識の高揚を図ります。また広報誌・ホームページなどで啓発を行います。

私たち市民の取り組み

- 住んでいる地域の災害の危険性、災害が起こったときの避難場所、避難方法などについて知っておこう。
- 日頃から地震や水害など災害への備えを忘れないようにし、3日間は自力で生活できる水や食料などの備蓄をしよう。
- 自主防災活動に参加しよう。
- 救急・救命などの講習会に参加し、技術を習得しよう。
- 家族同士や近所同士で防犯意識を高め合おう。
- 悪質な商法に注意するとともに周囲の高齢者などに注意を呼びかけよう。
- 歩行者も自転車もドライバーも交通マナーを守り、ドライバーは歩行者優先の安全運転を心がけよう。

みんなで出した



- ◎ 緊急の事態が発生したときにこそすぐに立ち上がるボランティアなどの体制を整備する。
- ◎ 非常通報システムの普及を進める。
- ◎ 福祉施設や介護施設と周辺地域が連携した防災ネットワークを構築する。

ともにめざす目標指標

区分	指 標 名		現 況	年度	目 標	年度	備 考
1 豊かな緑と清流を守る	河川の水質の向上	越方橋	pH 6.2~6.9 BOD 1.0 SS 6	H17	⇒ pH 6.5~8.5 BOD 0.7 SS 4	H24	京都府による調査及び目標。
		大堰橋	pH 6.0~6.7 BOD 1.2 SS 4	H17	⇒ pH 6.5~8.5 BOD 1.0 SS 3	H24	(桂川上流) 越方橋・大堰橋 (園部川)
		出合橋	pH 6.0~7.3 BOD 0.8 SS 1	H17	⇒ pH 6.5~8.5 BOD 0.5 SS 1	H24	神田橋 (由良川上流) 出合橋・安野橋・ 大野ダム下 (棚野川)
		和泉大橋	pH 6.0~7.4 BOD 0.9 SS 1	H17	⇒ pH 6.5~8.5 BOD 0.5 SS 1	H24	和泉大橋
	景観保全のためのルール制定		未制定	H19	⇒ 制定	H22	
2 資源が循環するまちをつくる	1人1日あたりのごみの排出量の抑制		537g/人・日	H18	⇒ 400g/人・日	H24	
3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる	農業産出額の増加		516千万円	H17	⇒ 550千万円	H24	
4 ひとを温かく迎える	観光入込客数の増加		1,546千人	H18	⇒ 2,000千人	H24	
5 伝統文化を継承する	文化博物館と郷土資料館の年間入場数の増加		10,518人	H18	⇒ 12,000人	H24	両施設合計
6 暮らしの安全と安心を守る	防災行政無線の普及		15.8% (2,144世帯)	H19	⇒ 100% (全世帯)	H24	

※pHは水素イオンの濃度を示す指数。数値が大きいほどアルカリ性。BODは河川の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことで、数値が大きいほど、水質が汚濁している。SSは水中に浮遊している物質の量で、数値が大きいほど、水の濁りが多い。

第3章

人・物・情報を高度につなげる

- 1 高速移動の網を広げる
- 2 鉄道をさらに便利にする
- 3 安全で快適な主要道路でつなぐ
- 4 誰もが安心な地域交通システムをつくる
- 5 双方向の情報通信基盤をつくる
- 6 にぎわいの市街地をつくる

第3章 人・物・情報を高度につなげる

1 高速移動の網を広げる

現状と課題

- 本市は京都市に隣接している上、大阪、神戸とも至近であることから、これら京阪神都市部へのアクセスの向上及び時間距離の短縮は、本市の発展に大きく関わります。
- 現在、園部、八木地域には、京都縦貫自動車道の一区間として京都市の沓掛ICと京丹波町の丹波ICを結ぶ京都丹波道路がほぼ東西に走っており、市内には園部、八木西、八木中、八木東の4つのインターチェンジがあります。京都縦貫自動車道は、北部の綾部安国寺JCT～宮津天橋立IC間（綾部宮津道路）と南部の久御山IC～大山崎JCT間（京都第二外環状道路）も開通しており、これらの道路は平成26年度内に全線が接続される予定となっています。この開通によって本市と京都府北部や若狭方面及び京都府南部や奈良方面とのアクセスが大きく向上することになります。
- 一般道路において京都市との連携を強化するためには、国道9号の機能強化が不可欠といえます。このため、亀岡市内における渋滞の解消や京都市内千代原口交差点の立体化の早期完成を要望していく必要があります。
- 本市周辺の広域幹線道路の主な動向としては、国道423号、国道477号の拡幅整備があげられます。国道423号は、大阪市と亀岡市内国道9号を結ぶ路線で、平成19年には箕面市内の一部区間が有料道路として供用開始し、京都府中部と大阪市の時間距離の短縮が図られました。しかし、本市と大阪圏との時間距離をいっそう短縮するためには、国道423号の亀岡市内における狭あい箇所の改修のほか、亀岡市と本市を結ぶ国道の機能向上を図ることが課題です。国道477号は三重県四日市市から、途中本市を通り、大阪府池田市へ至る路線で、狭あい箇所が多く、改修工事が進められています。今後も本市と京都市内、阪神都市部、滋賀県方面とのアクセスの向上を図るため、拡幅整備を促進していく必要があります。
- これらの路線の改修については、沿線各自治体と結成した期成同盟や協議会があり、長年にわたって活動を進めていることから、今後もこれらの活動を基本とし、実現をめざす必要があります。

施策の方針

（1）広域アクセスの強化

- ◎京都縦貫自動車道の全線開通を、関係市町とともに促進していきます。
- ◎「国道423号整備促進協議会」の活動を通じて、法貴峠など国道423号の拡幅整備を、関係市町とともに促進していきます。また、「国道477号改修促進期成同盟会」の活動を通じて、国道477号全線の早期の拡幅完了を要望していきます。
- ◎国道9号の京都市内や亀岡市内の早期改修や渋滞解消のための整備を要望していきます。

（2）広域ネットワークを見据えたまちづくり

- ◎京都縦貫自動車道の全線開通予定を、市民や来訪者、企業などに積極的に情報提供し、本市の活性化に結びつけます。
- ◎京都縦貫自動車道の全線開通や国道423号のアクセスの向上を見据えた定住促進や企業誘致、観光振興を進めます。

みんなで出した

アイデア



- ◎国道423号のバイパス整備など、広域交通の動向を視野に入れた計画を立てる。
- ◎沿線自治体と一体となった活動を基本として国へ地方の声を届ける。

2 鉄道をさらに便利にする

現状と課題

- 本市北西には、京都駅始発で日本海側へ至るJR山陰本線が走っており、市内に八木駅、吉富駅、園部駅、船岡駅、日吉駅、鍼灸大学前駅、胡麻駅の7つの駅があります。現状では園部駅から京都駅まで普通電車で1時間程度の乗車時間を要していますが、平成21年4月には京都・園部間の完全複線化による運行開始予定となっており、これによって、普通電車で10数分の乗車時間の短縮（園部・京都間）や快速を含む列車の増発が見込まれます。
- 複線化により市民の生活圏の拡大や定住人口の増加が予測される一方で、市内に住む学生や就労者が亀岡市や京都市へ流出することも予測されます。今後は市街地整備など定住促進施策により、複線化を本市の活性化に結びつけるまちづくりが必要です。また、市民からは園部駅以北の複線化の要望もあり、現在JR西日本へさらなる複線化を働きかけています。

■市内各駅1日平均利用者（乗降者）数

単位：人

駅名	定期	定期外	合計
八木駅	2,222	1,104	3,326
吉富駅	508	142	650
園部駅	6,604	2,586	9,190
船岡駅	115	8	123
日吉駅	583	170	753
鍼灸大学前駅	619	122	741
胡麻駅	677	121	798
計	11,328	4,253	15,581

資料：JR西日本（平成18年度）

施策の方針

（1）JR山陰本線の複線化

- ◎平成21年4月運行開始に向け、JR山陰本線の複線化を進めます。
- ◎園部駅以北の複線化や接続ダイヤの利便性の向上について、市民や関係市町及び

「山陰本線京都中部複線化促進協議会」などと連携し、引き続きJR西日本へ働きかけます。

（2）鉄道を活かしたまちづくり

- ◎公共交通ターミナルの機能を強化するため八木駅、吉富駅、園部駅の駅周辺整備を進めます。
- ◎利用客に対し、駅の美化を呼びかけるとともに、地域住民などによる駅周辺の美化活動や見回り活動などを支援します。
- ◎鉄道との接続を考慮したバス交通のダイヤ編成など鉄道利用者への便宜を図ります。
- ◎観光イベントの開催と集客によって鉄道利用客の増加を促し、JRと連携した観光振興を図ります。

私たち市民の取り組み

- 鉄道を積極的に利用しよう。
- きれいな駅を保つため、駅でのポイ捨てや路上の駐輪をやめよう。

- ◎複線化により、流入人口も定住人口も増える視点でのまちづくり、“学生のまち”の特性を活かしたまちづくりを進める。
- ◎山陰本線京都中部複線化促進協議会を最大活用して園部以北増発の要望を進める。
- ◎マツタケ祭り、ピアノコンサートなどのイベントで臨時列車運行や特急の停車があることから、今後もJRと連携しながら、イベントを開催し、鉄道利用の活性を進める。
- ◎住民の会をつくって、駅の美化運動と周辺整備を、一定の目的をもって進める。
- ◎JR胡麻駅までの部分複線化を進める。
- ◎駅前開発によるイメージアップや中心市街地までのアクセスの向上を図る。

みんなで出した

アイデア



3 安全で快適な 主要道路でつなぐ

現状と課題

- 広大な本市にあって、安全で快適な道路の整備は、市としての一体化の醸成や他地域との交流、暮らしの利便性の確保や過疎集落の維持などまちづくりの根幹に関わる重要な施策です。
- 一般国道は、南部に国道9号、国道372号、国道477号、北部に国道162号が走っています。いずれの国道もほぼ東西を走り、京都縦貫自動車道路との結びつきもあって、本市と近隣市町を結ぶ広域幹線としての機能面が強くなっています。今後も危険箇所の解消や一部狭あい箇所の拡幅などが望めます。
- 南北に長い本市の市内移動のためには、特に南北を走る府道と市道が重要な機能を果たしており、これらの整備、改良は市としての一体化に大きく関わります。
- 府道は、主要地方道9路線、一般府道14路線が走っています。現在、狭あいな箇所や未整備区間及び通行不能区間が随所に見られることから、整備、改良を府に働きかけています。
- 市道は、基幹道路となる路線の整備が進められてきましたが、危険箇所や狭あい区間もまだ多く、これらの整備、改良は過疎化防止の上でも重要な施策となっています。
- これらの他、広域農道や広域林道もまた物流や生活のための道路としての機能を果たしており、今後も整備を図る必要があります。
- 園部、八木地域の都市計画区域においては、計24路線の都市計画道路が都市計画決定されており、一部事業認可を受けて整備を進めています。街中における在来の道路は狭い路線が多く、市街地の活性化や利便性の向上のためにも、引き続き整備を進めるとともに、新たな都市計画決定もめざしていく必要があります。

- 急峻な地形も多い本市にあって、各道路整備においては、安全面の確保を最優先に取り組む必要があります。また、これまでの車優先の道路整備から歩行者優先の人にやさしい安全で歩いて楽しい道づくりが求められています。

施策の方針

（１）広域幹線道路

- ◎ 市として総合的な道路交通計画を樹立し、市全体の体系的かつ将来を見据えた道路ネットワークのビジョンを描き、各国道の危険箇所の改修や機能向上を国に働きかけます。
- ◎ 国道9号、国道162号、国道372号及び国道477号の拡幅の早期完了や機能強化を促します。

（２）地域幹線道路

- ◎ 各府道については、市域の一体化を促進するため危険箇所や狭あい箇所、通行不能区間の解消に向けた早期の整備を府に働きかけます。
- ◎ 地域の実情に応じた市道の整備・改良に努め、生活道路の安全性、利便性の確保に向けた道路の整備を推進します。
- ◎ 市街地や駅周辺の機能向上を図るため、都市計画道路の整備を、市街地再開発事業などの面的整備と一体的に計画的に進めます。
- ◎ 広域農道や広域林道の整備を計画的に進めます。

（３）安全で快適な道づくり

- ◎ すべての人にとって安全・安心で利用しやすい道路整備を進め、危険箇所の点検及び改善と交通安全施設の設置などを図ります。
- ◎ 災害を想定した緊急車両の通過などにも配慮した生活道路の改善を進めます。
- ◎ 自転車専用レーンの整備を検討します。

私たち市民の取り組み

- きれいな道を保つため、ポイ捨てや違法な路上駐車をやめよう。また道路美化活動に参加しよう。
- 歩いて楽しい道づくりのため、地域の緑化などを進めよう。

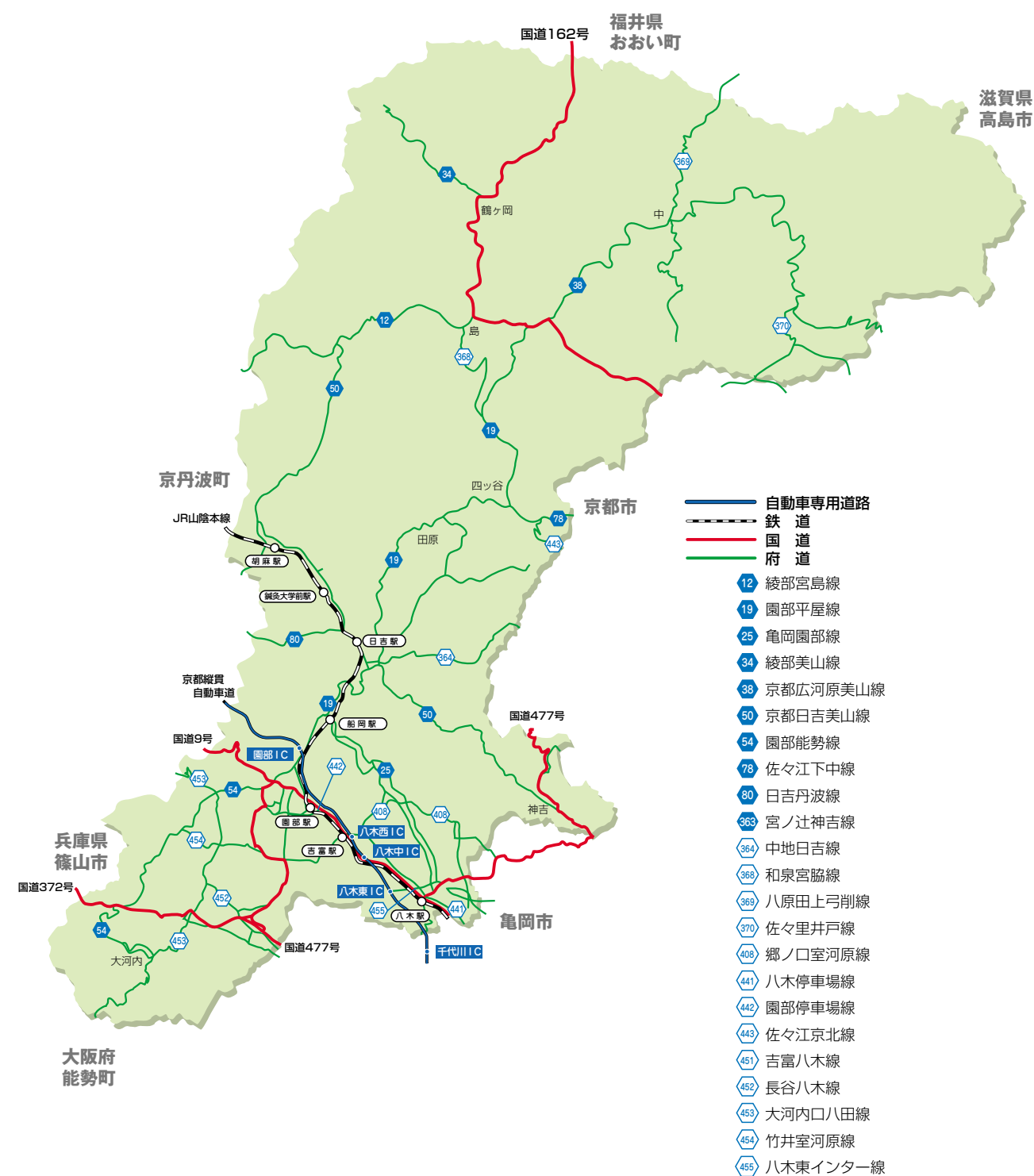
みんなで出した

アイデア



- ◎市域を一体化する道を早期に整備する。現在アクセスが良くない地区も、そのことによって自然環境が素晴らしく、団塊の世代の住宅地となりうる。
- ◎道路整備については災害も視野に入れ、人口の少ないところにも配慮した安全の視点を持って進める。

道路網図



4 誰もが安心な地域交通システムをつくる

現状と課題

- 本市では、日吉、美山地域を走るバス路線を旧町から引き継ぎ、南丹市営バスとして継続運行しています。合併後は美山園部線が新規路線として加わり、スクールバスの一般混乗や地域への委託方式も一部取り入れながら計16路線を運行しています。
- また、民間バス会社が園部、八木地域での運行を行っています。
- 園部地域の一部は民間事業者への委託によってコミュニティバス、スクールバス（通称：ぐるりんバス）3路線を運行しています。
- これらのほか、介護予防や介護の必要な高齢者及び障がいのある人を対象とした外出支援サービスがあり、医療機関などへの送迎を行っています。
- 地域間交流のためには公共交通が大切です。また通学者や高齢者、要援護者などにとって、これらの地域交通システムは欠かすことのできない重要な移動手段であることから、今後も安心できる交通ネットワークの充実を図る必要があります。

施策の方針

（1）バス交通

- ◎各地域のニーズを把握した上で「南丹市バス交通整備計画」を策定し、体系的なバス交通網の維持と拡充を図ります。
- ◎バスシステムの利便性を高めるとともに、通勤通学における利用促進やノーマイカーデーの機会を通じて積極的にバスの利用促進を図ります。
- ◎誰もが乗り降りしやすいノンステップバスの導入などに努めます。

（2）多様な公共交通システム

- ◎多くの集落が広大な市域に点在し、多くの集落で過疎化、高齢化が進むと見込まれる本市にとって有効な移動支援方法や交通システムのあり方を市民とともにつねに検討し、必要に応じて導入を図っていきます。また、小型車輛の導入やオンデマンドシステムによる移送、民間委託などを視野に入れます。
- ◎障がいのある人や高齢者が安心して外出し社会参加できるよう、市が実施する外出支援サービスの充実を図ります。また、NPOなどによる福祉運送活動を支援します。
- ◎アイドリングストップ自動車、ハイブリッドカー、燃料電池自動車など、環境に配慮した車輛の導入を図ります。

私たち市民の取り組み

○高齢化が進む集落も多く、みんなで助け合える地域交通システムを考えていこう。

みんなで出し合った



- ◎小型マイクロバスを運行させる。
- ◎団塊の世代が一斉に免許を返納する時期が来ることと公共交通の利用増が予想される。小型バスがオンデマンドでドア・トゥ・ドアで走行し、ニーズが増えているという事例に習い、導入を進める。
- ◎交通体系の構築にあたっては、自動車を持たない市民や障がいのある人の立場に立った視点を持って進める。
- ◎環境問題の視点に立った車輛を導入する。

5 双方向の情報通信基盤をつくる

現状と課題

- 今日の情報化社会においては、高度な情報通信基盤が行政サービスの提供や市民生活のために必要不可欠なものとなっています。
- 本市は、日吉、美山地域のほぼ全域が難視聴地域であり、特に美山地域についてはブロードバンドサービスが提供されていない状況です。このため、都市部との情報格差をなくし、市内全域でさまざまな情報サービスを得られるよう、各家庭や事業所、公共施設を光ファイバーで結び、ケーブルテレビやインターネットサービスを提供する、南丹市地域情報通信基盤整備事業を実施しており、平成20年度には全市域でケーブルネットワークが完成します。
- 南丹市情報センターでは、自主制作番組を制作しケーブルテレビで放映しており、各地域の暮らしや市民活動に密着し、市の一体感を形成する番組づくりを進めています。
- 高度情報通信基盤については防災・防犯、在宅医療や福祉サービス、電子申請手続など多様な分野への活用が考えられることから、今後多面的に検討を進め、豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく必要があります。

施策の方針

(1) 情報通信基盤

- ◎南丹市地域情報通信基盤整備事業を進め、市内全域に光ファイバーを整備します。
- ◎高度情報ネットワークの活用を広げるため、市民や事業所にサービス加入を促します。
- ◎情報通信技術の動向を調査し、つねに情報通信環境の最適化を図ります。またハード、ソフトの保守体制の充実を図ります。

(2) 情報提供

- ◎市民ニーズに対応し効果的、計画的な地域情報化を進めるため、「地域情報化計画」を策定します。
- ◎南丹市情報センターの自主制作番組を充実し、市の一体化の形成と住民の交流を図ります。また、定時放送のみならずインターネットによる番組のデータ配信により、いつでも見ることができるシステムを検討します。
- ◎高度情報通信基盤を、防災、医療、オンデマンドの交通システム、公共施設予約などさまざまな市民サービスに活用するため、検討を進めます。

(3) 情報環境

- ◎より多くの市民が高度情報通信基盤を利用できるよう、高齢者などを対象としたパソコンや多チャンネルのテレビ、携帯電話の操作に関する勉強会などの充実に努めます。
- ◎インターネットなどの双方向情報システムにおけるセキュリティについて、市民に対し啓発を進めます。

私たち市民の取り組み

- ケーブルテレビに加入しよう。
- インターネット社会での犯罪やウィルスなどの危険を学び、自ら被害を防ぐよう努めよう。
- 情報社会や情報機器操作について家族や仲間同士で積極的に学習しよう。

みんなで出した

アイデア



- ◎自主製作番組は決まった時間の放映にとどまらず、インターネットでの番組配信も行う。
- ◎情報通信基盤を活用して病院や施設の予約などでもできるシステムを導入する。

6 にぎわいの市街地をつくる

現状と課題

都市計画

- 本市の都市計画区域は、本市と亀岡市からなる南丹都市計画区域に指定されており、園部地域と八木地域に都市計画区域があります。国道9号沿道の活性化に対応した開発誘導や合併による市の一体化のためにも、今後は府との調整を図り、新たな市街化区域の指定などを含む都市計画の見直しが必要となっています。

商業

- 郊外型大型店が増加した近隣市町への消費の流出などによって、近年市内の商品販売額は、大幅に減少しています。これによって身近な地域の商業が失われつつあり、車を持たない子どもや高齢者世帯、学生にとって日常的な消費生活が不便になっています。本市の活性化を図る上でも、今後魅力ある拠点となる商業施設や身近な消費を支える商業機能の誘導が必要となっています。

市街地整備

- 広大な本市には、地域ごとにその核となる市街地があり、住民の暮らしの上で重要な機能を果たしています。
- 全国的に旧来からの市街地が空洞化し、その活性化のための取り組みが進められていますが、本市の中心と位置づけられる園部地域の市街地も、定住人口減少と高齢化、商業の低迷が進んでおり、かつてのにぎわいを失っています。また、狭あい歩道が未整備の道路や回遊性の低さが交通環境を悪化させており、地域の振興を阻害する要因となっています。このため、現在は平成23年度の完成をめざして、市街地のシンボルロードとなる都市計画道路と重点整備地区の土地区画整理を進めています。また大雨時には水害も発生している地区であることから雨水対策を進めています。今後はこれらハードの整備に伴い、魅力的なまちとしての再生をめざすために、空き店舗を活用した来訪者を招き入れる新たな仕組みづくりやイベント開催などによる活性化が求められています。

- JR山陰本線の複線化に伴い、市内各駅及び駅周辺の高度利用や新たな都市機能の整備が求められています。園部駅は、利用者が増加してきたにも関わらず、駅東側においてにぎわいを演出する空間や商業機能などがなく、今後の活用ビジョンが求められています。吉富駅については、22.7haを対象に吉富駅西地区土地区画整理事業が進められています。八木駅については10.7haを対象に八木駅西地区土地区画整理事業が計画されています。いずれの土地区画整理事業も地元住民を主体とした組合による意思決定を基本として進められており、本市の定住人口増加の上でも重要な事業といえます。今後は複線化に伴う八木駅舎の改修や駅前広場の整備が課題です。
- これまで進められてきた土地区画整理事業による住宅地や現在区画整理が進められている内林町も含め、今後はこれらの新たなまちにおいて早期に転入や商業立地などが進むよう、連携していく必要があります。
- 各地域の支所がある地域拠点やJR各駅周辺については、地域住民に密着した重要なエリアとして、今後も利便性の向上やにぎわいの創出を図った取り組みを進める必要があります。
- いずれの整備においても、安全で快適な道づくりや快適な空間を創出するために、道路整備上の歩行者への配慮や公園緑地の整備が求められています。

■ 商業の事業所数・従業者数・年間販売額の状況

事業所数(件)	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
452	1,993	27,955

資料:商業統計調査(平成16年)

施策の方針

(1) 都市計画

- ◎ 新たな市街化区域の設定も含め、都市計画を見直し、市街地整備、道路ネットワーク整備、環境保全など、土地利用の方向性を明確に定めた都市計画を推進します。
- ◎ 「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」の早期策定を図ります。

(2) 商業

- ◎ 魅力ある商業の集積を促すため、商工会などの民間団体、各事業所、まちづくり機関やNPOなどのまちづくり活動を支援します。
- ◎ 地元商業者が販売促進や流通、顧客の確保に向けて意識を高めながら自ら商業の活性化を図れるよう、研究、人材育成、計画策定などのソフト面や、店舗の再編、商店街整備などのハード面に関して、商業者に各種支援制度の活用を促し、市としても支援を進めます。
- ◎ 山間集落や市街地などそれぞれの地域の住民にとって必要な商業の育成を図ります。

(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進

- ◎ 本町地区(園部地域)において、市内外の多くの人でにぎわう市街地としての再生をめざし、都市計画街路の整備と土地区画整理を進めるとともに、シンボルとなる交流拠点施設の整備を検討します。また雨水排水路などの整備による水害対策を進めます。あわせて、空き店舗対策やイベント開催、意欲的な経営者や工房などの誘致において地区住民らを支援します。
- ◎ 地元地権者の組合とともに、吉富駅西地区土地区画整理事業を進め、また、八木駅西地区土地区画整理事業の着工を図ります。
- ◎ JR各駅の利便性向上に努めるとともに、駅前広場の整備や周辺整備を検討します。
- ◎ 八木、日吉、美山地域の暮らしの中心となる地域拠点について、利便性の向上やにぎわいの創出を図ります。
- ◎ 各地区の開発においては防災対応とともに、子ども、高齢者、障がいのある人にも配慮した街路や公園、広場の整備、上下水道などのインフラ整備を図ります。また、住宅整備や商業施設の誘導に努めます。

(4) 身近な公園緑地

- ◎ 市民が身近で緑や自然に親しめるよう市街地や住宅地において都市緑化に努めます。
- ◎ まちなかにおいて、魅力ある公園の整備を進めます。
- ◎ 公園の遊具の点検や施設の老朽化対応など公園を適切に管理し、子どもから高齢者まで、多様な世代の人々が楽しめる公園環境の充実を図ります。

私たち市民の取り組み

- 市街地活性化にみんなで取り組もう。
- 市内の商業を消費者として応援しよう。
- 定住促進とまちの未来のため、土地区画整理事業をみんなで進めよう。
- 公園を大切にし、きれいで快適な公園のための維持管理活動に参加しよう。

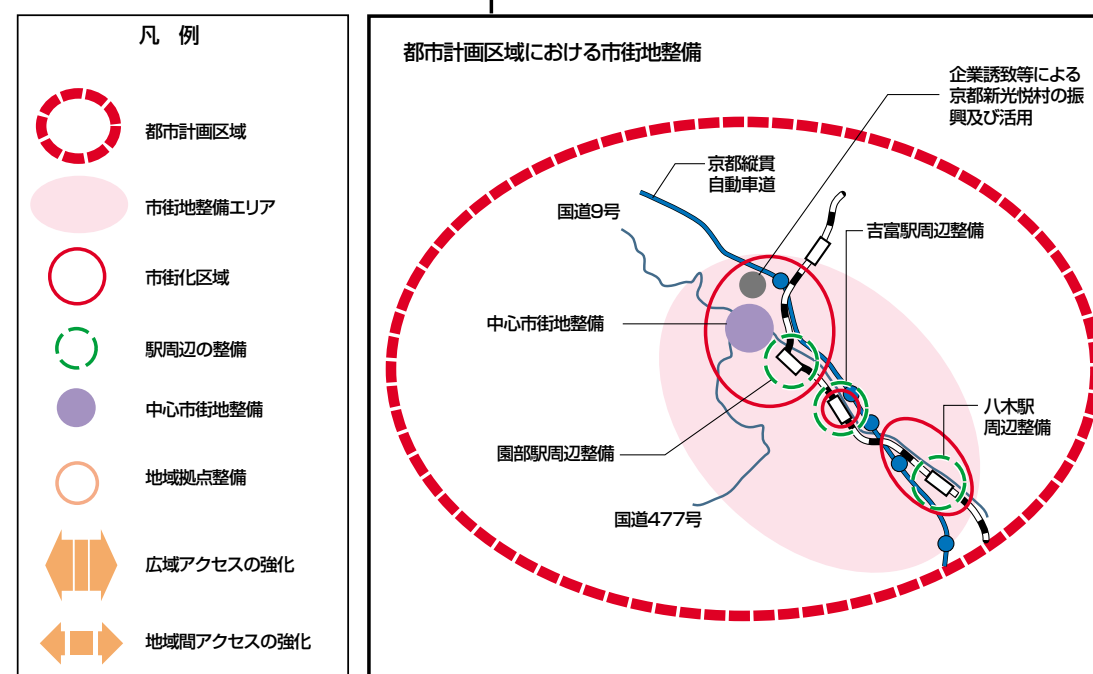
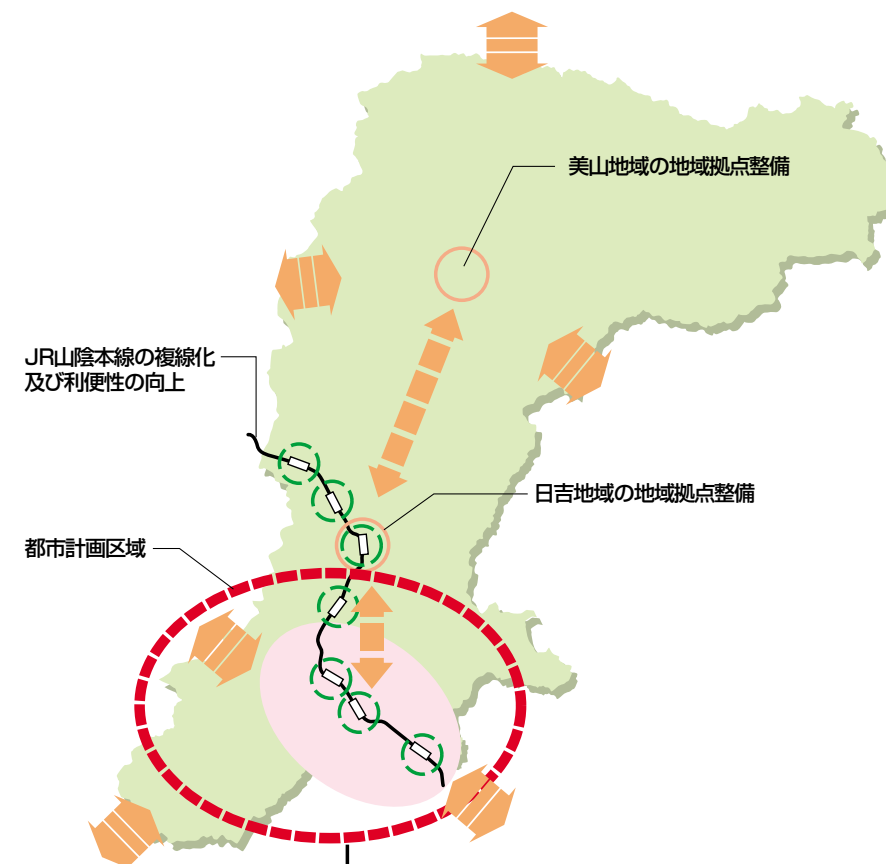
みんなで出した

アイデア



- ◎工場の拡張や住居の増築などのニーズを反映した都市計画を進め、適正なルールのもとで活性化を促す。
- ◎本町通りの空き店舗を利用し、市内学校卒業生の工房が開設しているが、今後は若者が根づくために、空き家を学生にアッセンするなどの大きなバックアップを進める。
- ◎八木駅西及び吉富駅周辺の土地区画整理事業の早期完成、宅地開発を進め、住宅建設の進展を図り、人口増による購買力の向上につなげる。
- ◎駅の改修やエレベーターの取り付けを進める。

■ にぎわいの拠点整備の考え方



ともにめざす目標指標

区分	指 標 名	現 況	年度	目 標	年度	備 考
2 鉄道をさらに便利にする	市内全駅乗降客数の増加	15,581人/日	H18	⇒ 18,000人/日	H24	
3 安全で快適な主要道路でつなぐ	平成24年度までに完了予定の市道改修の完了	7路線	H18	⇒ すべて完了	H24	
4 誰もが安心な地域交通システムをつくる	市営バス利用者の増加	254,944人/年	H18	⇒ 255,000人/年	H24	
5 双方向の情報通信基盤をつくる	ケーブルテレビへの接続世帯数	8,755世帯	H18	⇒ 12,500世帯以上	H24	
6 にぎわいの市街地をつくる	市内年間商品販売額の増加	2,795千万円	H16	⇒ 2,800千万円	H24	(商業統計調査) 目標年次は商業統計 予定実施年。

第4章 共に担うまちづくりの 仕組みを築く

- 1 共に生きるまちづくりを進める
- 2 住民自治の地域づくりを進める
- 3 多様な担い手のパートナーシップを育てる
- 4 大学等と連携し、ともにまちをつくる
- 5 未来を担う人づくりを進める
- 6 行財政改革を推進する

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

1 共に生きる まちづくりを進める

現状と課題

- わが国では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、在住外国人など人権に関わるさまざまな問題が存在しています。また、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童・高齢者への虐待、子どもたちの間でのいじめなどが深刻な社会問題となっています。
- 差別、虐待や暴力をなくし、すべての人の人権が守られる社会を築いていくためには、その根幹となる人権問題についての正しい理解・認識を培い、日々の生活の中で人権を尊重する実践を積み重ねていくことが重要です。
- 本市では南丹市人権教育・啓発推進協議会を中心にした人権啓発を、市民や企業を対象に進めています。
- 男女共同参画社会の推進は、まちづくりの重要なテーマです。本市では、女性や女性団体の活動が活発に進められていますが、依然として固定した分野に限られている現状があります。また、まちづくり分野においても、各種委員会、審議会などにおける女性の登用率は今なお低く、今後は、あらゆる分野で女性の積極的な参加を促していく必要があります。

施策の方針

（１）人権啓発の推進

- ◎ 市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、性別や年齢、国籍や障がいなどによる差別を許さない、共に生きるまちづくりを進めます。
- ◎ 人権意識の高揚をめざし、広報や学習機会を通じて人権問題を一人ひとりが考え、人権侵害の根絶に向けた行動をとれるよう、学習活動を進めます。また、具体的にわかりやすい学習内容を心がけ、日常のさまざまな場面で実践に結びつく人権啓発活動を推進します。
- ◎ 子どものうちから人権意識を持てるよう、保育所、幼稚園や小中学校において、人権教育を進めます。
- ◎ 市民の人権擁護活動を支援するとともに、市民がより主体的に活動を展開できるよう、あらゆる機会をとらえて人権啓発リーダーなど人材の育成を図ります。
- ◎ 市民相談体制の充実を図るとともに、各種の相談窓口の連携を強化し、課題の解決にあたって適切かつ迅速な対応に努めます。
- ◎ 企業における人権教育や相談体制の確立など、人権を尊重した職場づくりが推進されるよう、企業への啓発活動に努めます。

（２）男女共同参画社会の推進

- ◎ 男女共同参画による社会づくりをめざし、「男女共同参画行動計画」を策定するとともに、市民と庁内組織との連携による男女共同参画を推進する組織を設置します。
- ◎ 各種審議会、委員会などへの女性の登用の拡大に努めます。
- ◎ 女性団体連絡会の市域の全体交流を促進するために、活動支援の充実に努めます。
- ◎ 市民が主体となった男女共同参画のフォーラム開催などの啓発に努めます。
- ◎ DV、セクシャルハラスメントなど女性への暴力や人権侵害の実態把握に努めるとともに、相談窓口の設置を進めます。また、個々の事象の解決に向けた体制を府などと連携して確立するとともに、啓発などによってこれらの根絶をめざします。
- ◎ 女性の社会進出や地域での活躍を促す上で、市民が気軽に集い、情報交換できる場づくりを進めます。

（3）虐待事象への対応

- ◎ 児童虐待の事前防止のため、子育ての精神面を支援する相談や交流事業などを充実させます。また、児童虐待の発見から児童の保護、保護者のケアなどの一連の対応についてマニュアルを確立し、地域住民、民生児童委員、医療機関、府などとの連携によって解決を図ります。
- ◎ 介護などにおける高齢者への虐待について、介護者の精神的な負担の軽減を図る支援を進めるとともに、発見から解決に至る一連の対応について、地域包括支援センターを中心に地域や関係機関、サービス事業者などとの連携によって解決を図ります。

私たち市民の取り組み

- 身近な生活の中にある人権課題の解決に主体的にかかわりを持つ。
- 地域や職場において人権研修や学習活動を行い、みんなで人権意識を高めよう。
- 人権の尊重がすべての市民生活の基本であることを認識しよう。

みんなで出合った



◎女性グループ、団体など、女性団体が集まった南丹市女性団体組織を立ち上げる。

2 住民自治の地域づくりを進める

現状と課題

- 市民主体のまちづくりを進めるにあたって、自治会などの地域コミュニティは重要な役割が期待されます。また、長い時間をかけて各地域が培ってきた誇りときずなを重視し、地域コミュニティを維持・再生しながら、その活力を活かす地域づくりが必要です。
- このような活力ある地域コミュニティの維持・再生・活性化のため、それぞれの地域単位、集落単位でのまちづくり活動や自治組織を支援し、「地域でできることは地域で解決する」住民自治の地域づくりを進める必要があります。

施策の方針

（1）地域との協働の推進

- ◎ 各地域の住民自治組織などとの積極的な対話と連携を図り、協働による各事業の推進に努めます。
- ◎ 地域のことを地域自らが決め、それを実行する地域自治組織の設立をめざし、地域特性を十分に踏まえたものとなるよう市民とともに検討を進めます。

（2）地域づくり

- ◎ 地域の実情に応じた自主的、主体的なまちづくり活動を支援するとともに、各地域で行われている各種イベントや事業の連携を進め、各集落の活性化を支援します。
- ◎ 公民館、集会所など、コミュニティ活動の拠点整備として、支所など公共施設の活用を検討します。
- ◎ 高齢者が多く、住民の数が少ない集落について、暮らしの維持のための方策を具体的に検討の上、実施します。

私たち市民の取り組み

- 身近な地域の課題や活動に関心を持ち、自分たちでできることを考え、行動しよう。
- まちづくり協議会や地域のコミュニティ活動に積極的に参加しよう。

みんなで出し合った

アイディア



◎企業誘致を推進できる地域とできない地域があり、できない地域はその地域にある「資源」を地域ブランドとして、雇用に結び付ける。

3 多様な担い手のパートナーシップを育てる

現状と課題

- 現在、各種計画の策定にあたっては審議会や委員会などに市民の参画を得ています。しかし、地方の自立がますます進む今後においては、より質の高いサービスと効率性の両面が求められており、従来の政策決定方法や事業実施手法では、多様性や柔軟性、事業の効率性などで不十分な面があることも懸念されます。
- そのため、これまで以上に市民や企業、大学等の参画を得ることが求められており、今後は一人ひとりの市民や各種団体、企業や大学等に参画を促し、お互いに公共を担うパートナーという認識を持てる広報や啓発の機会を持ち、ともに考えともに取り組む協働の仕組みをめざす必要があります。

施策の方針

(1) 協働と市民参画の仕組みづくり

- ◎行政推進のあらゆる分野で協働の考えを基本にしたガイドライン「住民参加条例（仮称）」の制定を検討するとともに、市民と行政との協働で進めるべき事業の効率的な推進を図ります。
- ◎市民参画をよりいっそう推進するため、行財政に関する情報公開や各種情報の提供の充実に努めます。
- ◎さまざまな機会をとらえ、市民一人ひとりや各団体、企業がまちづくりに参画する意識を持てるよう呼びかけます。

（２）政策決定や計画段階での協働

- ◎ 市民・学校・企業・行政などがともに担うまちづくりを進めるため、政策判断に資する各種協議の場に、若者や勤め人などより多くの市民が参画できるよう、公募手法や開催形態などの工夫を行います。
- ◎ 従来は行政だけが行ってきた施策に、地域住民や企業、各種団体などが柔軟に参画できるよう、連携を深めます。
- ◎ 公園や道路、河川の改修・整備など各種事業が地域住民のアイディアや希望を反映したものとなるよう、地域住民や団体の参画による設計や工法の検討を行います。
- ◎ 地域の小さなまちづくり活動から出てくる意見や提案も、市全体のまちづくりに活かすことができる仕組みを築きます。

（３）実施段階での協働

- ◎ 性別、年齢層や地域にかかわらず、あらゆる市民がまちづくりのために「やりたい」「役に立ちたい」という気持ちや、それぞれの余暇時間を有意義にまちづくりに活かせる仕組みや事業手法を検討します。
- ◎ まちづくりに貢献するNPOや地域住民が主体となって行う活動を積極的に支援します。
- ◎ 地域の各種団体やボランティア、NPOなどとの協働を進めるため、公共事業においても多様な事業手法を検討します。
- ◎ 企業のまちづくり、まちおこしへの参画をさらに進めるため、商工会などを通じた官民一体の協働の取り組みや協議の機会を増やします。
- ◎ 生涯学習や地域活動、福祉活動、経済活動などさまざまな活動を通じた市民交流を促進します。
- ◎ 市民主体のまちづくり活動を支援するため、基金の創設や公募・審査を経た助成など多様な手法を検討します。

（４）より多くの市民参画

- ◎ 多くの市民の意見を反映した施策を推進するため、各種委員の一般公募を推進します。また、重要な条例制定や計画策定にあたっては、パブリックコメントを実施します。これらの実施手法について、より多くの参画を得られるよう工夫を図ります。
- ◎ 市民と市長の対話の機会の充実を図るため、地域や団体を対象とした各種懇談会の実施など広聴システムの充実に努めます。
- ◎ より多くの市民が、市長や行政担当者へ意見や提案、困りごとを伝え、行政を身近に感じてもらえるよう、インターネットや手紙などを活用し、もっと意見を出しやすい方法を検討・実施します。

（５）南丹達人バンク（仮称）の設置

- ◎ 地域の伝統行事や地域文化の熟練者や継承者を登録し、さまざまなまちづくりにおいて登用できる人材登録制度（南丹達人バンク・仮称）を設置します。
- ◎ 南丹達人バンクの登録者やボランティアが積極的に活躍できる仕組みを築きます。

私たち市民の取り組み

- 自分の興味や経験に応じて、まちづくり活動を積極的に進めよう。
- 団体やグループ間相互の連携を図り、より効率的、効果的にまちづくりを進めよう。

みんなで出し合った



- ◎ 各種の既存団体との連携を深めるとともに、新たな組織などもまちづくりの多様な担い手として育成する。
- ◎ 人材バンクのように、市民が力を発揮できる場を設ける。
- ◎ 協働の仕組みは、若者が自己実現を果たせる機会としてもとらえながら具体策を講じていく。

4 大学等と連携し、ともにまちをつくる

現状と課題

- 本市には、明治鍼灸大学、京都医療科学大学、京都建築大学校、京都伝統工芸大学校、公立南丹看護専門学校、佛教大学園部キャンパスといった多くの高等教育機関が立地しており、約3,700人の学生が行き交う教育のまちとしての特徴があります。市内に居住している学生も多く、地域の活性化の一翼を担っています。現在は各大学等と連携して、地域イベントへの参加などの事業を進めています。また、市の政策決定過程における提言や審議会などへの参画を求め、積極的な協力を受けています。
- 大学等の存在は地域の知的財産としての価値も高く、また多くの学生の存在は経済効果面でプラスとなります。今後は本市の産業振興の上で重要な「京都新光悦村」をはじめ、市内に立地する企業も交えた産学官の連携が求められています。
- より多くの学生が市内に居住できるよう、生活環境の利便性の向上を図り、ひいては卒業後も本市において就業・定住できる受け皿づくりを進めていくことが求められています。
- 学生のインターンシップ受け入れや、地域行事に学生の参画を得て盛り上げを図るなど、旧美山町が佛教大学と交わした連携協定が南丹市に拡大し、教育、福祉、産業などさまざまな場面で、地域住民とのふれあいを通じて若者が学び、まちづくりに参画する取り組みが始まっています。
- 大学等との連携は、まだまだ開拓していく余地があり、今後は教育のまちとして、生涯学習をはじめ、地域活動や地場産業への支援、計画づくりや政策決定プロセスなどにおいて、多彩な大学等との連携を深める必要があります。

施策の方針

(1) 連携のための仕組みづくり

- ◎ 大学等や企業と行政との連携を円滑に進めるための、コーディネートを行う連携支援組織の設置を図ります。
- ◎ 産学官協働の事業推進を継続的に進めながら、発展的にまちづくりの主要事業として育てるために定期的な連携会議を設置します。

(2) ともに育む「教育のまち南丹市」

- ◎ 地域と各教育機関がまちづくりにおいて交流する仕組みや活動に行政も積極的に関わり、お互いに開かれた教育機関・開かれた地域づくりを支援します。
- ◎ 「教育のまち」としての本市のまちづくりについて、大学等と協議の機会を設け、連携を深めます。
- ◎ 審議会などの政策決定の場や施策の推進において、各大学等の学識経験者を積極的に活用します。
- ◎ 大学等の研究・教育活動に対して地域や市民が参加・協力する取り組みを支援します。
- ◎ 大学等の教育機能を地域に開かれたものとするため、市民を対象とした大学内外での公開講座の開催に協力します。また、大学等の教員や学生が地域に出向き、市民の学習活動や健康づくり活動などを支援する取り組みを促します。
- ◎ 大学等の施設・設備が地域へ柔軟に開放されるよう促します。

(3) 学生にとって住みやすいまちづくり

- ◎ 学生にとって住みやすいまちづくりのために、学生支援対策を検討し、暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ◎ 卒業後も本市において定住できるよう、就業あっせん・住宅あっせんなど、学生にとって魅力あるまちづくりを推進します。
- ◎ 学園祭をはじめ、学生のさまざまな課外活動への積極的な支援に努めます。

私たち市民の取り組み

- 経済活動や生涯学習活動において大学などとの連携を積極的に進めよう。
- 地域活動や行事への参加を呼びかけるなど、学生との交流を積極的に進めよう。
- 地元企業として学生の就職活動を支援しよう。

みんなで出合った



- ◎“学生のまち”の特性を活かすための工夫をしていく。
- ◎飲食、遊戯、文具販売、都市銀行など若者のいろいろなニーズに対応した商業施設やＪＲ駅周辺の開発を進める。

5 未来を担う人づくりを進める

現状と課題

- 本市の人口減少・少子高齢化の要因のひとつに、若者が大学等の卒業を機に、市外へ転出することがあげられます。これは、市内で働く場が少ないことや、定住するにあたって望ましい利便性の高い生活環境が不十分であることが原因としてあげられます。
- しかし、都市部へ人口や経済が集中する今の時代を見直そうとする機運も高まりつつある中で、優れた自然環境やゆとりある居住環境、これまで守り育まれてきた農林業など、豊かな地域資源をかけがえのない財産として見つめ、「ふるさと南丹」に対する価値観を大切に育み、まちを担う市民を増やしていくことは、今の私たちに課せられた最も重要な使命といえます。
- 今後は、子どもから大人までが生涯を通じて本市の伝統や文化、産業にふれることが重要です。
- また、まちづくりに参加する意識も高まる中、まちづくりの主役は市民であることを改めて認識し、市民の自主的、主体的な活動を進めるための人材育成がますます必要となっています。このようなまちづくりの担い手を育成するためには、地域や年齢を超えて市民一人ひとりが力を発揮できる仕組みを構築する必要があります。

施策の方針

（１）学校教育及び社会教育における人材育成

- ◎ 長期的視野に立って将来の南丹市を担う人材を育てるまちづくりを進め、郷土の歴史、伝統、文化を身につけ、南丹市民としての誇りを持つ人材を育てる学校教育を進めます。また社会教育においても、南丹地域をよく知るためのさまざまな学習を進めます。
- ◎ 郷土学習において、経験、知識や技能のある市民・団体、実際の地域資源や現場を活用した実践的な体験学習を進めます。

（２）産業を担う人材育成のための支援

- ◎ 市外の大学等を卒業した本市の出身者や本市の大学等を卒業した学生が、その知識や技術を発揮し、農林業や商工業、観光サービス業など多方面にわたる地域の産業を支える仕組みを整備します。
- ◎ 児童生徒や高校生・大学生などを対象として、学校教育や地域活動において地場産業の体験、地元企業の現場見学や職場体験などを実施し、「南丹市で働きたい」という意識の醸成を図ります。また市内企業のインターンシップ制度の導入を促し、市内の大学等との連携を支援します。
- ◎ 農林業や地元商工業の後継者を育てる取り組みを支援します。また大学等と連携し、伝統工芸などの仕事に従事する人材の定住を促進します。

（３）地域とまちを担う人材育成のための支援

- ◎ 市外からの転居者が、まちづくりを担う人材として地域に溶け込めるよう、さまざまな支援を行います。
- ◎ 市民の自主的、主体的な活動を進めるための地域リーダーの育成を支援します。
- ◎ 子育て、福祉、文化・スポーツ、産業などまちづくりに関わる多分野で経験・知識や技能を発揮し、活躍できるNPO、ボランティアなどまちづくりの多様な担い手の育成に努めます。またそれらの団体活動を併せて積極的に支援します。
- ◎ 国際社会に対応し、日本や南丹市を世界に情報発信できる人材を育成するため、日本や本地域についての理解・認識を身につけながら、同時に世界に視野を広げることができる学校教育を進め、その一環として海外ホームステイ事業を進めます。
- ◎ 国際交流を図るため、海外の人々との各種の交流事業や滞在受け入れを進めます。

私たち市民の取り組み

- 伝統行事に積極的に参加し、その継承に努めよう。
- 身近な地域づくり、まちづくりのアイデアを提供しよう。
- 観光客との積極的な交流に努めよう。
- 地域やふるさとの歴史文化に関心を持とう。

みんなで出した



- ◎ 地域文化を学び、考え、情報発信することができるような機会をつくる。
- ◎ 就業のために市外に出た若者や、市内の大学生などが、卒業後に地域に残りたくなるような、魅力あるまちづくりを進める。
- ◎ 国際社会への対応においては、外国語より以前に日本のアイデンティティを持った人材育成を進める。

6 行財政改革を推進する

現状と課題

- 合併間もない本市では、市民と行政職員が新たな関係を構築して、一体感を醸成することが求められています。このため、行政においてはこれまで以上に市民への情報公開に努めるとともに市民にとってより満足度の高い、きめ細かな行政サービスに努めながら、市民と協力して推進するまちづくりの仕組みを構築する必要があります。
- 本計画に基づくまちづくりを実現するためには、効率的・効果的な行財政運営を行うことが不可欠です。そのためには、「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」に基づき計画的な行財政改革を推進する必要があります。

施策の方針

（１）情報公開と電子自治体の構築

- ◎ 広報誌やホームページ、CATVなどを活用して、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努めます。
- ◎ 市の財政状況など複雑な情報についても、可能な限りわかりやすい表現に努め、より多くの市民に現状を知ってもらうよう努めます。
- ◎ 情報公開条例の適正な運用に努めます。
- ◎ 行政手続や庁内情報システムの電子化を推進します。また、情報システムの利用にあたっては、個人情報などに十分な配慮を行い、情報の保護・管理の徹底に努めます。

（２）効率的な行財政運営

- ◎ 「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」に基づいて、健全な行財政運営を進め、行政改革推進事業を毎年着実に実施します。

- ◎ 計画策定・実施・検証・見直しの各過程において、学識経験者、市民や企業などの意見を幅広く求めます。また、それらの評価結果を反映できる実施体制を整えます。
- ◎ 事務事業については、必要性の有無や事業のあり方を検討し、必要に応じて見直します。
- ◎ 地域の活力と民間活力を活かし、財政の効率化やサービスの向上を図るため、本市の現状や地域特性に合った地域への委託及び民間委託や指定管理者制度の導入などを行います。

（３）行政サービスと職員の資質の向上

- ◎ 市民にとってわかりやすく、迅速な対応ができる組織づくりに努め、行政サービスの向上を図ります。また、職員数については、適正な定員管理を行います。
- ◎ 合併後間もない本市にあって、各職員が市全体を見渡し、市行政の一体感を高めながら、各地域の現状や課題及び地域それぞれの固有の市民ニーズを認識し、より適切に職務に携われるよう意識の醸成を図ります。
- ◎ 地方分権に対応した問題意識を持ち、専門性を高め、積極的・主体的に行動する職員を育成します。また、市民や地域の活力を引き出し、相談支援・指導や各種の調整ができる人材としての資質の向上を図ります。
- ◎ 行政評価システムを導入し、市民満足度や成果重視の視点から行政サービスを進めます。また評価にあたっては市民などによる第三者評価も含むものを検討します。

（４）施設配置の見直しと庁舎の整備

- ◎ 各地域にある施設について有効活用を図るため、類似の施設について、別機能への変換、統廃合など施設配置の見直しを進めます。また、空きスペースを市民活動へ開放するなど、地域活性化のための活用を図ります。
- ◎ まちづくりの拠点である庁舎については、市民サービスの向上、行政機構と職務配置、防災本部としての役割などを勘案し、機能や規模の上で、これらに対応した新庁舎整備を検討します。

私たち市民の取り組み

- 南丹市の市政について常に問題意識を持って参画する意識を持つ。
- 日頃から市の行財政状況に関心を持って行政との対話や連携に努めよう。
- 公募委員へ積極的に応募し、各事業の評価を行う場に参加しよう。
- アンケートやパブリックコメントへ意見を寄せよう。

みんなで出した

アイデア



- ◎行政サービスは効率性だけでなく、サービス内容の向上を図る。
- ◎どの事業も十分費用対効果を考えた上、無駄な費用は使わない。
- ◎各施設の空きスペースなどの有効な活用を行う。

ともにめざす目標指標

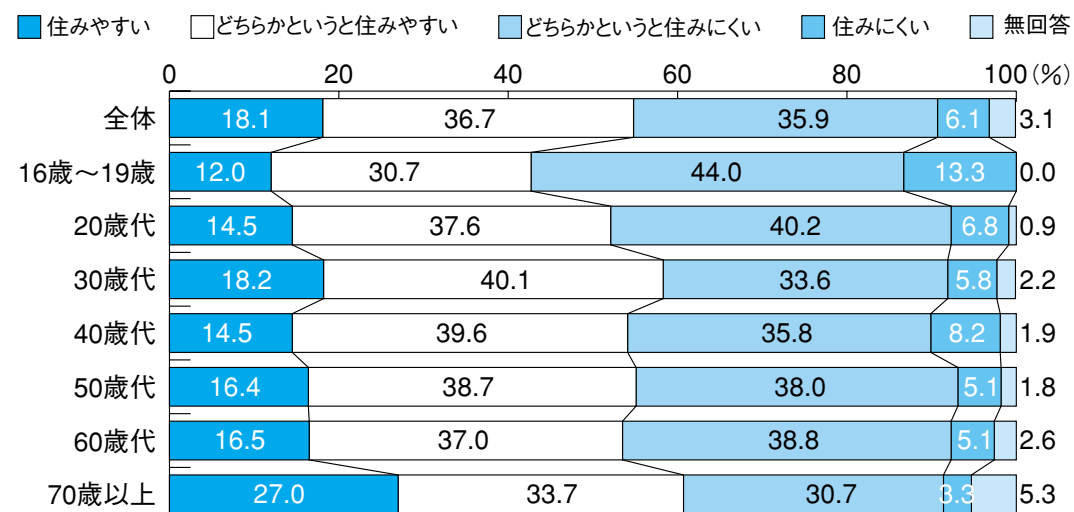
区分	指標名	現況	年度	目標	年度	備考
1 共に生きるまちづくりを進める	人権について話し合い、学ぶ活動に参加できる市民の増加	1.3%	H18	⇒ 10.0%	H24	
	人権について対応できる企業内窓口の設置	0%	H19	⇒ 企業の50%以上	H24	100人以上の企業対象。
	女性の総合的相談窓口の開設	未設置	H19	⇒ 設置	H24	
2 住民自治の地域づくりを進める	地域自治組織の構築	未実施	H19	⇒ 実施	H23	
3 多様な担い手のパートナーシップを育てる	「住民参加条例（仮称）」の制定	未制定	H19	⇒ 制定	H24	
	人材登録制度（南丹達人バンク）・（仮称）を設置	未設置	H19	⇒ 設置	H24	
4 大学等と連携し、ともにまちをつくる	連携支援組織の設置	未設置	H19	⇒ 設置	H24	
6 行財政改革を推進する	行政評価システムの導入	未導入	H19	⇒ 導入	H23	

アンケート結果

1 南丹市の住みごころ

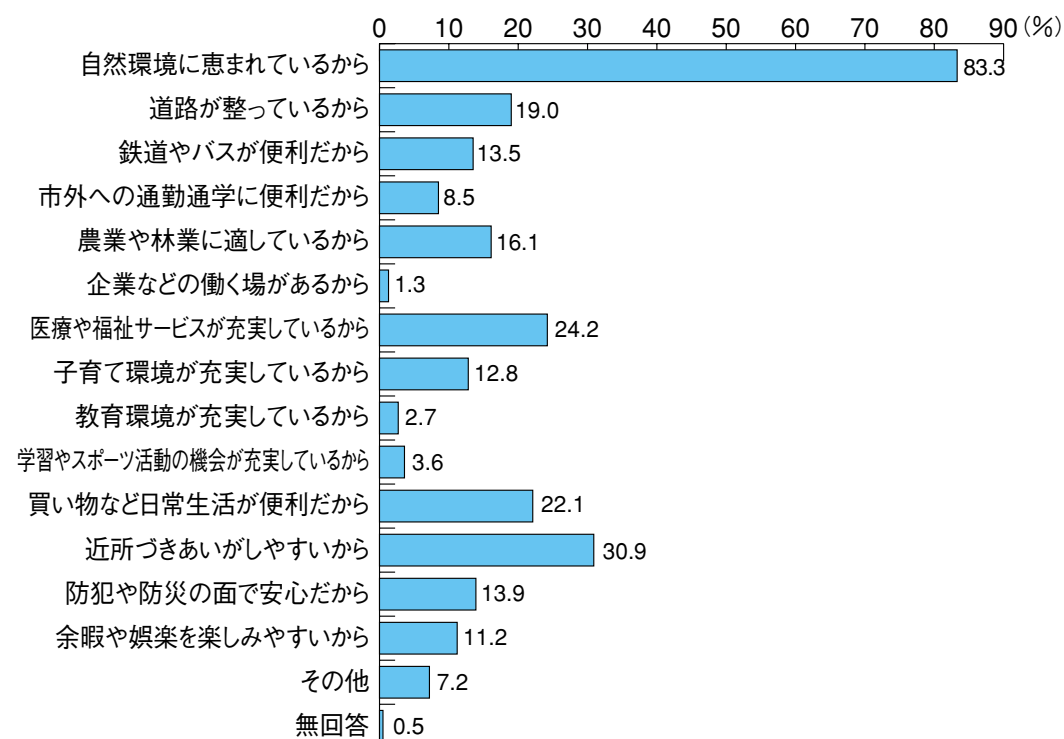
(1) 住みごころ

<年齢層別>

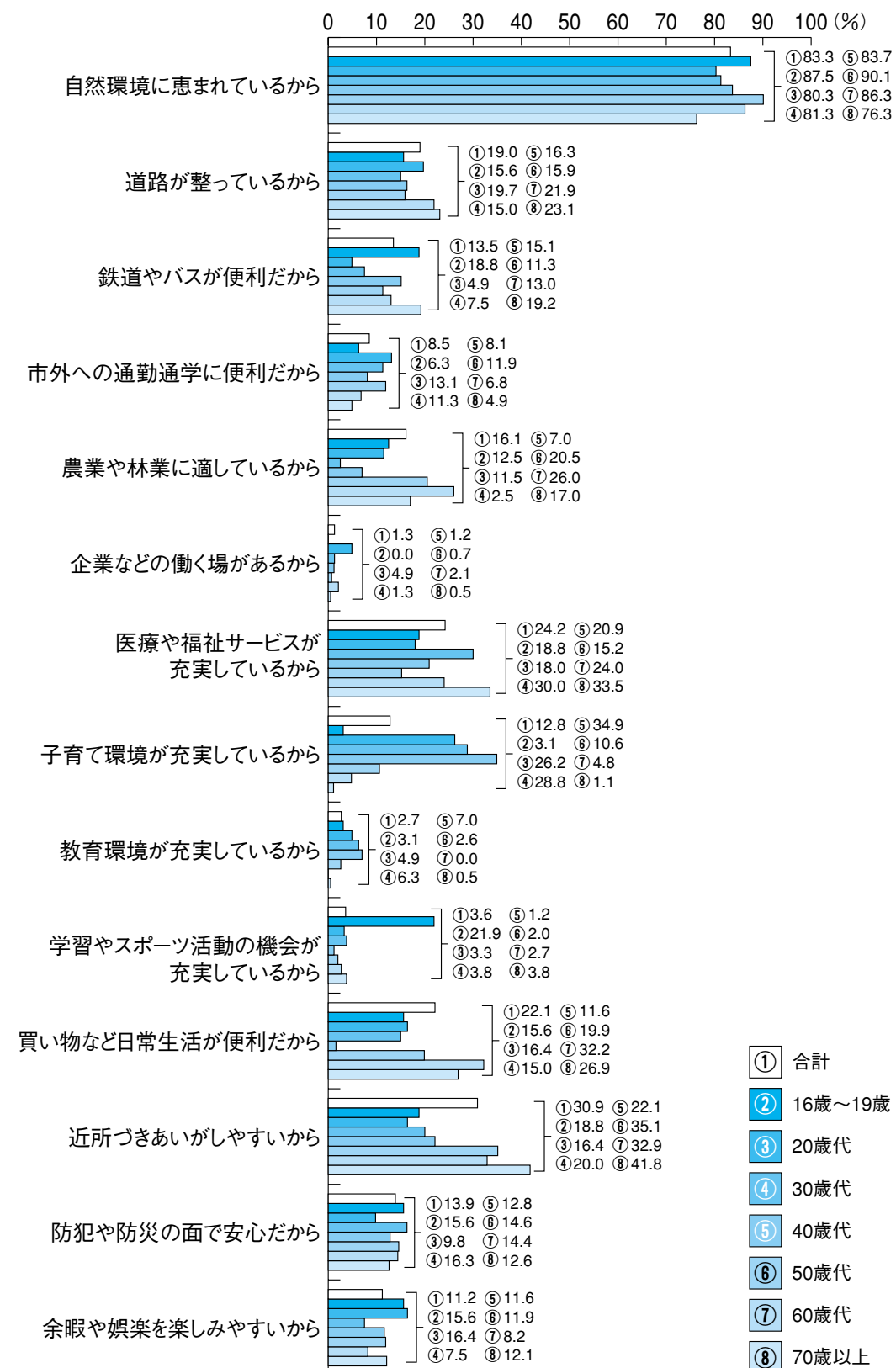


(2) 住みやすい理由

<全体>



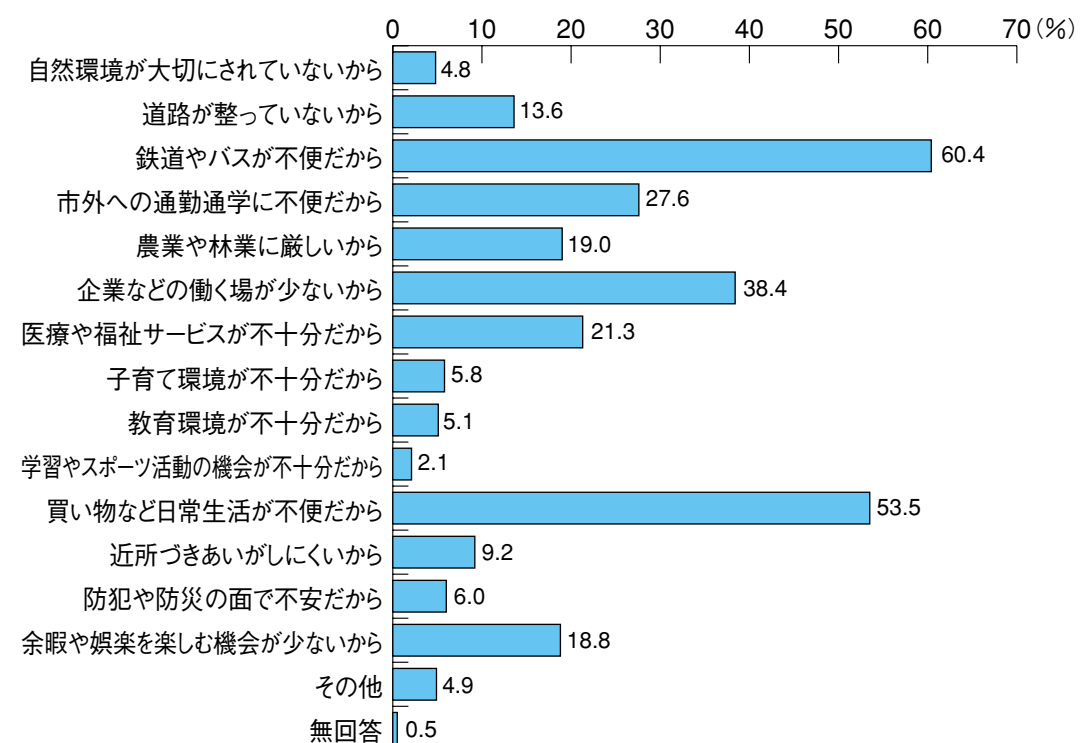
<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



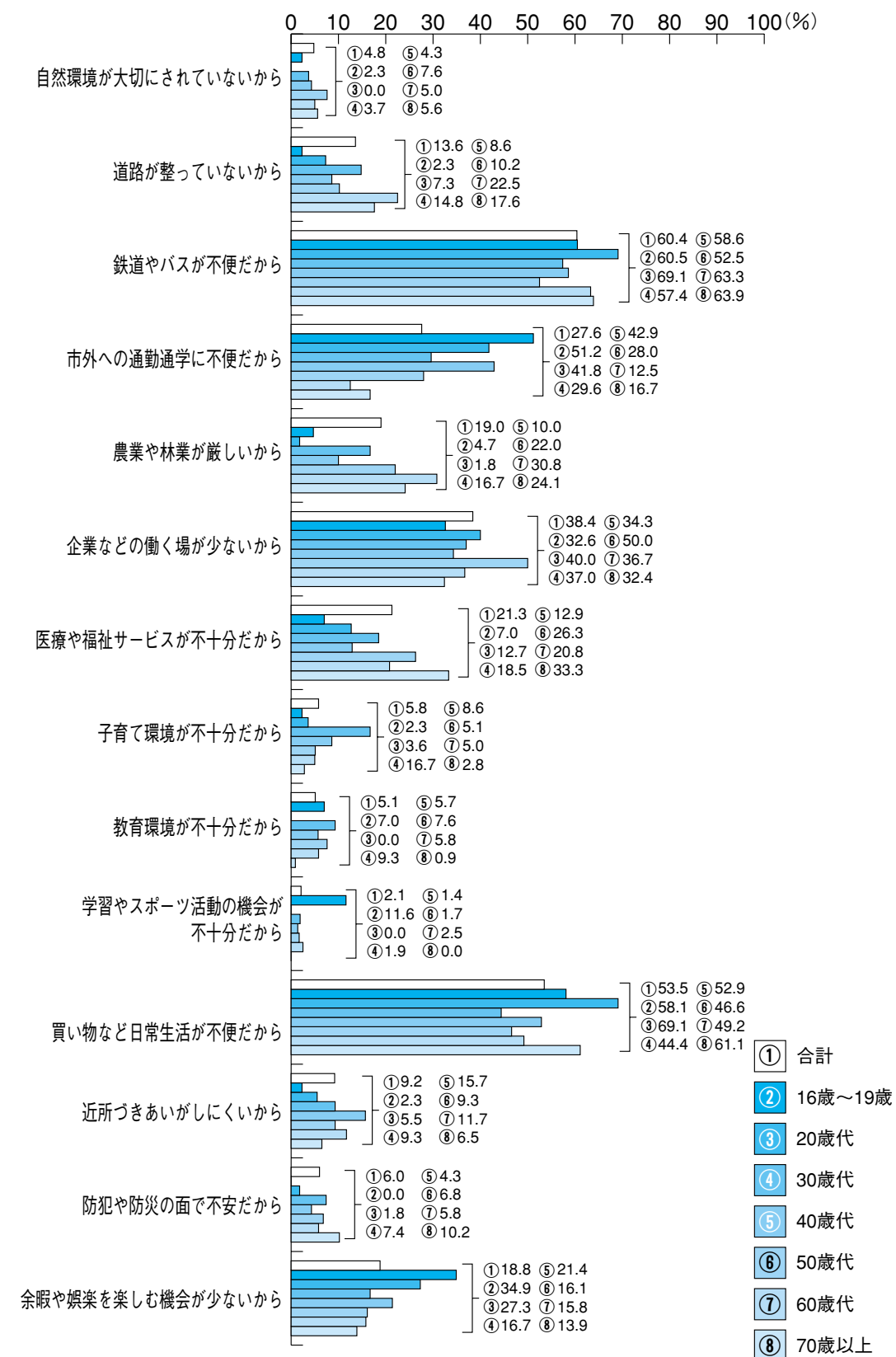
- ① 合計
- ② 16歳～19歳
- ③ 20歳代
- ④ 30歳代
- ⑤ 40歳代
- ⑥ 50歳代
- ⑦ 60歳代
- ⑧ 70歳以上

(3) 住みにくい理由

<全体>



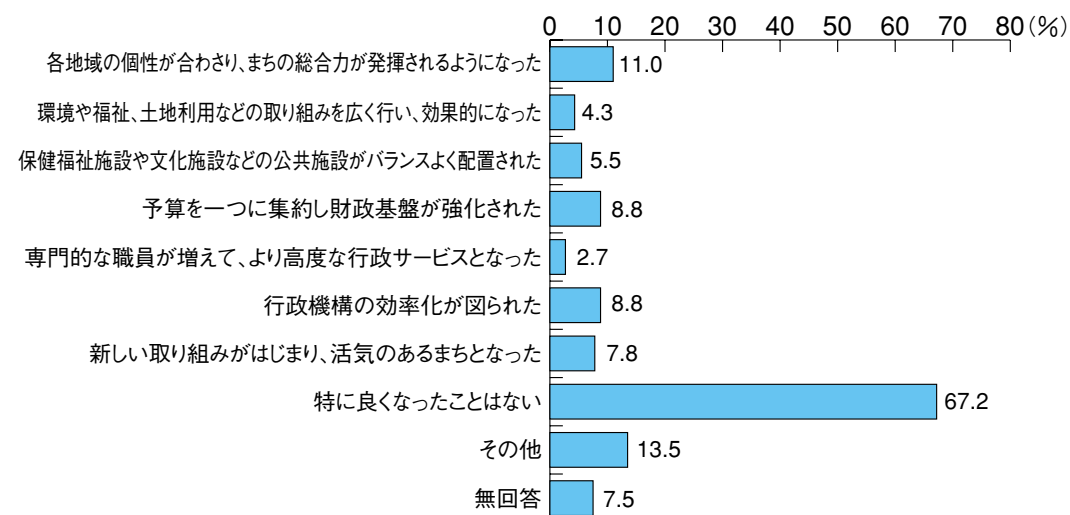
<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



2 合併に対する評価

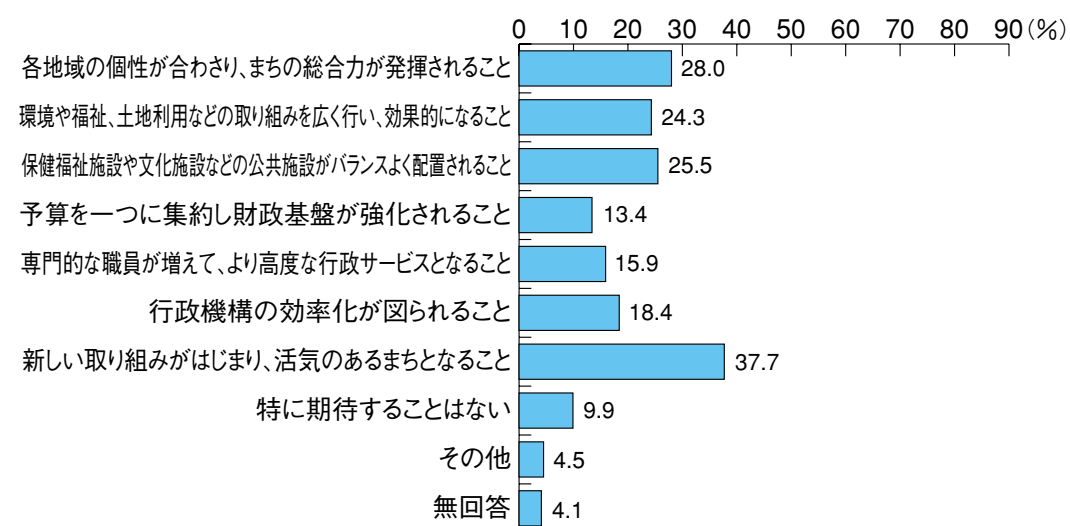
(1) 合併によって良くなったこと

<全体>

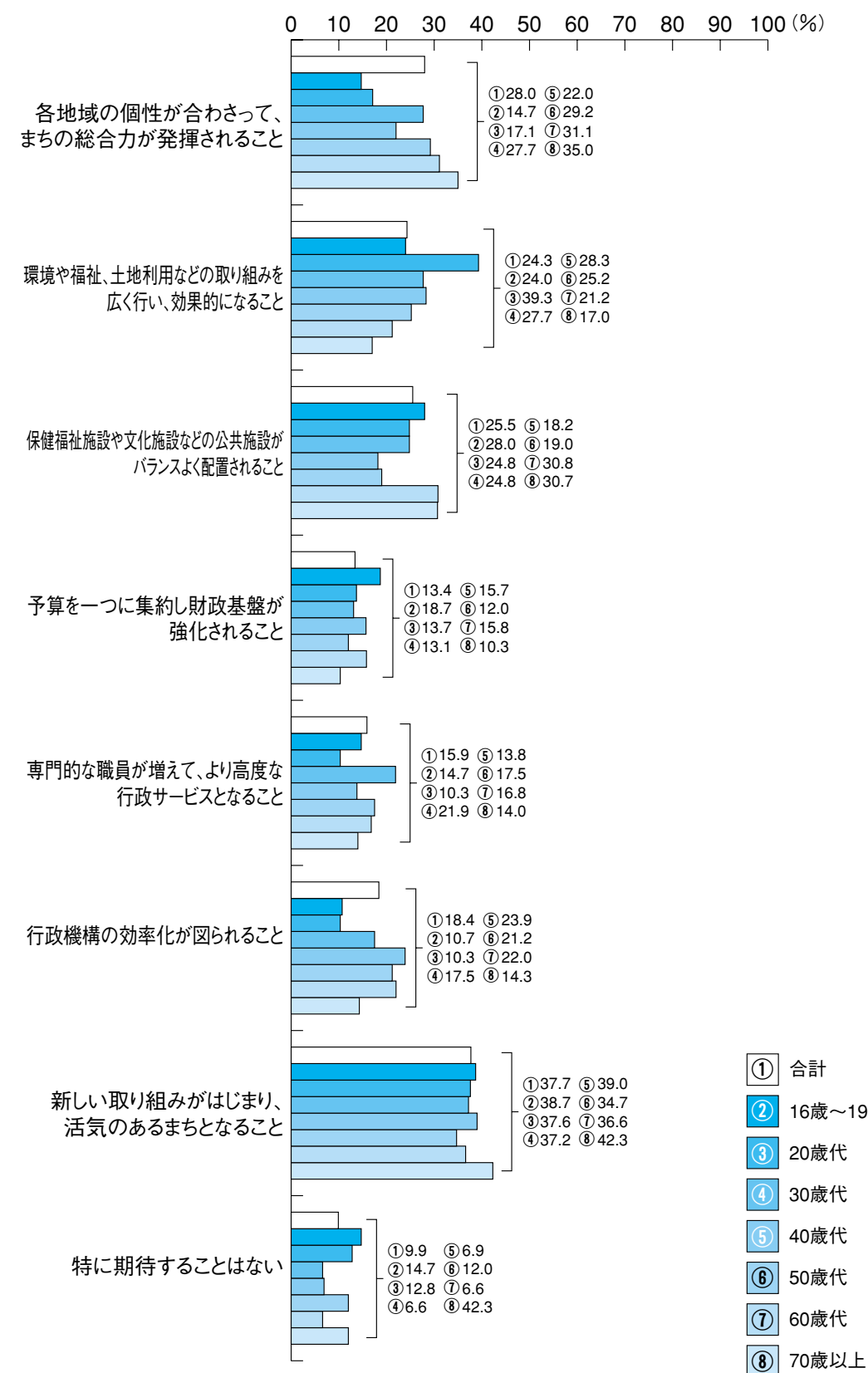


(2) 合併によって今後期待すること

<全体>

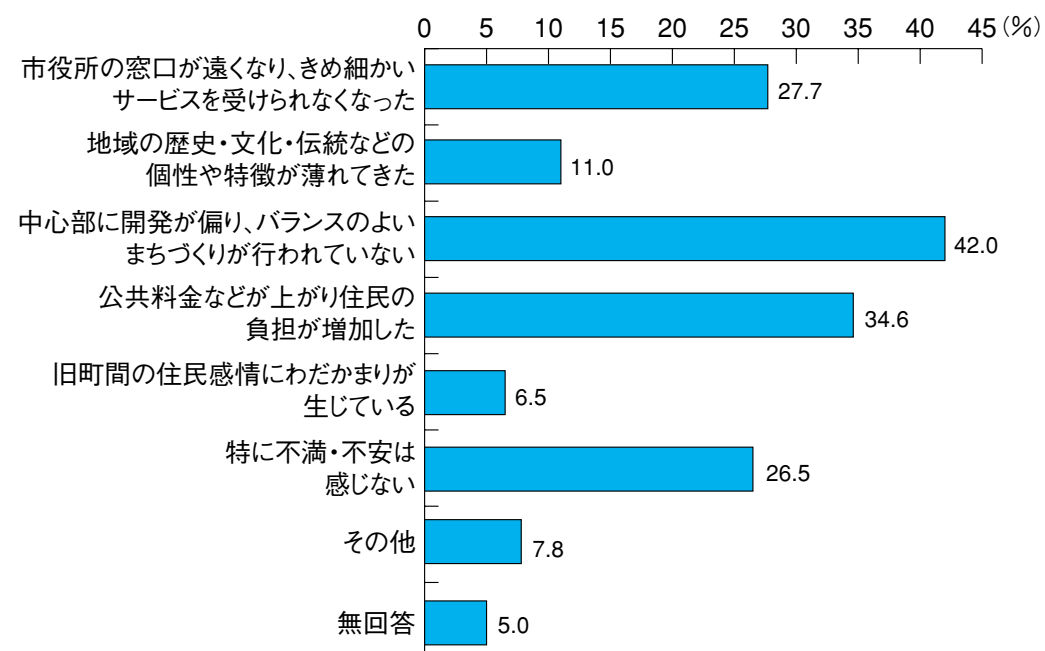


<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>

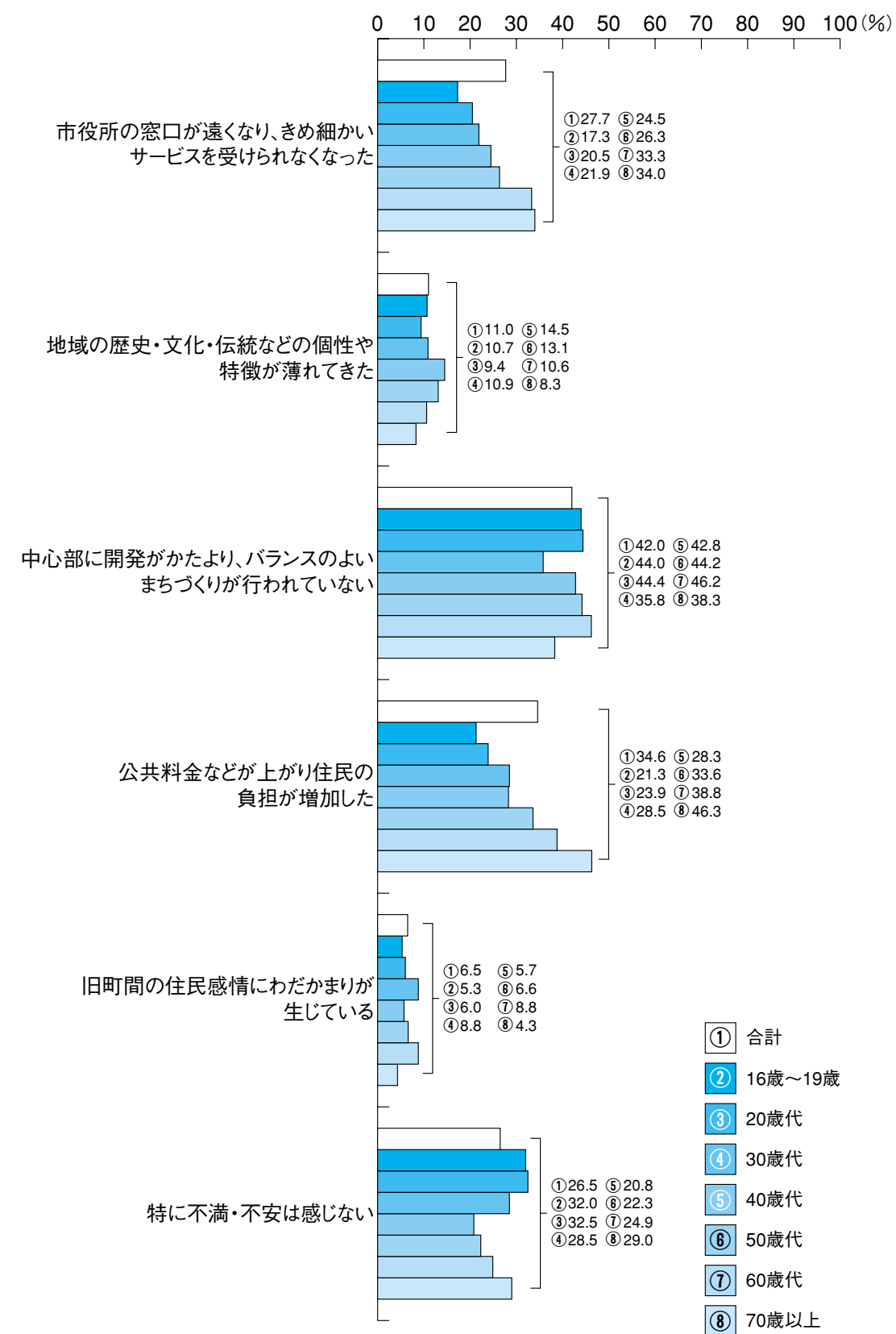


(3) 合併への不満や不安

<全体>

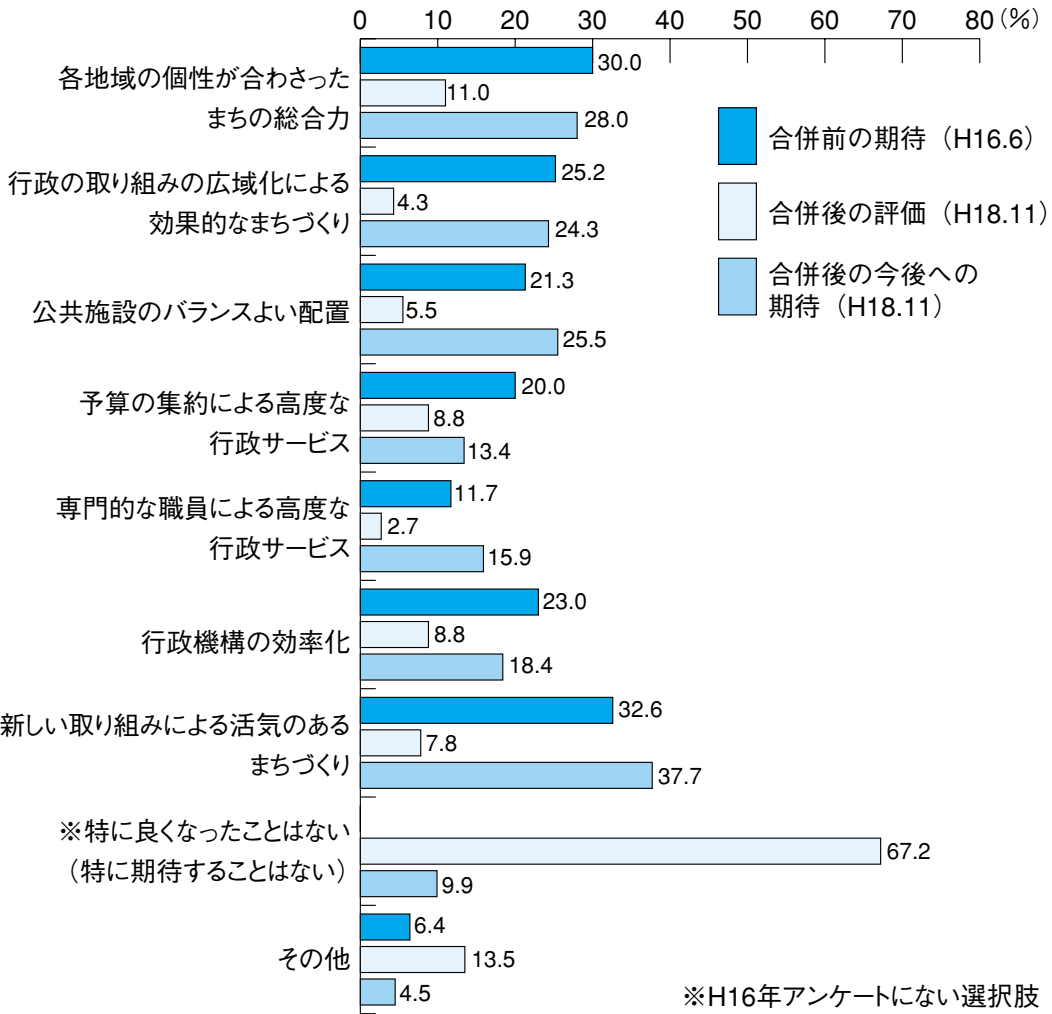


<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



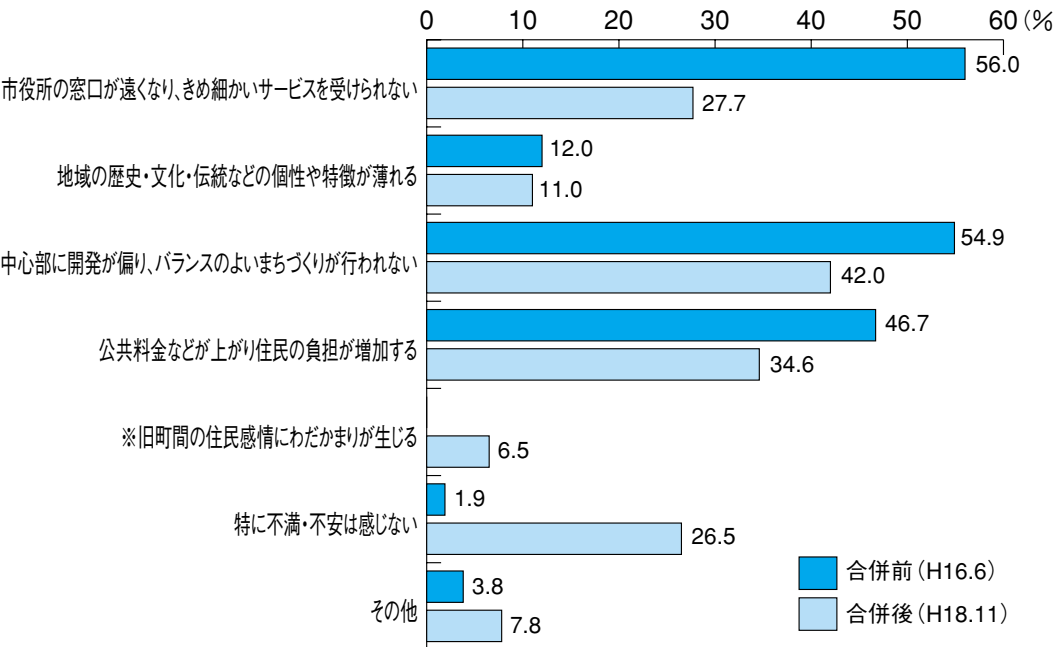
(4) 合併への期待と評価 ～合併前と合併後の比較～

○ 合併前の平成16年6月に実施した新しいまちづくりに向けたアンケートでは、前の(1)(2)とほぼ同内容の選択肢を設定して合併に対する期待をたずねています。当時の結果と今回の結果を比較すると、全体では合併後間もないこともあり、いずれの項目においても合併前の期待に比べ現在の評価は低くなっていますが、合併前の期待に比べ、合併後の今後の期待が5ポイント以上高くなった項目として、「新しい取り組みによる活気のあるまちづくり」(合併前32.6%、合併後37.7%)があります。逆に5ポイント以上低くなった項目として、「予算の集約による財政基盤の強化」(合併前20.0%、合併後13.4%)があります。



(5) 合併への不満や不安 ～合併前と合併後の比較～

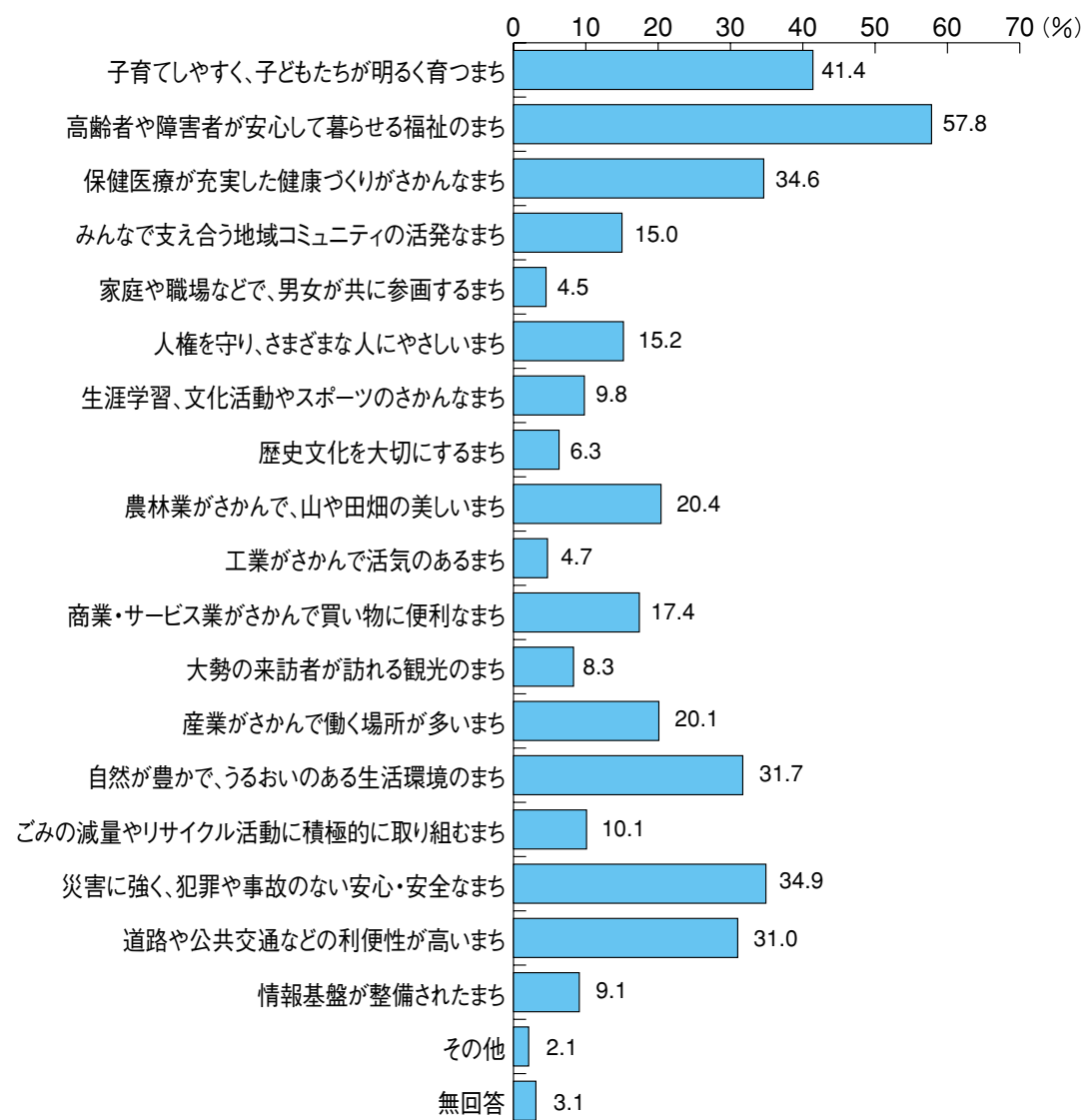
○ 合併前の平成16年6月に実施した新しいまちづくりに向けたアンケートでは、前の(4)とほぼ同内容の選択肢※を設定して合併に対する不満と不安をたずねています。当時の結果と今回の結果を比較すると、全体ではすべての項目で不満・不安が減少している傾向が見られ、「特に不満・不安は感じない」が1.9%から26.5%へ24.6ポイント増加しています。 ※H16アンケートにあって今回にない選択肢として「愛着のある現愛の町の名前がなくなる」(全体15.1%)がある。



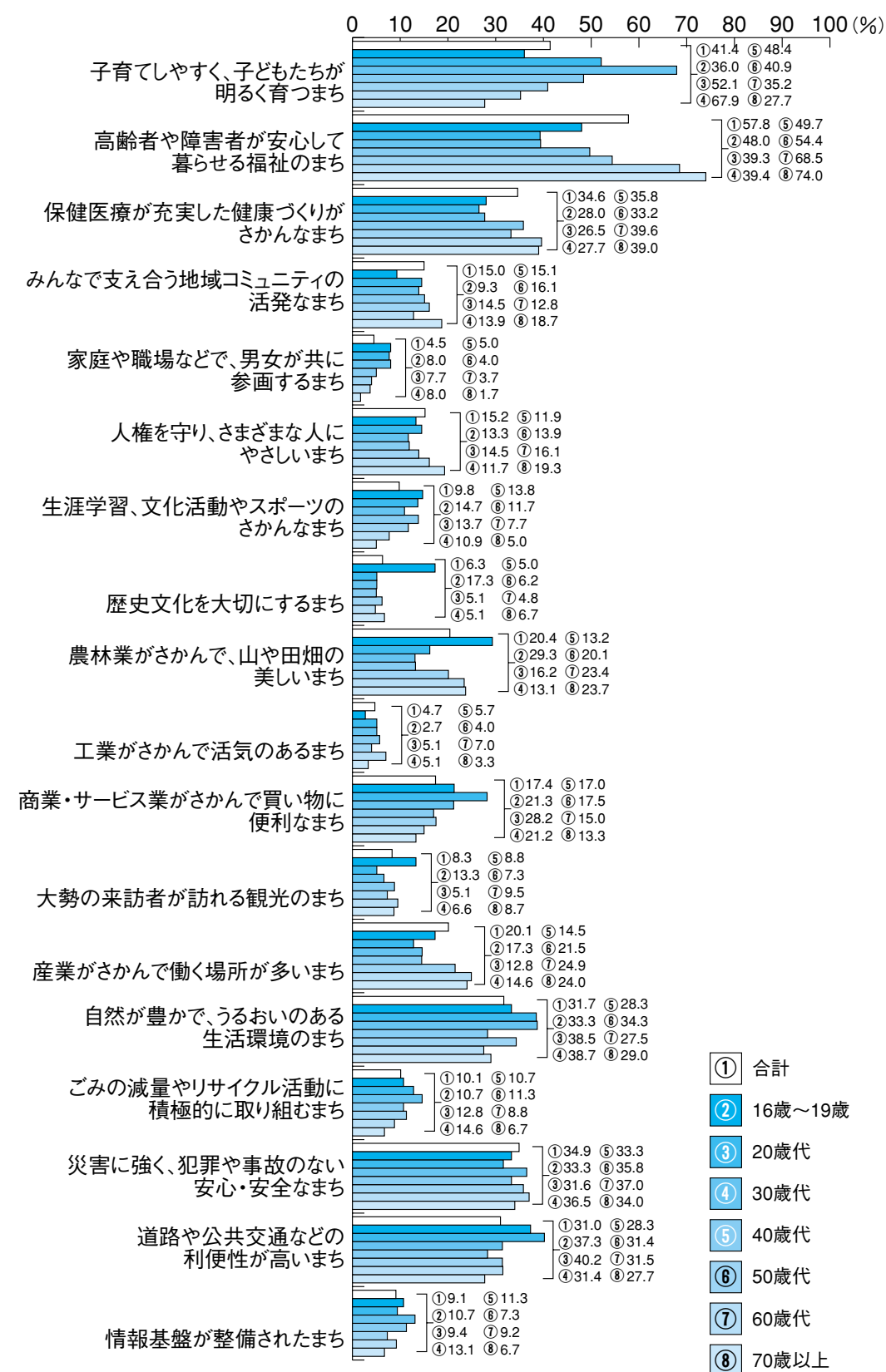
3 南丹市の将来の姿やまちづくりへの参加意向

(1) 将来の南丹市をどのようなまちにしたいか

<全体>

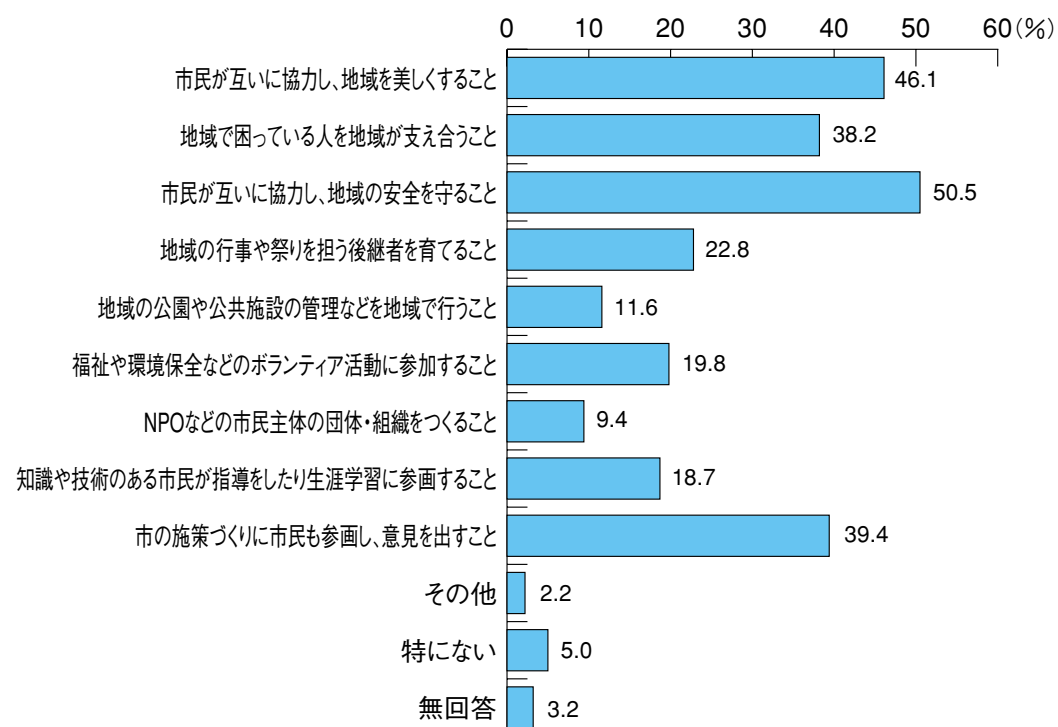


<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



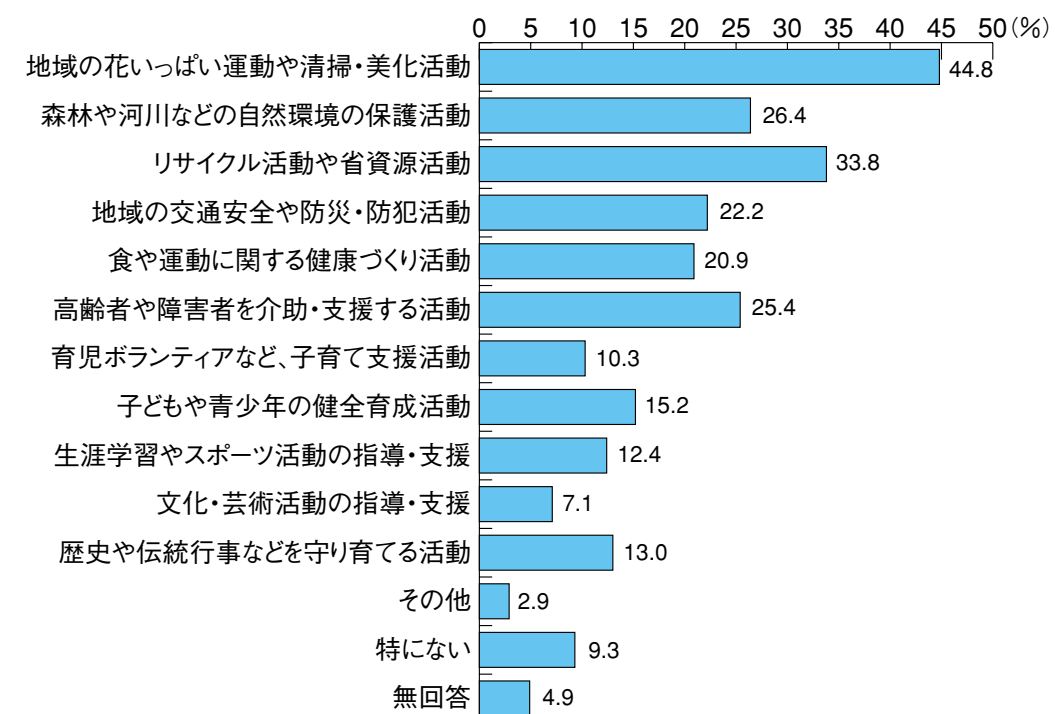
(2) 南丹市を住みよいまちにするために市民ができること

<全体>



(3) 自分自身が参加できるまちづくり

<全体>



審議会

南丹市総合振興計画審議会条例

平成18年6月28日

条例第255号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南丹市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市が策定する総合振興計画について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、40人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 各種団体の役員又は職員

(3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号又は第2号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。ただし、第2号に掲げる委員にあっては、当該身分を引き継いだ者が委員の任に就く。

5 委員は、その任期が満了した場合においても、新たに委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が審議会に諮り選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の構成及び所属する委員は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

3 部会には、必要に応じ各種機関を参画させることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■南丹市総合振興計画審議会委員（敬称略）

備考	氏 名	役 職 名	備考
会 長	まつむら 賢 治	京都伝統工芸大学校 学校長	
副会長	はまおか まさよし	佛教大学 社会学部公共政策学科教授	
委 員	たか 高橋 芳 治	南丹市議会 議長	
	むら 村 田 正 夫	南丹市議会 副議長	
	なに 谷 義 治	南丹市議会総務常任委員会 委員長	
	なか 中川 幸 朗	南丹市議会産業建設常任委員会 委員長	
	かた 片 山 誠 治	南丹市議会厚生常任委員会 委員	19年3月まで
	はし 橋 本 尊 文	南丹市議会厚生常任委員会 委員	19年4月から
	の なか 一 二 三	南丹市農業委員会 会長	
	あさ 麻 田 勝 司	南丹市社会福祉協議会 会長	
	なか 中川 晃	南丹市民生児童委員協議会 会長	
	まえ 前 田 三 子	南丹市婦人会 会長	19年3月まで
	はた 畑 ふ み 子	南丹市婦人会 会長	19年4月から
	たに 谷 口 昭 夫	南丹市老人クラブ連合会 会長	
	いま 今 西 不 悖	南丹市福祉シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	
	はし 橋 本 幹 夫	南丹市PTA連絡協議会 会長	19年3月まで
	みな 南 和 孝	南丹市PTA連絡協議会 会長	19年4月から
	あさ 麻 田 健 治	南丹市体育協会 会長	
	おく 奥 村 睦 夫	南丹市消防団 団長	19年3月まで
	ます 益 田 武 彦	南丹市消防団 団長	19年4月から
	しお 塩 貝 孝 之	船井青年会議所 理事	
	はた 畑 文 雄	園部町商工会 副会長	
	なか 中川 互 容	プラネット八木(八木町内誘致企業連絡会)代表、男前豆腐店(株)工場長	
	い 井 尻 浩 義	日吉町森林組合 代表理事組合長	
	たけ 武 田 晏 和	美山町観光協会 会長	19年3月まで
	の 野 谷 五 三 男	美山町観光協会 理事	19年4月から
	よし 吉 田 和 夫	明治鍼灸大学 企画担当マネージャー	
	た 田 中 博	地域選出	
	み 三 村 隆 夫	地域選出	
	たに 谷 尻 宣 雄	地域選出	
	あし 芦 田 美 子	地域選出	
	いで 出 野 敏	地域選出	
	ない 内 藤 俊 樹	地域選出	
	ふじ 藤 原 公 樹	地域選出	19年4月まで
	ふる 古 屋 正 雄	地域選出	19年5月から
	か 加 地 唯 男	地域選出	
	あけ 明 田 嗣 男	市民公募	
	おく 奥 村 泰 治	市民公募	
	かた 片 山 享 子	市民公募	
	まえ 前 田 知 洋	市民公募	
	やま 山 下 秋 則	市民公募	

■基本計画策定 部会構成

部 会 名	部 会 員 ◎…部会長 ○…副部会長
「定住」の部会 〔生きがい定住都市構想〕 “生涯充実して暮らせる都市を創る”	◎谷 義治 ・○麻田 勝司 ・中川 晃 中川 互容 ・吉田 和夫 ・加地 唯男 片山 享子 ・山下 秋則
「暮らし」の部会 〔やすらぎの郷構想〕 “自然・文化・人を活かした郷を創る”	◎橋本 尊文 ・○野谷五三男 ・野中一二三 谷口 昭夫 ・南 和孝 ・益田 武彦 井尻 浩義 ・三村 隆夫 ・奥村 泰治
「交流」の部会 〔きずなと交流のネットワーク構想〕 “人・物・情報を高度につなげる”	◎高橋 芳治 ・○畑 文雄 ・中川 幸朗 今西 不悖 ・谷尻 宣雄 ・内藤 俊樹 古屋 正雄 ・明田 嗣男 ・前田 知洋
「協働」の部会 〔きらめきパートナーシップ構想〕 “共に担うまちづくりの仕組みを築く”	◎村田 正夫 ・○芦田 美子 ・畑 ふみ子 麻田 健治 ・塩貝 孝之 ・浜岡 政好 田中 博 ・出野 敏

■南丹市総合振興計画 策定の経過

平成18年 6月28日	南丹市総合振興計画審議会条例制定
6月28日	南丹市総合振興計画起草委員会設置要綱制定
11月2日～11月19日	まちづくりアンケート実施
11月15日～12月18日	団体ヒアリングの実施 福祉・文化・産業・社会教育・学生自治会その 他の各種団体、地域振興団体を対象とする ヒアリングシートによる意見聴取と代表者によ る懇談
11月29日	第1回 審議会 南丹市総合振興計画の策定について諮問
平成19年 1月29日	第2回 審議会 策定スケジュールの確認 まちづくりアンケートおよび団体ヒアリングの 調査結果を確認 人口推計についての検討
4月3日	第3回 審議会 基本構想案の検討
4月23日	第4回 審議会 基本構想案の検討 部会構成の確認
5月1日～5月14日	基本構想案へのパブリックコメントを実施
5月17日	第5回 審議会 パブリックコメントの確認 基本構想案の承認 基本構想案の答申について確認
5月21日	基本構想案を答申
6月26日	基本構想について議会の議決
7月19日	第6回 審議会 基本計画案の全体構成を確認
7月19日～8月28日	審議会部会 4部会を構成し、基本計画案の審議 「定住」の部会（3回） 「暮らし」の部会（3回） 「交流」の部会（3回） 「協働」の部会（4回）
8月28日	第7回 審議会 基本計画案の承認 基本計画案の答申について確認"
9月10日	基本計画案を答申
9月13日	基本計画について議会報告

南丹市総合振興計画諮問書

8南総企発第 297号
平成18年11月29日

南丹市総合振興計画審議会

会長 松 村 賢 治 様

南丹市長 佐々木 稔 納

南丹市総合振興計画の策定について（諮問）

南丹市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、南丹市総合振興計画
の策定について、貴審議会に諮問いたします。

答 申 書

平成１９年５月２１日

南丹市長 佐々木 稔 納 様

南丹市総合振興計画審議会
会長 松 村 賢 治

南丹市総合振興計画「基本構想」について（答申）

平成１８年１１月２９日付け８南総企発第２９７号において当審議会に諮問されました南丹市総合振興計画について、慎重に審議を行った結果、基本構想について次の意見を付して別紙のとおり答申します。

記

本基本構想に基づいて、基本計画及び実施計画を早急に策定されるとともに、その実現にあたっては、市民との協働を軸とした地域経営の視点に立ち、効率的で効果的な行財政運営のもと、計画的な事業実施に努められることを要望します。

答 申 書

平成１９年９月１０日

南丹市長 佐々木 稔 納 様

南丹市総合振興計画審議会
会長 松 村 賢 治

南丹市総合振興計画「基本計画」について（答申）

平成１８年１１月２９日付け８南総企発第２９７号において当審議会に諮問されました南丹市総合振興計画について、慎重に審議を行った結果、基本計画について次の意見を付して別紙のとおり答申します。

記

- 基本構想による「みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る」のテーマのもと、１０年後を見据えて描いた市の将来像「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」を実現するため、市民と行政のパートナーシップの構築を基本に、すべての市民が本計画を理解し、様々な立場でまちづくりに参画できるよう、あらゆる機会を通じて計画の趣旨の徹底を行い、各種施策の展開を図られたい。
- 本計画の推進によって、郷土への誇りや人と人との絆を強め、多彩に存在している優れた地域資源を活かすとともに、より一層価値を高め、次代に引き継ぐことが出来るよう、南丹市の発展を望みます。
- 本計画の実施にあたっては、限られた財源の効率的、効果的な運営を基本に、市政の全般にわたって適切な実施計画を作成し、実績と評価の総合的な方策を確立して計画の見直しなど柔軟な対応に努め、明確な事業実施に努められることを期待します。

総合振興計画用語説明

用 語	説 明
B O D	河川の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量のことで、数値が大きいほど水質が汚濁している。
LAN	ローカルエリアネットワーク。一つの限られた地域の中で、複数の家庭や施設を通信回線で接続し、相互にデータを伝送・共同利用するネットワーク。
NPO	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
pH	水素イオンの濃度を示す指数。数値が大きいほどアルカリ性。
S S	水中に浮遊している物質の量のことで、数値が大きいほど水の濁りが多い。
アイドリングストップ自動車	信号待ちなど、ごく短時間の停車中に自動的にエンジンを停止させることができる自動車のこと。
インターンシップ制度	学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験就業する制度。
オンデマンドシステム	顧客や利用者の要求(デマンド)があった時、そのつどサービスを提供する方式。交通においては、常時運行されている定期バスや鉄道はオンデマンドでなく、無線タクシーがオンデマンドとなる。
緊急地震速報システム	強い揺れが到達する前に地震情報を広く伝達するシステム。
クリーンエネルギー	自然現象から得られ、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境汚染物質を出さない、または排出が極めて少ないエネルギーのこと。
グリーン・ツーリズム	農山村の地域文化をありのままに活かして、来訪者の体験の場などを提供し、交流すること。
コーディネーター	いろいろな業務やサービスなどを調整して、一つにまとめ上げる人材。
コミュニティビジネス	地域住民が主体となって、経営感覚を持ちながら、地域ニーズに応える形で、地域に役立つモノやサービスを提供し、地域コミュニティを元気にする事業活動。
指定管理者制度	地方公共団体が、住民サービスの向上や経費の節減などを目的に、民間事業者など指定する者に、ホール、駐車場などの公共施設の管理代行を依頼する制度。
新エネルギー	従来から使用されている石油、天然ガス、原子力などのエネルギーに対し、太陽、風力などの自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場から排出される廃棄物など、その地域に存在するエネルギーのこと。
セキュリティ	安全。防犯。
セクシャルハラスメント	職場や教育現場などで行われる性的ないやがらせや脅迫などの言動。

用 語	説 明
総合型地域スポーツクラブ	地域において、子どもから高齢者までがさまざまなスポーツに参加することができ、住民によって主体的に運営される総合的なスポーツクラブ。
ドア・トゥ・ドア	出発地の玄関から目的地の玄関までの意味で、送迎や旅行荷物の宅配などのサービスを表現する際に用いられる。
特定保育	保護者のパートタイムなどの就労により保育が困難な0～3歳児未満の保育所に入所していない乳幼児について、週2～3日程度または、午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する事業。
ドメスティックバイオレンス	夫婦、恋人など親密な関係にある(あった)異性から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。
認定こども園	幼稚園、保育所、認可外保育施設のうち、就学前の子どもに関する教育と保育の両方の機能を提供し、併せて地域における子育て支援事業を行う施設。
ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会をめざす考え方。高齢者や障がい者が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるという考え方。
ノンステップバス	入り口から出口まで階段なしで乗り降りができる床の低いバスのこと。
パートナーシップ	協力関係。提携。協働。
バイオマス	バイオ＝生物資源とマス＝量からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。家畜排せつ物、稲わら、間伐材など。
ハイブリッドカー	ガソリン・エンジンと電気モーターを交互に使用することでCO ² の排出を減らした自動車。
パブリックコメント	まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。
バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。
ファミリーサポートセンター	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う制度。
ブロードバンドサービス	高速な通信回線によるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。具体的には光ファイバーやCATVなど。
ライフサイクル	人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
ライフスタイル	生活様式。暮らし方。
ローリング方式	毎年度、修正や補完など、計画の見直しを行うことにより、計画と現実とが大きくずれることを防ぐ方法。

森・里・街がきらめく ふるさと 南丹市

みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る

南丹市総合振興計画

発行日／平成20年3月
編集／南丹市企画管理部企画推進課
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地
TEL:0771-68-0003

